

メコン流域5国
(カンボジア、タイ、ミャンマー、ベトナム、ラオス)
における開発事業に伴う人権侵害調査
報告書

2026年3月

メコン・ウォッチ

木口由香

(高木仁三郎市民科学基金助成事業)

目次

はじめに	4
調査の背景と目的	4
メコン河流域国における開発と人権問題	5
分析の視点（国連ビジネスと人権に関する指導原則）	6
参考：各国の人権状況について参照すべき報告や指標	7
国連機関の情報	7
国際人権 NGO の発信する情報	8
言論の自由などの指標	8
第1章：国別状況	10
カンボジアの人権問題	11
1 人権保護団体の報告書から見るカンボジアの人権問題	11
1.1 アムネスティ・インターナショナルの年次報告書からみる 20 年	11
コラム「結社および非営利組織（NGO）に関する法（Law on Associations and Non-Governmental Organizations: LANGO）」の施行	14
2. カンボジアの開発事業における人権侵害	15
2.1. セサン下流 2 水力発電事業（LS2）	15
2.2. カンボジア国道 1 号線改修事業	17
2.3. カンボジアの土地問題	19
コラム：若者が主導する保全活動：Mother Nature Cambodia	19
3. まとめ（カンボジア）	20
タイの人権問題	21
1 人権保護団体の報告書から見るタイの人権問題	21
1.1 アムネスティ・インターナショナルの年次報告書からみる 20 年	21
2. 開発事業における人権侵害	23
2.1 パクムン水力発電ダム	23
2.2 サムットプラカン汚水処理事業	25
2.3 ボーノック（ボーノーク）・ヒンクルート石炭火力発電所事業	27
2.4 バガスを利用したバイオマス発電事業	28
3. まとめ（タイ）	30
コラム：暫定憲法第 44 条「国家平和秩序維持団団長の絶対権限」と EEC	30
ベトナムの人権問題	32
1. 文献から見る人権問題	32
1.1 アムネスティ・インターナショナルの年次報告書から見るベトナムの人権問題	32
1.2 魚の大量死事件	33
1.3 相次ぐ環境活動家の逮捕	34
2. ベトナムの開発事業における人権侵害	35
2.1 アーヴォン水力発電ダム	35
2.2 ベトナムの原発開発計画と日本の原発輸出	36
2.3 石炭火力発電	38
3. まとめ（ベトナム）	39

ラオスの人権問題	40
1 人権保護団体の報告書から見るラオスの人権問題	40
1.1 アムネスティ・インターナショナルの年次報告書から見るラオスの人権問題	40
1.2 プランテーション開発と土地問題	41
2 ラオスの開発事業における人権侵害	43
2.1 ナムトゥン第2水力発電ダム (NT2)	43
2.2 セピアン・セナムノイ水力発電ダム補助ダム決壊事故	46
3. まとめ (ラオス)	49
ミャンマーの人権問題	51
1. 市民団体の報告書から見る少数民族居住地域での人権侵害	51
1.1 土地を奪われた人々：シャン州における強制移住と超法規的殺害 (シャン人権財団.1998年4月)	52
1.2 強姦の許可証：シャン州で進行中の戦争におけるビルマ軍事政権の性的暴力行使	52
1.3 「ビルマ軍政下のダム開発 カレンニーの教訓、バルーチャウンからサルウィンへ」 (カレンニー開発調査グループ、2006年)	53
2. ラカイン州での人権問題	53
3. ミャンマー軍の資金源を理解する	55
4. 事例から見るミャンマーでのビジネスと人権に関する問題点	57
4.1 政府開発援助 (ODA) と軍系企業	57
4.2 軍が支配する天然資源：関連の会社が軍の収入源に	59
4.3 軍所有の土地での日本の官民ビジネス：Yコンプレックス	63
4.4 軍系企業とクローニーの存在	65
5. まとめ (ミャンマー)	67
第2章：強制失踪と越境影響	69
強制失踪	70
1. タイでの強制失踪	70
2. ラオスでの社会活動家強制失踪	71
3. ラオスでの他のケース	71
国境を越える投資による人権侵害	73
1. タイ企業の周辺国への投資の影響	73
1.1.カンボジア：ココン州経済土地コンセッションとタイ企業	73
1.2 ラオス：サイヤブリダム	75
1.3 ミャンマー：ダウェイ経済特別区 (SEZ) 開発事業	76
2. ベトナム企業の海外投資	78
2.1 ヤリ滝ダム	78
総括	80
メコン流域の開発における人権侵害を軽減・予防するための課題	80

はじめに

調査の背景と目的

国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」が2011年に発表されて以降、企業活動の中での人権侵害の防止が世界的な関心を集めている。日本と経済的につながりの深いメコン河流域の国々では、浮き沈みはあるものの、基本的には国内総生産（GDP）の拡大が続き経済成長が続く中、環境アセスメントの法制化など、環境や人権に配慮する制度の整備も進んでいた。だが開発の現場をみると、未だに人々の生活や権利は脅かされつづけている。20世紀までは、インフラが整い経済が成長すれば、「多少の犠牲」が出てどの国でも民主化が進み、経済成長の恩恵も分配される、といった楽観的な見方があったように思う。国際NGOのOxfamの2020年の報告によると、実際には世界で富裕層が過去10年間で倍増し、たった2千人程度の最富裕層が世界人口の6割を占める最貧困層の46億人より多くの財産を保有している²。格差は広がり「公平さ」から世界は遠のいているようにも見える。

メコン河流域国でも、経済開発は各国にGDPの拡大をもたらし、主に都市住民や現地の新興企業にその恩恵を与えてきた。一方で、農村部に暮らす人たちは、開発によって土地や、日常的に利用する自然資源へのアクセスを奪われ、更に貧困化してきたといえる。その一部は農村を離れ都市に流れ込み、都市の貧困層を形成するが、そこでまた、都市開発による立退きを迫られるケースなどもみられる。ある国で経済が発展しても、その恩恵が平等に行き渡らないこと、また、そこで生まれる格差は私たちが長年目にしてきていることだ。企業と開発の影響を受ける地域住民の間には、情報、発言力などに大きな格差がある。住民側は、権利を守るため声をあげることで脅迫され、時には命を落とすことすらある。

そのような状況の中、開発の負の影響を予防・改善するには、事前に影響を受ける人々が正しい情報を得て議論ができること、また事実を明らかとし問題を訴え、第三者であるNGOや弁護士などの人権擁護者を交え、政府や実施者に対する必要があるとメコン・ウォッチは考え、活動してきた。特に活動を開始した頃は、日本政府が開発援助の分野で大きな影響力を持ってきたことから、政府開発援助（ODA）や、国際協力銀行（JBIC）による投融資の環境社会配慮について、事業実施上のガイドラインの策定、その運用への提言を通して現場で起きる問題の軽減に取り組んできた。だが、民間の資金力が上がり、投資が増えたことで、主要なアクターは政府だけではなくなった。また、このような活動が機能するためには、そもそも、世界人権宣言に示されたように、生命、自由及び身体の安全に対する権利を人々が有することはもちろんのこと、表現の自由や結社の自由が守られている環境が必要である。だが、流域の各国ではその環境が広がった部分と狭まっている部分が混在している。

そもそもの流域各国の社会状況を見れば、東西冷戦時代に社会主義国側に属したインドシナ3国（カンボジア、ベトナム、ラオス）では、一党支配、あるいはそれに近い状況が続き、公害問題や開発による貧困化に関して、基本的に日本の私たちが考えるようには、人々に言論の自由が保証されているとは言えない。ミャンマーは、軍主導の民政移管後も、ミャンマー軍が国会の統制を受けずに「国防」や軍の人事に関与することができた。国会議員の軍人枠が憲法で定められているため、国会で憲法や関連法を改正することは極めて困難で、事実上二つの権力が国を統治している状況のまま、少数民族地域での武力衝突やロヒンギャ・ムスリムに対する非人道的な行為が発生していた。更に2021年2月1日、ミャンマー軍はクーデターにより、選挙で選ばれた政権を崩壊させ、軍政復活に反対する市民への弾圧が続いている。ミャンマー軍は広範なビジネスネットワークをも形成し、そこからの資金が虐殺に供給されてい

¹ 『ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合「保護、尊重及び救済」枠組実施のために（A/HRC/17/31）』（2026年2月20日閲覧）

https://www.unic.or.jp/texts_audiovisual/resolutions_reports/hr_council/ga_regular_session/3404/

² Oxfam. “World’s billionaires have more wealth than 4.6 billion people.” (2026年2月20日閲覧)

<https://www.oxfam.org/en/press-releases/worlds-billionaires-have-more-wealth-46-billion-people>

る可能性も指摘されてきた³。また、流域の中では一番民主的とされてきたタイでも、繰り返される軍のクーデターにより市民の自由は狭まり、それに対する反発を抑えるため王室不敬罪といった罪状が若者らに頻繁に適用されている。また、人権擁護者や活動家の強制失踪も起きている。

一方、米国の変容で不確実性が高まっているとはいえ、国際的にはビジネス上の人権保護は主流化されているといえるだろう。1999年の世界経済フォーラム（ダボス会議）で、当時のコフィー・アナン国連事務総長が提唱したイニシアチブである国連グローバル・コンパクトは、企業のリーダーシップによる自発的な取り組みで、「人権」「労働」「環境」「腐敗防止」の4分野10原則を柱とする⁴。2000年に正式に発足して以降、2021年時点で世界約160カ国、17,500を超える企業・団体が署名している⁵。これにより企業にとって人権侵害がリスクとなることが明確化され、その後の「ビジネスと人権に関する指導原則」に結びついた。

日本では、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）も、非財務情報であるESG（Environment, Social, Governance）要素を考慮する「ESG投資」を行うと宣言している。2021年12月、経済産業省は上場企業のサプライチェーンにおける人権の取り組み状況についてのアンケート結果を公表した⁶。「ビジネスと人権～責任あるバリューチェーンに向けて～」と大したホームページも立ち上げ⁷、情報を周知するほか、「サプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン検討会」を2022年3月から開始⁸、ガイドラインも発表された⁹。

メコン河流域国における開発と人権問題

メコン河流域国を見ると、東西冷戦下で先行して経済発展していたタイに続き、2000年代からは他の国々にも公的資金による支援や民間の投資が活発化した。また、タイやベトナムからの投資が、ラオスやカンボジアに行われるようにもなった。日本などいわゆる先進国の公的資金が開発に投じられる場合、それぞれの機関の有する実施上の政策や環境社会配慮ガイドラインなどが、現地での問題防止に一定の役割を担ってきた。その一方で、各国の政治状況の変化、人権について欧州や日本とは全く異なる見解を持つ中国からの投資が増大したこと、地元資本の急激な成長などにより、流域各国の実質的な人権配慮は、国際的な人権水準に近づいているとは言い難い面がある。

この状況下で、開発や投資による被害を受ける人たちの権利を守るためには、資金を提供する国の市民が現場での問題を認識することは重要であるだろう。また、メコン河流域各国で経済活動を行う企業関係者には、国際的な水準の人権デューデリジェンス実施が求められ、「ビジネスと人権」に関する関心が企業の間でも高まっている機会に、開発の現場で何が起きてきたか知ってもらえればとも考える。

³ ヒューマン・ライツ・ウォッチ. 「ミャンマー国軍が残虐行為の資金を供給」(2026年2月20日閲覧)
<https://www.hrw.org/ja/news/2019/08/05/332749>

⁴ Global Compact Net Work Japan. 「国連グローバル・コンパクトの10原則」(2026年2月20日閲覧)
<https://www.ungcn.org/gc/principles/index.html>

⁵ <https://www.unglobalcompact.org/what-is-gc/participants>

⁶ サステナブル・ブランド・ジャパン. 「「ビジネスと人権」政府初調査 上場企業5割強が人権デューデリジェンスを実施」(2026年2月20日閲覧)
https://www.sustainablebrands.jp/news/jp/detail/1206052_1501.html

⁷ 経済産業省. 「ビジネスと人権～責任あるバリューチェーンに向けて～」(2026年2月20日閲覧)
<https://www.meti.go.jp/policy/economy/business-jinken/index.html>

⁸ 経済産業省. 「サプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン検討会」.(2022年3月11日閲覧)
https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/supply_chain/index.html

⁹ 経済産業省. 『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』(2026年2月20日閲覧)
<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf>

分析の視点（国連ビジネスと人権に関する指導原則）

このレポートでは、タイ、ラオス、ベトナム、カンボジアに関してこれまでの約 20 年間で様々な形でメコン・ウォッチが監視してきた開発、主に大型インフラ事業を中心とした問題事例を示す。ここでは具体的な事例を通し、人々が直面してきた問題点を示すことを心がけた。ミャンマーについては、2021 年クーデターで状況が激変したため、ミャンマー軍を利する事業の事例を通し問題点を洗い出し紹介するよう努めた。人権問題に関心のある方には、これらの事例を参考に、権利侵害の予防や改善のポイントを考えるために使っていただけたらと思う。

レポートでは、「ビジネスと人権における指導原則」が企業に求める原則 13、「人権を尊重する責任は、企業に次の行為を求める」に示されている、

- a. 自らの活動を通じて人権に負の影響を引き起こしたり、助長することを回避し、そのような影響が生じた場合にはこれに対処する。
- b. たとえその影響を助長していない場合であっても、取引関係によって企業の事業、製品またはサービスと直接的につながっている人権への負の影響を防止または軽減するように努める。

という点を踏まえ、人権への負の影響を「助長」することやサプライチェーンの中での影響も含めている。また、私たちの扱ってきた問題が、各国で起きている事例のほんの一部であることも踏まえて、国際的な人権 NGO の報告、各種指標も簡単だが紹介している。

メコン・ウォッチがこれまでモニタリングをしてきた地域に濃淡があるために、事例には偏りがあることはお断りしておく。タイの事例は多く、ラオスやカンボジアでは、水力発電所建設に関わる問題に取り組んできたことで、事例がそれに集中している。ベトナムは、政治体制の影響でこれまでも現地活動が難しかったため、他の団体・機関の出した情報を多く参照した。ミャンマーについては、上述の通りである。

この間、変化する現地の情勢に圧倒され、調査の意義を見失い、何度も作業が中断してしまった。だが、辛抱強く待っていただいた高木仁三郎市民科学基金の皆様の応援や、メコン・ウォッチがビジネス上の人権配慮が主流化する前から開発の現場での人権侵害に関し、調査研究、開発機関へ改善への働きかけを四半世紀続けてきたことを踏まえ、経験の振り返りを残しておく意義があると思い直し、ようやく作業を終えた。これまでメコン・ウォッチに関わってきたスタッフ、インターン、ボランティアの皆様のご活動の積み重ねを活用させていただいたことをここで感謝申し上げます。ただし、内容について誤りがある場合は、筆者の責任である。このレポートによって、これまでに起きた事例、現在進行形の問題から、人権侵害状況の改善に結びつける議論や動きが一つでも生まれることを願っている。最後に、非常に発表が遅れたレポートを辛抱強く待ってくださった高木仁三郎市民科学基金の関係者の皆様にあらためて深く感謝を申し上げます。

メコン・ウォッチ 木口由香

参考：各国の人権状況について参照すべき報告や指標

ビジネスと人権に関し、2023年7～8月に国連「ビジネスと人権」作業部会が日本で調査を実施し、「ミッション終了ステートメント」を発表している。その中で、日本がビジネスと人権分野で依然として十分に組み立てていない課題があることへの懸念が示されている。具体的には「女性や障害者、先住民族、部落、技能実習生、移民労働者、LGBTQI+の人々など、リスクにさらされた集団に対する不平等と差別の構造を完全に解体することが緊急に必要」と指摘し、さらに日本に独立した国家人権機関がないことを深く憂慮し、その設置も求めている¹⁰。現在、世界の約120か国が国家人権機関を設置している中、日本にそれが存在しないことは、国連機関から繰り返し勧告されてきた課題である¹¹。このように日本も、人権分野でさまざまな改善すべき課題を抱えていることを認識する必要がある。

メコン・ウォッチを含む政策提言型のNGOは、日本の援助機関や外務省との議論の中で、各国の人権状況を把握し、状況が深刻な国には開発援助を行うべきではないと主張してきた¹²。しかし、その意見が政府に十分に受け入れられているとは言いがたい。

以下に、国際水準の人権配慮をする上で参照すべき情報源をまとめた。

国連機関の情報

各国の人権状況を把握するには、国連人権高等弁務官事務所（Office of the High Commissioner for Human Rights: OHCHR）の公表している国別の人権状況が参考になる。OHCHRは国連の人権活動の中心となる機関で、人権理事会、条約によって設けられた機関（条約の順守状況を監視する専門家委員会）、その他の人権機関の事務局を担っている。

UN OHCHR countries

<https://www.ohchr.org/en/countries>

また、2006年に創設された国連人権理事会が実施するUPR（普遍的・定期的レビュー）も、重要である。UPRは国連加盟国（193ヶ国）全ての人権状況を普遍的に審査する枠組みとして作られた制度で、約4年半のサイクルで各国が審査を受ける。その審査基準には、国連憲章、世界人権宣言、当該国が締結している人権条約、自発的誓約などの適用される人権法が含まれることになっている。UPRは、審査に提出されるレポートに、NGO等が提供した文書の要約（Summary of stakeholders' information）があり、その国の抱える人権状況について、市民社会がどのような点を問題としているか概要を知ることができる。

Documentation by country（OHCHR）

<https://www.ohchr.org/en/hr-bodies/upr/documentation>

¹⁰ 国連ビジネスと人権の作業部会 訪日調査、2023年7月24日～8月4日。ミッション終了ステートメント。東京、2023年8月4日。(2026年2月20日閲覧)

<https://www.ohchr.org/sites/default/files/documents/issues/development/wg/statement/20230804-eom-japan-wg-development-japanese.pdf>

¹¹ 朝日新聞。「国家人権機関（国内人権機関）とは 機能は？なぜ日本にない？専門家が解説」（2026年2月20日閲覧）

<https://www.asahi.com/sdqs/article/15055296>

¹² 例えば「『開発協力大綱』改定に関する要請（2022.9.29）」など

http://www.mekongwatch.org/PDF/rq_20220929.pdf

また人権理事会には、人権侵害を調査し、個々のケースや緊急事態に介入する「特別手続き」が定められている。助言を与える特別手続きには個人（「特別報告者」もしくは「独立した専門家」と呼ばれる）と 5 人のメンバーから構成される作業部会とがある。特別手続きは人権理事会によって任命され、個人の資格でその任務を果たす¹³。2024 年 11 月時点で、46 の主題別任務と 1 の国別任務が存在する¹⁴。

メコン河流域国に関しては、ミャンマーとカンボジアにそれぞれ、人権状況に関する特別報告者が任命されている。また主題別でもメコン河流域各国も複数の主題で調査対象となっている。

Special Procedures of the Human Rights Council

<https://www.ohchr.org/en/special-procedures-human-rights-council>

国際人権 NGO の発信する情報

国際的な人権団体、アムネスティ・インターナショナルやヒューマン・ライツ・ウォッチは年次報告書を発行しており、国別に情報がまとめられている。また、FIDH（国際人権連盟：International Federation For Human Rights）は、116 カ国の加盟 NGO からの情報を発信している。

Amnesty International

DOCUMENTING THE STATE OF HUMAN RIGHTS

<https://www.amnesty.org/en/countries/>

Human Rights Watch

WORLD REPORT

<https://www.hrw.org/previous-world-reports>

International Federation For Human Rights:FIDH

<https://www.fidh.org/en>

言論の自由などの指標

人権状況を知るために重要な背景の情報は、その国の言論の自由、腐敗度などが参考値となる。

国境なき記者団の世界報道自由度ランキング

<https://rsf.org/en/index>

国境なき記者団 (RSF : Reporters Sans Frontières) は、報道の自由の確立を目的とする国際的な NGO で、1985 年にフランスで設立された。おもな活動内容は、各国政府によるメディア規制に反対し改善を促すことと、不当に投獄されたジャーナリストの救出となっている。RSF は 2002 年から『報道の自由度報告書 (Worldwide press freedom index)』を毎年発行しており、各国の言論の自由を把握することができる。

¹³ 国際連合広報センター. 「特別手続き」(2026 年 3 月 19 日閲覧)

https://www.unic.or.jp/activities/humanrights/hr_bodies/special_procedures/

¹⁴ Special Procedures of the Human Rights Council (2026 年 3 月 19 日閲覧)

<https://www.ohchr.org/en/special-procedures-human-rights-council>

フリーダムハウスの「世界の自由」報告書

<https://freedomhouse.org>

(Tracking Democracy and Freedom Around the World のページ)

フリーダム・ハウス (Freedom House) は、世界の自由・人権の保護を目的として 1941 年に設立された米国の超党派非政府組織。各国の自由度を調査・分析し、政策提言も行う。政治的権利と市民的自由に関して、報告書『世界の自由 (*Freedom in the World*)』を発行している。政治的権利では、選挙プロセス、政治的多元性と参加、政府の機能を、また、市民的自由に関しては、表現・信教の自由、団体・組織的な権利、法の支配、個人の自律性と個人の権利を指標化している。

2026 年 2 月時点で、メコン河流域国は全て自由のない国 (Not Free) と分類されている。

トランスペアレンシー・インターナショナル (TI) の「世界腐敗指数」

<https://www.transparency.org/en/>

TI は、世界各国の数百の国内団体の集合体で、本部事務局をドイツ・ベルリンに置く。1993 年 5 月にドイツで非営利団体として発足した後、国際的な組織に発展し、毎年「世界腐敗指数 (Corruption Perceptions Index)」を発表している。この指数によって、世界の各国・地域をランキングすることで、腐敗の相対的な程度を毎年把握できるとされる。スコアが低いほど、汚職度が高い。TI は 1995 年から調査を始めているが、指数算出のための手法は、2012 年に改訂されている。メコン河流域国の汚職度は高いとされている。

第 1 章：国別状況

カンボジアの人権問題

カンボジアでは 1975 年から 1979 年にかけてクメール・ルージュ（日本では「ポル・ポト政権」として知られる）が政権を掌握した。クメール・ルージュは私有財産制度を廃止し、土地登記書類などもすべて廃棄、かつ、全土にわたって国民の強制移住を実施した。過酷な支配により、4 年間で 100 万から 200 万の人が死亡したとされる。クメール・ルージュの政権崩壊後に複数の派に分かれた内戦が続いたが、1991 年に和平が成立、混乱のなかから国家建設が始まっている。この際、大量の難民や避難民が、元いた土地などに帰還したが、それが土地の「不法占拠」と呼ばれるも招いた。このような経緯から、経済発展が始まった 2000 年代から、土地をめぐる問題が噴出している。また、豊かな自然環境に頼っていた住民の生活も開発によって大きく変わる事となった。

1 人権保護団体の報告書から見るカンボジアの人権問題

1.1 アムネスティ・インターナショナルの年次報告書からみる 20 年

クメール・ルージュの支配と内戦で疲弊したカンボジアには、和平成立後に国際機関や NGO などによる海外からの援助が大量に投じられた。経済や社会を立て直すためのさまざまな事業が行われたのと同様に、脆弱なガバナンスや汚職といった問題から生じるカンボジアの人権問題は、1990 年代以降から詳しく記載されることになった。

国際人権団体、アムネスティのまとめによると、2000 年からのカンボジアの人権問題は、表現や言論の自由、土地問題、環境破壊や人権侵害に声をあげた人々への弾圧などが重要な 이슈である。2000 年代初頭から、土地をめぐる問題で、政府の暴力的な対応により多くの問題が起きた。他にも、貧困、子どもや女性への暴力も人権上の大きな課題となっている。

2018 年に行われた総選挙で、当時のフン・セン首相は、与党人民党が勝利するため最大野党のカンボジア救国党を解党し、野党支持者だけでなく政権に批判的と見なされた労働組合、NGO、ジャーナリストなど様々なグループに対し、結社の自由の侵害し、言論の自由を制限してきた。またそれらの行為を正当化するための法改正も実施されている。司法も政権から独立してはいない。この頃からアムネスティの報告書に、開発関係の記述が減っているが、問題が解決に向かっているわけではない。フン・セン氏から息子のフン・マニット首相に政権が移行しても、このような政治状況は、カンボジアの人権状況全体に大きな影を落とし、影響は社会の広範に及んでいる。

2000 年からの 10 年

2000 年から 2004 年まで、主要な人権問題は、クメール・ルージュ裁判、政治的な対立に基づく暴力、難民問題について集中している [1999-2005 年報告書]。

その間は開発に関しての記載は少なく、2003 年 1 月、カンボジアの非政府組織 (NGO) 「環境のための平和な女性たち」の代表 Uch Klum Nary 氏が警察から逮捕の脅迫を受けた件が初出であるようだ。彼女は政府当局者から、12 月にプノンペンで行われた森林コミュニティの代表者による森林局への陳情集会を支援したとして告発された。同年、当局は、環境 NGO 「グローバル・ウィットネス」の現地代表エバ・ガラブル氏を「情報漏洩」の罪で告訴すると脅迫している。カンボジア当局はその後、国内の伐採・森林伐採を監視するグローバル・ウィットネスとの契約を解除した¹⁵ [2004 年報告書]。

¹⁵ この件については、メコン・ウォッチ発行の、『フォーラム Mekong の Vol.5 No.4 (2003.12.31 発行) <特集> カンボジア』に掲載の「ひと with mekong エバ・ガラブルさん」の記事で、当時のグローバル・ウィットネスの活動を紹介している。 <http://www.mekongwatch.org/PDF/FM5-4.pdf>

2005年から「土地と居住」についての記述が見られ、国連の適切な住居に関する特別報告者が、カンボジアで発生している土地収奪、強制立ち退きの問題を指摘した。モンドルキリ州では、政府の土地コンセッションによって、先住民のプノン民族が先祖伝来の土地と農地を企業に奪われたケースが記載されている [2006年報告書]。

2006年も「土地と居住」に関して、企業と当局の間で土地の譲渡やその他の不透明な土地取引が続き、同年6-7月に起きた一連の強制立ち退きで、プノンペンの都市部に住む約1万人の貧困層が、十分な協議や補償、法的保護もないままコネを持つ実業家たちに家を奪われた、と報告している [2007年報告書]。

2008年報告書からは、「強制立ち退き」の項が設けられ、開発や土地収奪によって数千人が住居や生活手段を失ったと報告している。プノンペンでは、ブオンコク湖周辺で2万人、全国でおよそ15万人が強制立ち退きの危機に瀕している。また、このような問題の被害者の側に立つ人権擁護者への弾圧も問題となっている。2007年6月、国際NGOグローバル・ウィットネスが、政府と軍の高官が違法伐採に関連する重大犯罪に関与している、と主張する報告書を発表した。当局情報拡散を防ぐ圧力をジャーナリストらにかけ、グローバル・ウィットネスの職員は暴力の脅迫を受けている [2008年報告書]。

土地紛争、土地収奪、農工業開発、都市再開発計画を背景に、強制立ち退きが続く、強制的に立ち退きを強いられた人は効果的な救済措置を受けられなかった。2008年中、少なくとも27件の強制立ち退きが発生し、約2万3000人が影響を受けた。政府は強制立ち退きの発生を否定した。約150人の土地活動家と影響を受けた人々が逮捕され、その多くが根拠のない刑事告発で訴追された。プノンペンのブオンコク湖周辺の4000世帯以上が、同湖が埋め立てられ立ち退きを余儀なくされた。影響住民の多くは、湖周辺の簡素な住宅で、貧困生活を送っていた。埋め立てが始まるまで住民には何の通知もなかった。 [2009年報告書]

2009年、少なくとも26件の強制立ち退きにより、大半が貧困層である約2万7000人が避難を余儀なくされた。7月には、複数の国際援助国・機関が、「土地紛争を解決するための公正かつ透明性のあるメカニズムが整備され、包括的な再定住政策が確立されるまで」、強制立ち退きを停止するよう求めた。市民社会からの批判を受け、世界銀行は、脆弱層の土地所有権の保障を守るため、複数の援助国・機関が支援する土地管理・行政プロジェクトにおける政策の強化を試みたが、カンボジア政府は世銀との契約を解除するという対応に出た。土地収奪に抗議する人々への弾圧も続いた [2010年報告書]。

2010年以降

2010年も強制立ち退きが引き続き大きな問題となった。国連事務総長の訪問に合わせて行われたブオンコク湖周辺の立ち退き住民による平和的な抗議行動が、警察により暴力的に攻撃され、参加していた Suong Sophorn 氏が気絶するまで殴打されるといった事件が起きている [2011年報告書]。

地元NGOの推計では、2003年以降に監視対象となった国土の約半分に及ぶ地域で、42万人が影響を受けたとされている。オッドーミアンチェイ州で、アンコール・シュガー社による強制立ち退きが記録されている（「国境を超える人権問題」の章に関連情報）。プノンペンのブオンコク湖周辺の移転でも、抗議活動を行なった住民への警察の暴力があった。また、カンボジア当局は、労働組合員、土地・住宅の権利の活動家、NGO、その他の人権擁護活動家に対し、平和的な活動を阻止するため、脅迫、嫌がらせ、身体的攻撃、法的措置を続けた。鉄道再開発計画で移住を余儀なくされたコミュニティの件に関し、地元NGO、Samakhum Teang Tnaut (STT) が、公式に活動停止処分を受ける事態が発生している。豊かな森林であるプレイロンの森での伐採に反対する少数民族らが首都でビラを配布したことで100名以上が逮捕された。 [2012年報告書]

土地をめぐる問題は続き、土地や居住の権利をめぐる抗議や労働組合活動家による活動は、暴力的に排除されることが続いた。治安部隊の発砲による死者が各地で出たが、適切な調査は行われていない。人権擁護活動家への刑法の適用も続いた。プオンコク湖周辺の立ち退き住民の女性13名が略式裁判で懲役2年6ヶ月の判決を受けた（控訴により釈放され、刑期は執行猶予）。政府は企業などへの経済土地コンセッション（ELC）の付与を一時停止し、既存のELCが既存の規制に準拠していることを確認するための見直しを発表したが、実際には複数のELCが付与された。プノンペン中心部では、ボレイケイラ地区に住む約300世帯の家屋が作業家によって破壊され、治安部隊は催涙ガスとゴム弾を使用し、怪我人も出ている。移転住民のためのプノンペン郊外の2つの移転地は、適切な衛生設備、住居、仕事の機会がなかったため、約125世帯が移転を拒否、近隣の劣悪な環境下で暮らし続けた。[2013年報告書]

土地をめぐる紛争は、土地収奪、強制立ち退き、経済土地コンセッション（ELC）、環境問題は激化し、それに伴う抗議活動や対立も激しくなった。カンボジアの人権団体 Cambodian Human Rights and Development Association（ADHOC）は、カンボジア全25州のうち17州にある105のコミュニティに居住する約1万1000世帯を代表して、関係当局に苦情申し立てを再提出した。カンボジアの人権団体 Cambodian League for the Promotion and Defense of Human Rights（LICADHO）は、2000年以降、活動する国土の約半分の州で、土地収奪と強制立ち退きの影響を受けた人が総勢50万人を超えたと推定している。また、国際法の専門家グループが10人の被害者を代表して国際刑事裁判所（ICC）にカンボジア政府による土地収奪は人道に対する罪であると報告している。[2014-15年報告書]

政治評論家ケム・レイ氏暗殺¹⁶ [2016-17年報告書]。

プオンコク湖コミュニティの著名な土地権利活動家テップ・ヴァニー氏が、2013年の抗議活動に関連し罪で有罪判決を受け、懲役2年6ヶ月を宣告された。人権団体ADHOCの現職及び元職員5人が、証人買収の容疑で1年以上にわたり公判前拘留された後、保釈されている。環境活動家団体「マザー・ネイチャー」の2人が、砂の違法な密輸疑惑のある浚渫船を撮影していたところを逮捕された。2人は、重罪教唆と無許可の録音の罪で起訴された。土地管理省の発表した報告書によると、2016年に受理された土地紛争に関する苦情は前年比で増加した。ストゥントレン州の下流セサン2ダムの影響地で、先祖伝来の土地からの退去を拒否した先住民は強制移住に直面した（開発事業における人権侵害の項参照）[2017-18年報告書]。

環境悪化と先住民族の権利が問題となった。豊かな環境が残ることで知られるプレイロンの森で、プレイロン・コミュニティ・ネットワーク（PLCN）が毎年行ってきた植樹行事が、環境省によって2年連続で拒否され、森林伐採を監視するパトロールも禁止された。また、PLCNメンバーのChan Thoeun氏が、伐採業者とみられる人物とトラブルとなった後、2年の執行猶予付き懲役刑を言い渡された。また、環境省職員により、プレイロンの森で環境保護活動家5人が逮捕、恣意的に拘留された。[2021-22年報告書]。

保護林における大規模な違法伐採が続き、森林に依存する先住民族に深刻な影響を及ぼした。プノンペンに残る数少ない湖の一つであるプオン・タモック（Boeung Tamok）湖が、政府により開発のために民間企業や個人に売却または贈与され続けている。カンボジア最高裁判所は、環境活動家のグループ「マザー・ネイチャー・カンボジア」の3人に対しての「重罪を煽動した罪」の有罪判決を支持し、刑期の一部執行猶予を言い渡した [2022-23年報告書]。

¹⁶ ヒューマン・ライツ・ウォッチ 「カンボジア：ケム・レイ氏殺害事件の真相究明を フン・セン首相批判で有名な政治評論家の殺害から2年、いまだにまともな捜査なし」 (2026年2月20日閲覧)

<https://www.hrw.org/ja/news/2018/07/10/320240>

などに詳しく紹介されている。

コラム「結社および非営利組織 (NGO) に関する法 (Law on Associations and Non-Governmental Organizations: LANGO)」の施行

LANGO は 1995 年から検討が始まり、2010 年に第 1 次草案が公開された。翌 2011 年に、NGO や国際援助機関を交えたコンサルテーションが開かれ、第 2 次から第 4 次草案が公開されてきたが、公開のたび市民社会からの問題指摘が相次ぎ、2011 年末からは棚上げ状態となっていた。しかし 2015 年 4 月、フン・セン首相が「今国会で同法を可決させる」と発言。6 月に第 5 次草案が閣議決定され、関連委員会での審議が決定したのち、わずか 1 日の公聴会「NGO 法を理解するためのセミナー」と称する会が開かれ、その後、数時間の国民議会や上院、憲法評議会での議論を経て成立してしまった。

同法の問題は多岐に渡るが、特に結社・NGO の登録拒否・解除事由として「国家の安全、統一、文化、伝統を損なう場合」を規定し、国内外の NGO に対し「政治的中立」を義務づけている点が問題で、開発に伴う負の影響を軽減しようとする NGO や住民の活動を著しく阻害する根拠となり得る。また、法案には多くのあいまいな文言が用いられており、恣意的な適用を乱発させる危険をはらみ、NGO や労働組合の活動を萎縮させている。有力議員の所有会社との紛争を抱える住民を支援してきた NGO の Equitable Cambodia (EC) は、2017 年 9 月に 30 日の業務停止を命じられたが、この際に LANGO が適用された。EC はヨーロッパ連合の働きかけなどでその後活動を再開しているが、土地をめぐる問題の解決のために活動が大きく制限されていることを印象付けた。

参考：

メコン・ウォッチ. 「カンボジア・NGO 法>違憲の訴えを退け、施行へ」 (2015/8/20)

http://www.mekongwatch.org/resource/news/20150820_01.html

メコン・ウォッチ. 「カンボジア「結社および NGO に関する法案」に関する緊急要請書」 (2015/6/18)

http://www.mekongwatch.org/resource/documents/rq_20150624.html

メコン・ウォッチ. 「カンボジア・NGO 法>業務停止 NGO、活動を再開」 (2018/4/20)

http://www.mekongwatch.org/resource/news/20180420_01.html

また、日本の法務省が以下に LANGO の和訳を公開している。

結社および非営利組織に関する法律

<https://www.moj.go.jp/content/001226853.pdf>

カンボジアでは現地人権団体、LICADHO と ADHOC が、土地や環境をめぐる問題、人権擁護者への弾圧を記録、告発し続けているので、参照されたい。

Cambodian League for the Promotion and Defense of Human Rights (LICADHO)

<https://www.licadho-cambodia.org>

Cambodian Human Rights and Development Association (ADHOC)

<https://www.adhoccambodia.org>

2. カンボジアの開発事業における人権侵害

ここでは、2000年以降で、メコン・ウォッチが調査やモニタリングを行なった事例について、開発事業実施において、どのような問題と人権の侵害が起きたかを概観する。

2.1. セサン下流2水力発電事業（LS2）



図1：LS2 ダムへの反対を表明する住民（2012年）

人権侵害の様相

・環境・生活・生計に関わる権利への影響

- LS2 ダムの建設と運用により、漁業資源が大幅に減少し、河川漁業に依存してきた住民の主要な生計手段が深刻な影響を受けた。
- 移転住民に対して提供された住宅や土地は、質・立地・生業適合性の点で不十分で、移転後の生活に困難を抱える住民が多い。

・情報公開及び住民参加の欠如

- ダムの設計変更が行われたにもかかわらず、新たな環境影響評価(EIA)は実施されず、影響住民及び一般市民に対する十分な情報公開は行われなかった。
- NGO や住民からは、越境影響を含む再評価と協議を求める要請が出されたが、政府及び事業者はこれに応じることなく建設を進め、住民の合意がないまま貯水が開始された。

・少数民族の権利及び文化への影響

- 影響住民の多くは少数民族であり、移転により祭祀空間、先祖の墓地といった文化的・精神的に重要な場所へのアクセスが失われた。
- 森林や河川からの採取活動が制限され、少数民族の生活様式が損なわれた。

・越境影響

- 建設によりメコン河流域に生息する魚類の9.3%が減少し、50種以上が絶滅の危機に瀕すると予想された。

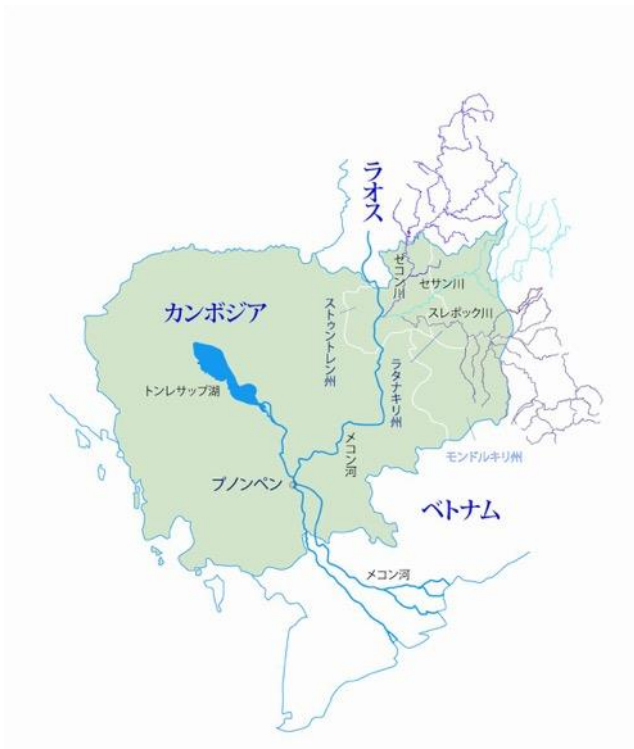


図2：カンボジア地図

カンボジア北東部では、セコン、セサン、スレポックという3つのメコン河の支流が、扇型に東から西に流れている。一番南を流れるスレポック川がセサン川に合流し、それから更にセコン川に合流して本流メコン河に注ぐ。セコンの上流はラオス、セサン、スレポックの上流はベトナムになる。三つの河川の頭文字をとって3S地域とも呼ばれる。

LS2は、カンボジア北東部ストウントレン州に位置している。セサン川とスレポック川の合流地点から約1.5km下流で建設された（メコン河本流と合流する約25km上流）。LS2は「建設・運営・譲渡方式」（BOT）の事業で、40年の操業後にカンボジア政府へ譲渡される。事業主体企業のセサン下流2水力発電社（Hydro Power Lower Sesan 2 Co., Ltd.）には、カンボジアのロイヤルグループ社（39%）と中国のハイドロランチャン国際電力会社（51%）、ベトナムのEVN国際合弁企業（EVNI）が10%を出資している。

建設前からダムが環境影響は非常に大きいとみられており、2012年に米国科学アカデミーの紀要が掲載した論文によると、建設によりメコン河流域に生息する魚類の9.3%が減少し、50種以上が絶滅の危機に瀕するとされた¹⁷。また2014年に設計変更がなされたが環境影響評価（EIA）はやり直されず、関連情報も公開されなかった。同年10月、流域で活動するNGOから、1) ダムの設計変更に関する詳細な情報を全影響住民と一般に対して公開すること、2) 新たなEIAが完了するまで、全ての建設工事を中止すること、3) 事業続行に関する意思決定は、新たなEIAに基づいた全影響住民への十分な情報提供と協議の下で行うこと、4) 新たなEIAは、①越境影響を含む起こりうる全ての影響調査、②上流下流に暮らす全影響住民や利害関係者との国内/国際基準に則った十分な協議、③影響住民の懸念を考慮した上での正当な補償と生計回復に関する適切な評価、を含むこと、という共同声明が出されたが、カン

¹⁷ Guy Zin 他. "Trading-off fish biodiversity, food security, and hydropower in the Mekong River Basin". 2012. (2026年2月20日閲覧)

<http://www.pnas.org/content/109/15/5609>

ボジア政府も事業者もこれに応えることなく建設を進めた。

影響住民の一部は、ダムの建設に反対し立ち退きを拒否していたが、2017年11月に、住民の合意なく、ダムの貯水が開始された。住民の多くは少数民族で、祭祀の場や先祖の墓が移転できないことに不満が出ていた。また、周辺にある状況の良い森からの林産物の採取、そして川の魚や植物などの採取が妨げられ、かつ良好な農地を手放すことでの貧困化を恐れていた。実際に、移転地で提供された家屋は質が悪く、生活に十分な水も用意されていなかった。また、土地は支給されたもののすぐに農耕できる状態にはなく、移転に合意した住民も困窮した。移転を拒否した住民の一部は、貯水池の周辺に暮らし、その場で生活する権利を政府に求めている。

移転住民だけでなく、セサン、スレポック川上流のラタナキリ州の住民数万人も、主な生計手段である漁業に深刻な影響を受けている。

関連情報・引用元

メコン・ウォッチ セサン下流2水力発電事業

<http://www.mekongwatch.org/report/cambodia/LowerSesan2.html>

2.2. カンボジア国道1号線改修事業



図3：工事を見守る子どもたち

人権侵害の様相

・環境・生活・生計に関わる権利への影響

- 沿線の多数の住民が住居、農地、店舗などの生計手段を失った。
- 立ち退き後、生活水準が事業前より悪化した住民が多く、貧困化した。
- カンボジア政府は、多くの住民を「違法居住者」と位置づけ、結果、国際基準で求められる再取得価格による補償が行われなかった。

・情報公開及び住民参加の欠如

- 事業の影響範囲や補償方針について、住民への十分な説明や協議は行われなかった。
- ADB と JICA の支援事業であったにもかかわらず、初期段階において国際機関としての環境・社会配慮が十分に機能しなかった。

1999年、カンボジアのメコン河東岸からベトナム国境までの国道1号線約100kmを改修するため、

アジア開発銀行（ADB）が支援を行なった（プレイベン州―スヴァイリエン州間）と、メコン河渡河地点のネアックルンから首都プノンペンまでの約 55km を改修する部分を国際協力機構（JICA）が 2005 年から支援している。国道 1 号線は、ADB が推進する南部経済回廊の一部で、タイのバンコクから、ベトナム南部のホーチミン市までをつなぐ。

最初に ADB の支援区間の開発が始まったが、ADB には、1995 年に制定された「非自発的住民移転政策」があり、原則として、

- 1) 住民立退きは極力避ける。
- 2) 立退きが避けられない場合は、最小限にとどめる。
- 3) 立退きに際しては適切な対策を講じる。
- 4) 立退き後の住民の生活水準が立退き前と比べて悪化してはならない。
- 5) 補償金の支払いが同等の家屋が再建できる「再取得価格」で計算する。
- 6) 「違法居住者」であっても補償を受けることができる。

と定められていた。しかし、実際には、

- 1) 1997 年の見込を上回る沿線住民（1350 世帯以上）に事業の影響が及んだ。
- 2) 多くの住民が住む場所を失った。
- 3) 多くの住民が農地や店舗などの生計手段を失った。
- 4) 立退き後に住民の生活水準が悪化した。
- 5) 家屋再建（再取得）に必要な補償を受けた住民はほとんどいなかった。
- 6) 改修前の国道沿いに住んでいた住民の多くがカンボジア政府によって一方的に「違法居住者」とされ、きちんとした補償を受けることができなかった、といった問題が生じた。

問題が大きくなったのは、1999 年にカンボジア政府が「国道 1 号線の中心線から両方向にそれぞれ 30 メートルは国有地」と宣言し、沿線住民の多くを「違法居住者」であるとしたことに起因している。また、立退き住民への土地補償も行わないとしたが、ADB は自らの住民移転政策に違反している点を見逃がしている。2002 年 2 月に「カンボジア NGO フォーラム」が行なった調査により、実態が明らかとなり、ADB も後付けで対策を取り始めたものの、移転した住民は不安定な居住状況におかれ、移転を繰り返した。そもそも資本をもたない住民は高利貸しから借金をせざるをえず、さらに貧困な状態におかれた。ADB という国際的な開発機関が事業開始時に適切な対応しなかったため、住民の貧困化は更に進むことになった。

JICA の事業は 3 期に分けられ、2005 年 6 月に第 1 期分の 7.86 億円、2006 年 6 月に第 2 期分の 47.46 億円、2009 年に第 3 期分 20.05 億円、の無償資金協力を決定している。また、2014 年には第 4 期の支援が実施され、プノンペン市のモニボン橋から 4 km 地点までの道路改修・拡幅に 15.85 億円の無償資金協力が供与されている。

JICA が国道 1 号線 55km 改修区間で認めた住民移転の手続きと補償内容は、ADB 部分と同様の内容で、内外から批判された。そのため JICA は、計画を大幅に遅らせて環境社会配慮支援調査をおこない、ADB 融資区間の教訓を活かす働きかけをカンボジア政府に行なった。また、カンボジア政府から独立したモニタリングも実施し、課題は残るものの問題回避に努めた。だが、補償については問題が残った。JICA の支援区間では、市場または同等の価値で住民が失う資産を取り替えられる「再取得価格」での補償が大きな課題となった。

関連情報・引用元

カンボジア国道 1 号線改修事業（ADB 融資区間）

<http://www.mekongwatch.org/report/cambodia/hw1-adb.html>

カンボジア国道 1 号線改修事業（日本 ODA 支援区間）

<http://www.mekongwatch.org/report/cambodia/hw1-oda.html>

カンボジアでは ADB が支援した「GMS カンボジア鉄道復興事業」でもの住民移転問題が発生している。事業の情報や関連する NGO の調査は以下で紹介している。

メコン・ウォッチ

GMS カンボジア鉄道復興事業（アジア開発銀行融資）

<http://www.mekongwatch.org/report/cambodia/GMSRailway.html>

2.3. カンボジアの土地問題

冒頭で示したようにクメール・ルージュ時代の私有財産制度廃止、土地登記書類などの廃棄、強制移住などで混乱した後、カンボジアでは 99 年間という長期の契約が可能な経済土地コンセッションにより、鉱山開発やプランテーションに土地がリースされた。その際に、環境破壊や土地を利用する住民と企業の間での紛争が起きている。また、状況改善に関わる地元住民や活動家への弾圧も広く見られる。経済土地コンセッションは 2012 年に停止されたが、問題は長く続いている。

ヨーロッパ連合（EU）は、もっとも貧しい後発開発途上国に対し、武器と弾薬を除いた全品目（Everything But Arms: EBA）に、関税も輸入割当も撤廃しており、カンボジアは 2001 年に EBA 協定の受益国になっていた¹⁸。しかし、「市民的小および政治的権利に関する国際規約に定められた人権の原則に対する深刻で組織的な違反により」2020 年、EU からその一部を停止されている。対象には「砂糖」も含まれた¹⁹。この決定は、サトウキビのプランテーションの問題が影響していると思われる（「国境を越える人権問題、1. タイ企業の周辺国への投資の影響」の項を参照）

メコン・ウォッチでは、2000 年代中盤から 2010 年代中盤までの状況を以下でまとめている。

カンボジアにおける強制立ち退き問題

<http://www.mekongwatch.org/report/cambodia/evictions.html>

コラム：若者が主導する保全活動：Mother Nature Cambodia

マザー・ネイチャー・カンボジア（Mother Nature Cambodia）は、中国企業が関与するチャイアレン（Chhay Areng）水力発電ダムの建設に懸念を持ったメンバーが 2012 年に活動を始めた、若者を中心としたグループである。カンボジアの制約の多い言論環境下で、SNS や映像を活用した情報発信により、市民の環境意識を高める役割を果たすことを目指している。ダム建設のみならず、違法な砂の採取、森林破壊など、同国における深刻な環境問題に対し、非暴力かつ市民参加型の手法を通じて問題提起を行い、成果を上げている²⁰。

¹⁸ 田中。「EU 対カンボジア 特恵関税をめぐる攻防 第 2 回 EU 向け輸出はなぜ急増したのか？」アジア経済研究所。(2026 年 2 月 20 日閲覧)

https://www.ide.go.jp/Japanese/IDESquare/Eyes/2020/ISQ202020_003.html#:~:text=もっとも貧しい後発開発途上,も撤廃している%E3%80%82

¹⁹ EU Press Release. "Trade/Human Rights: Commission decides to partially withdraw Cambodia's preferential access to the EU market" (2026 年 2 月 20 日閲覧)

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_20_229

²⁰ Mother Nature Cambodia ホームページ。(2026 年 2 月 20 日閲覧)

国際的にもマザー・ネイチャー・カンボジアの活動は高く評価されており、2023年には、人権や環境保護などの分野で貢献した人物や団体に贈られるスウェーデンの「ライト・ライブリフッド（正しい暮らし）賞」を受賞している（日本からは、1989年に生活クラブ事業連合生活協同組合連合会、1997年に核化学者で反原発を唱えた高木仁三郎氏が受賞した）。

環境保全に関して重要な役割を果たしているマザー・ネイチャー・カンボジアであるが、これまで少なくとも13名のメンバーが投獄されている²¹。2024年には5人の活動家が政府への陰謀を企てた罪等で6年から8年の実刑判決を受けているが、5人はそれぞれ家族から引き離され、別々の場所に収監されている。家族や弁護士から遠く離れた刑務所に収監することは、国連により人権侵害と認識されている。このように厳しい状態に置かれても、活動は続いている。

3. まとめ（カンボジア）

2000年代のカンボジアでは、アジア開発銀行（ADB）や国際協力機構（JICA）が関与した国道1号線改修事業で、情報公開の欠如、不十分な補償、強制移転、環境破壊などが起きている。この事業では、カンボジア政府が道路中心から30メートルを国有地と宣言し、沿線住民を「違法居住者」として補償対象外とし、移転住民は繰り返し移住をすることとなり負債の増加に追い込まれた。国際機関の対応の不十分さが住民の貧困化を加速させた点が大きな問題である。

人権団体のレポートに見るように、経済土地コンセッション（ELC）では、深刻な強制立ち退きが国の広範に生じた。影響住民や、住民を支援する活動家への弾圧も行われ、問題は制度停止後も続いている。これには、タイやベトナムからの企業の投資の増加も影響している（「国境を越える人権問題」、「ラオス」の項を参照）。そして、2010年代後半になっても、セサン下流2水力発電事業（LS2）で見られるような開発問題が発生している。国際機関などによって行われた援助がきっかけとなりカンボジアの経済を発展させてきたことは事実であろうが、同国の行政機関に人権配慮を定着させることには失敗してきたと言えるのではないだろうか。

またLS2の建設は、環境に大きな影響を与えている。メコン流域の魚類の大幅減少などが予測されていたが、設計変更後の環境影響評価は実施されず情報公開も不十分なまま実施された。加えて、移転対象となった住民は少数民族が多く、信仰や生活基盤が破壊され、劣悪な移転地で住宅や耕作不可能な土地の提供により貧困化が進行した。これはカンボジアに限らず、メコン河流域の各国で繰り返されてきたことである。さらに漁業資源の減少は上流や下流の住民影響を及ぼしていると見られる。

2015年に施行された「結社およびNGOに関する法（Law on Association and Non-Governmental Organizations: LANGO）」の存在などにより、カンボジアでは今も人権擁護者の活動に大きな制限がかかっており、ビジネス上の人権配慮には慎重な態度が求められる。

<https://mothernaturecambodia.org>

²¹ Right Livelihood. Right Livelihood and Laureates of the Award call for the release of Mother Nature Cambodia activists. (2026年2月20日閲覧)

<https://rightlivelihood.org/news/right-livelihood-and-laureates-of-the-award-call-for-the-release-of-mother-nature-cambodia-activists/>

²² LICADHO. Mother Nature Activists Imprisoned Far From Each Other and Their Families. (2024/7/3) (2026年2月20日閲覧)

<https://www.licadho-cambodia.org/flashnews.php?pem=401>

タイの人権問題

メコン河流域国の中で、唯一ヨーロッパの植民地支配を受けなかった国であり、また、東西冷戦期にメコン河流域国で唯一西側陣営についたタイでは、1960年代から日本や欧米諸国による援助が集中し、経済発展を遂げた。その結果、メコン河流域の近隣国に先んじて開発の負の影響が顕在化した。タイはクーデターが頻発する国としても知られており、近年ではその政治的な不安定さが人権状況に影響している。開発の現場では、非自発的移転²³を伴う事業、ダム開発に伴う環境破壊、土地の所有や利用権をめぐる紛争で人権侵害が起きてきた他、少数民族や人権擁護者の強制失踪も発生している。

1 人権保護団体の報告書から見るタイの人権問題

1.1 アムネスティ・インターナショナルの年次報告書からみる 20 年

ここでは、アムネスティ・インターナショナルの年次報告書 (the State of the world's human rights) から見た、開発や強制失踪[詳細は強制失踪の項を参照]に関する事例を概観する。(人物名は、メコン・ウォッチで既訳のものはカタカナ表記としている)

2000 年からの 10 年

土地や森林をめぐる問題は、アムネスティのレポートに毎年のように登場していた。

2000 年には、プーケットのエビ養殖の影響を受けるマングローブ林の保全を訴えていた Jurin Rachapal を含む 6 人の環境保護活動家が殺害された事件が記録されている [2001 年報告書]。

2002 年 4 月には、北部ランブーン県で土地権をめぐる闘争に関わる 26 名の活動家が逮捕された。また、チェンマイ県で土地の権利活動を行っていた少数民族アカ民族の女性活動家が、空港で令状なく警察に逮捕され、家宅捜索を受けた。その後も、彼女と家族は数か月にわたりさまざまな脅迫を受けた [2003 年報告書]。

2003 年には、チェンマイでコミュニティ・フォレストの保護を訴えていた村長 Kham Pan Suksai 氏が業者に殺害されたが、犯人は捕まっていない [2004 年報告書]。

2002 年 12 月には、南部ソクラー県でタイ・マレーシア・ガスパイプライン敷設への反対運動が盛り上がった。非暴力の抗議行動であったが、警察の強制排除を受け、双方にけが人が出たため、国家人権委員会の調査対象となった。翌年には住民 20 人が起訴された [2001 年報告書]。

2001 年のタクシン政権成立以降、政権が実施した「麻薬撲滅」キャンペーンは一般の人気を博したが、正規の捜査を経ず当局により殺害された人が 2003 年には 2,500 人に及んだ。また、それまで政府の懐柔策でタイ南部の分離独立運動は下火になっていたが、タクシン政権が対話のチャンネルを閉ざしたことで一部地域が紛争状態に陥った [2002, 2004 年報告書]。

南部では 2004 年 1 月に武装したイスラムグループが軍の基地を襲撃。4 月にはクルセ・モスク事件、10 月にはタクバイ事件が発生した²⁴。同年、これらの事件の弁護を引き受けたソムチャイ・ニーラパイッチ

²³ 影響住民は移転に合意しているものの、そこで開発事業がなければ移転する必要はなく、移転を自発的に希望していたわけではないことから、開発事業の中で「非自発的移転」と呼ばれている。

²⁴ タイ南部の 3 県、パタニ、ヤラー、ナラティワート県とソクラー県の一部はタイの「ディープサウス」と呼ばれ、仏教徒が多いタイでイスラム教徒が多数を占めている。かつてあった独立運動は政府の懐柔政策で沈静化して

ト弁護士が、警察官が関与する形で強制失踪にあった（強制失踪の項を参照）。2004年には3名の人権擁護者が失踪・殺害されており[2005年報告書]、2005年には、500名以上が南部で殺害された[2006年報告書]。

2002年11月には、パクムダム反対住民がダム敷地に作った抗議村が何者かに焼き払われた。その際、政府はデモ参加者を保護しなかった（詳細は「パクムダム」の項を参照）[2003年報告書]。

2004年には、プラチュアアップキリカン県ボーノックで計画された石炭火力発電所に反対するリーダーの一人、チャレン・ワットアクソン氏が路上で射殺された。実行犯は逮捕されたものの、殺害の背景は明らかになっていない[2005年報告書]（詳細は「ヒンクルート・ボーノック石炭火力発電所」の項を参照）。

南部の状況も改善は見られず、2004年からの6年間で4000人が死亡した。クーデター後にはタクシン氏を支持するメディアへの弾圧が顕在化したが、独立系メディアも監視の対象となった。さらにタクシン氏失脚後には、王室不敬罪が軍政批判者に濫用され、言論の自由が大きく制限された。2009年には陸軍と情報通信技術省によって数万に及ぶウェブサイトが王室の名誉を毀損したとしてブロックされている。[2010年報告書]

タクシン政権は2006年、軍によるクーデターで崩壊した。その後、政治的対立が激化するなか、タイ政府は人権擁護者の保護に消極的な姿勢を続けた。

2010年以降

2010年4月には、亡命したタクシン氏を支持する反独裁民主同盟（DAAD、後に反独裁民主戦線：UDD）と「民主主義市民連合」（PAD）との対立による騒乱が首都バンコクで発生し、武力衝突も起きた。その後、タクシン氏の妹であるインラック氏が政権を樹立したが、2014年の軍によるクーデターで政権は再び崩壊した。以降も軍政の反対派への弾圧が続き、2019年の総選挙まで続いた。アムネスティのレポートでは、タイに逃れた周辺国からの難民の帰還に伴う問題、南部の人権問題、活動家に対する王室不敬罪の濫用などが指摘されている。しかし、政治的対立に起因する問題が大きくなり、開発に起因する人権侵害への言及は年次報告の中で減少していた。

いたが、タクシン政権の政策変更で対立が激化して以降、爆弾事件等が頻発している。政府の対応も苛烈で、モスクに立てこもった爆破事件の容疑者を全員射殺した「クルセ・モスク事件」、デモ参加者78名を移送中のトラックで圧死させた「タクバイ事件」が起きている。

（掘場。「タイ深南部紛争の概要と背景」などを参照：https://www.spf.org/apbi/news/t_140123.html）

2. 開発事業における人権侵害

ここでは、2000 年以降で、メコン・ウォッチが調査やモニタリングを行なった事例とタイの NGO が発表する資料から、開発事業実施において、どのような問題と人権侵害が起きたかを概観する。

2.1 パクムン水力発電ダム



図 4: 水門を開いた状態のパクムンダム

人権侵害の様相

- ・ 環境・生活・生計に関わる権利への影響
 - ダム建設により河川生態系が破壊され、漁業に依存してきた住民の生計手段が大規模かつ恒常的に失われた。
 - 漁業被害を受けた多数の住民が影響住民として認定されず、貧困化。
 - 影響の評価が限定的で、河川に依拠する生活様式そのものが正当に考慮されなかった。
- ・ 情報公開及び住民参加の欠如
 - 事業計画段階で住民が十分な情報を得た上で意見を表明する機会が確保されなかった。
 - 環境影響調査は地域特性を反映せず、事業後の影響が顕在化するまで無視された。
- ・ 表現・抗議の自由に対する侵害
 - 軍事政権下で事業が承認され、反対運動を行った住民や支援者に対し、国家反逆罪等の重罪が適用されるなどの抑圧がみられた。
- ・ 越境影響
 - メコン本流を含む越境的影響が十分に評価されず、影響を受けた周辺地域住民の権利は考慮されなかった。

タイ東北部ウボンラチャタニ県を流れるメコン河の支流、ムン川の河口付近に建設されたパクムンダムは、1990 年代に建設が始まった水力発電を主目的とするダムである。ムン川はメコン河の重要な支流の一つであり、魚の産卵場として知られていた。このダムは大規模な貯水池を持たない流れ込み式ダム (run of river dam) で、移転を余儀なくされた住民も比較的少なく、当初は「環境にやさしいダム」と評価されていた。実際には、メコン河本流とムン川を往来する魚類の回遊を阻害し、地域の漁業や住民の自給的な漁に壊滅的な打撃を与えた。さらに、乾季には水不足、雨季には本流からの逆流が発生し、計画発電量の半分以下しか達成できないことが後に判明した。地域特性を踏まえた環境影響調査は実施されないまま計画が進められ、ダム建設開始後には地域住民から強い反対を受けた。建設決定当時のタイは軍事政権下であり、住民が政府の方針に異議を唱えることは難しい状況でもあった。パクムンダムの発電能力 136 メガワットは、当時バンコクの大型百貨店およそ五棟分程度の電力にしかならないといわれ、投資効果の妥当性も疑問視された。

当初の移転対象は 262 世帯とされたが、実際には 912 世帯が移転を強いられ、さらに 780 世帯が土地の一部または全部を失った。漁業被害などを理由に建設後に抗議を始めた住民は最終的に 6000 世帯を超えた。当時、ムン川流域で河川に依存する生活は社会的に十分認知されておらず、数万人規模の漁業従事者は影響住民と見なされず補償対象から除外された。影響住民がダムに反対の声を上げたのはダムの工事が始まって影響が顕在化してからで、政府や都市部の人々から「補償金目当て」と非難を受けることになった。政府は事業を進めるため、住民を厳しく取り締まり、住民のリーダーや支援者の NGO メンバーが国家反逆罪などの重罪に問われることになった。世論の批判をうけ、住民は補償金ではなく「ダム撤去」を要求に掲げ、1999 年 3 月から 2002 年 11 月にかけて数千人規模の非暴力的な敷地占拠運動を展開した。この運動はタイの市民社会から幅広い支持を集め、その後のタイ社会に多方面で影響を与えた。

2001 年に発足した当時のタクシン政権は、貧困層支援を掲げて選挙に圧勝した。政府の開発事業によって貧困化したと訴える住民への対応は社会的な注目を集め、政権は住民の要請を受けて前例のない規模で事業後の環境・社会影響調査を実施した。この調査は、ダムの影響が現れる前の状態に近づけるため、水門を開放した上で行われた。住民側も NGO や大学研究者の協力を得て「住民（タイバーン）による調査」を実施し、生活実態や住民の語りを基礎とする独自のカウンター調査を展開した。これらの成果は、政府調査を受託したウボンラチャタニ大学の調査にも影響を与えた。同大学は調査の結果として、ダムの 5 年間にわたる試験的開放を提言したが、既に政権基盤を固めていたタクシン政権には受け入れられず、年間 4 か月間のみ水門開放が決定された。その結果、地域漁業は衰退し住民が出稼ぎなどで地元を離れざるを得ず、反対運動も次第に退潮していった。



図 5: バンコク首相府前で抗議する影響住民

パクムンダムは地域に深刻な問題を残したが、反対運動はタイ社会に一定の共感を呼び、その後の国内の市民運動や地域大学と住民の協働、さらには行政による住民対応に大きな影響を与えた。また「タイバーン調査」は、各地の開発事業において政府と対立する住民によって実施されるようになった。パクムンダムは世界銀行の支援事業であったため国際的にも注目を集め、同ダム被害の調査はメコン河下流域におけるダム事業の環境アセスメントにも影響を与えた。

パクムンダムの建設は、特にメコン河の支流と本流を回遊する魚類の生態に深刻な負の影響を及ぼしたと考えられる。しかし、広域的な影響調査は行われておらず、メコン河という生態系全体の被害の全容はいまだ明らかになっていない。

関連情報・引用元

メコン・ウォッチ パクムンダム

<http://www.mekongwatch.org/report/thailand/pakmun.html>

2.2 サムットプラカン汚水処理事業

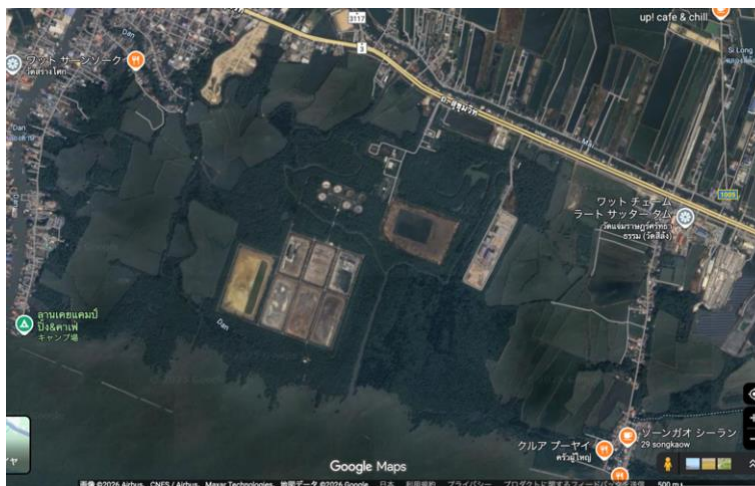


図 6: マングローブ林に囲まれたサムットプラカン汚水処理場の跡地

人権侵害の様相

・環境・生活・生計に関わる権利への影響

- 汚水処理場の不適切な設計により、有害物質を含む汚水が海域へ放出されるリスクが存在した。
- 汽水域の生態系破壊により、地域漁業及び食の安全への深刻な影響が懸念された。
- 漁業と水産加工業に依存する地域経済が脅かされ、地域全体の貧困化リスクが生じた。
- 移民労働者など、特に脆弱な立場にある人々への影響が全く考慮されなかった。

・情報公開及び住民参加の欠如

- 住民が計画を知った時点で建設が進行しており、事前の意味ある協議は行われなかった。
- 事業地変更にもかかわらず、環境影響評価が実施されなかった。

・ガバナンス不全

- 汚職や政治的影響力。

首都バンコク近郊、サムットプラカン県クロンダン区で計画された大規模汚水処理事業は、200km以上に及ぶパイプラインを敷設し、バンコク周辺の工場から汚水を集め処理するもので、完成すれば東南アジア最大規模となる予定であった。

予定地のクロンダン区沿岸部は、淡水と海水が混じり合う汽水域に位置し、マングローブ林をはじめとする豊かな自然が残っていた。また、近海漁業や養殖業、水産加工業が盛んで、住民の6～7割が水産関連産業に従事していたとされる。さらに地域には、多くのミャンマーからの移民労働者も暮らしていた。

しかし計画された処理施設は一般の汚水用であり、工業団地からの重金属や有害物質を含む汚水を処理できない設計であった。そのため、未処理の有害物質が海へ直接流される恐れがあったほか、大量の処理水（淡水）が海域に放出されることで汽水域のバランスが崩れ、生態系や漁業に甚大な被害を与える可能性が指摘されていた。住民がこの計画を知ったのは、建設がすでに始まっていた1998年後半であり、技術的な説明はあったものの、公式に意見を述べる機会是与えられなかった。



図 7: サイトの建設工事現場(2000 年撮影)

当初の事業予定地はサムットプラカン県バンプー区・バンプラ区であったが、その後クロンダン区に変更されたが、当初の予定地のみで環境影響評価（EIA）が実施され、事業移転先では行われていない。移転先には、地元政治家の関連企業の所有する土地が選ばれたが、この人物が内務副大臣であった際、公共地に違法に個人所有が可能な土地権を付与した疑いが持ち上がり、後に刑事事件として立件された。また、事業地の変更にも関わらず、環境アセスメントが省略されるなど、不十分な調査、情報公開と住民参加の不在により、事業開始前に問題が社会に伝わる機会を逸し、後にさまざまな問題を発生させた。

この事業には、日本が強い影響力を持つ国際金融機関であるアジア開発銀行（ADB）から 2 億 3,000 万ドル、さらに日本政府の旧海外経済協力基金（現・国際協力銀行〔JBIC〕の前身）から ODA による円借款として 70 億円が融資されていた。2000 年、チェンマイで開催された第 33 回 ADB 年次総会では、200 人を超える住民が抗議に押し寄せ、この問題はタイ国内だけでなく ADB のガバナンスを問う国際的な課題として広く知られるようになった。

2001 年 4 月、住民代表 3 名が ADB の異議申立制度である独立審査機関「インスペクション・パネル」に対し、「本事業への融資は ADB の自らの政策に違反する」と訴えを起こした。タイ政府が現地調査を拒否するなどの問題もあったが、最終的にパネルは ADB の政策違反を認めたものの、融資の中止勧告は行わなかった。

その後も住民や NGO による調査や働きかけが続き、メディアも報道を続け、契約上の不備や汚職が明らかになった。これを受けて 2003 年、建設が 9 割以上進んでいた段階で、当時の天然資源・環境大臣が事業中止を決定した。2008 年には、汚職に関与した政治家や官僚が逮捕されたが、うち一名は裁判中に国外逃亡している。

タイ国内では 2020 年時点でも、当時許認可を出した元官僚への訴訟が続いており、この問題がいかに長く社会に影響を与えたかを示している。ADB と日本政府への借款はすでに全額返済されており、結果的に無意味な事業の費用をタイ国民が負担することになった。加えて、参画した合弁企業への賠償金支払いをめぐる裁判も続いており、国民のさらなる負担となっている。

関連情報 メコン・ウォッチ サムットプラカン汚水処理場プロジェクト
<http://www.mekongwatch.org/report/thailand/samutprakarn.html>

2.3 ボーノック（ポーノーク）・ヒンクルート石炭火力発電所事業



図 8: 発電所の建設予定地

人権侵害の様相

- ・ 環境・生活・生計に関わる権利への影響
 - 漁業被害、生業喪失、大気汚染や健康被害の懸念により住民の生活基盤が脅かされた。
- ・ 情報公開及び住民参加の欠如
 - 環境アセスメントが不十分で、海洋生物や地域社会への影響が適切に評価されなかった。
 - 住民や地方議会、国家人権委員会の異議にもかかわらず、事業が推進された。
- ・ 生命の安全、表現の自由に対する侵害
 - 反対運動に関わった住民に対し、脅迫、暴力、銃撃事件が発生し、住民の生命・身体の安全が侵害された。
 - 事業中止後、住民リーダーが殺害され、社会に萎縮効果を与えた。

ボーノックとヒンクルートの2つの石炭火力発電所は、タイ南部プラチュアアップキリカン県で計画されていた。

ヒンクルート石炭火力発電所は、同県バンサパーン郡トンチャイ村に建設が計画され、出力は1,400メガワットとされた。開発事業主はユニオン電力開発社（UPDC）で、日本企業のトーメン（2004年に豊田通商と合併）が34%、豊田通商が15%、中部電力が15%を出資していた。同社は民間独立発電事業者（IPP）としてタイ発電公社（EGAT）と25年間の電力売買契約を締結しており、総事業費は13億ドルと見込まれていた。

ボーノック石炭火力発電所は、ムアン郡ボーノック地区に建設が計画され、出力は1,468メガワットとされた。開発事業主のガルフパワー社に60%を出資したガルフエレクトリック社には、当時、日本の特殊法人であった電源開発株式会社（J-Power）が出資を検討しており、その後実際に出資を決定した。こちらもIPP事業であり、総事業費は8億2千万ドル。日本貿易保険と国際協力銀行（JBIC）が融資を検討していた。

ヒンクルート事業については、トーメンが開発の中心的な役割を担い、経済性と環境問題を理由に撤退したフィンランド企業に代わって、2001年8月に豊田通商と中部電力が参入した。1998年には旧日本輸出入銀行（現・国際協力銀行＝JBIC）が5億ドルの投資金融の供与をほぼ決定していたが、地元住民による激しい反対運動で衝突が発生し、タイ政府が事業を見直したことで、融資は白紙となった。その後、2000年10月に閣議で公聴会の結果が報告され、事業の影響を検討する委員会の設置が決定された。UPDCはこれを事業への「ゴーサイン」と解釈し、再びJBICに融資を要請した。

ポーノック地区の議会は、漁業被害が懸念されるとして、ポーノック火力のみならずヒンクルート事業にも反対し、JBICやトーメンに書簡を送るなどの行動を取った。住民は現地で反対運動を展開するだけでなく、公的機関にも訴えた結果、2002年にはタイ上院の環境委員会・民営化委員会・住民参加委員会が相次いで事業に反対を表明した。同年、当時の新憲法に基づいて設置された国家人権委員会も、これらの事業が違憲との判断を示した。事業は住民参加の欠如や、環境アセスメントにおける海洋生物調査の不十分さなどが指摘されながらも推進され、日本企業や日本政府の姿勢は現地で強く批判された。特に、当時の在タイ日本国大使の行動は国会でも問題視された²⁵。

住民の強い反対、各機関から異論が噴出し、タイ政府は事業を遂行することはできず、ヒンクルート事業はプラントをガス火力に、建設地をラチャブリ県に移し、燃料をガス火力に変更。ポーノックも同様にサラブリ県でガス火力に変更されることとなった。

その後、ポーノックでは反対派のリーダーであったチャレン・ワットアクソン氏が、2004年6月21日に上院の社会開発人権保障委員会で地元の共有地不正取得疑惑について証言した直後、帰路のバスターミナルで狙撃され死亡する事件が発生し、社会に大きな衝撃を与えた。逮捕された実行犯2名は「個人的な恨みによる犯行」と証言したが、いずれも過去にガルフエレクトリック社に雇用されていた。このため関係者は、チャレン氏が反対運動をリードしたことが殺害の背景にあったことを疑っている。

大量の温室効果ガスを排出する石炭火力発電所は、気候変動対策の観点から、最優先で廃止すべき対象として世界の市民運動のターゲットとなり、現在では投資家からも投資対象から外されている。この反対運動の成功により、その後タイ南部では新規のタイ規模石炭火力発電所は建設されていないが、地域住民が払った代償は極めて大きい。

関連情報 メコン・ウォッチ ヒンクルート石炭火力発電所
<http://www.mekongwatch.org/report/thailand/hinkrut.html>

【ストップ！ヒンクルート&ポーノック】
http://www.mekongwatch.org/report/thailand/hinkrut_shb01.html

2.4 バガスを利用したバイオマス発電事業

人権侵害の様相

・環境・生活・生計に関わる権利への影響

- サトウキビ農園拡大で、従来の土地利用や水資源管理が破壊され、住民の生活様式が脅かされる懸念。
- 農業用水不足や生物多様性の劣化により、地域の持続可能性を低下させる懸念。
- 農薬・除草剤の使用増加、大気汚染、水質汚染による住民の健康被害の懸念。

²⁵ タイ国ヒンクルート石炭火力発電所への経済協力問題に関する質問主意書（2026年2月20日閲覧）
<https://www.sanqiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/151/syuh/s151037.htm>

- 交通量増加による事故リスクや生活環境悪化の懸念。
- ・情報公開及び住民参加の欠如
 - 環境アセスメント手続きにおいて、住民の懸念が十分に反映されなかった。
- ・表現の自由に対する侵害
 - 事業に反対する住民に対し、企業から SLAPP 訴訟と評価し得る行動があった。

バガスはサトウキビの残渣であり、製糖工場では生産過程での燃料として利用されることが多い。タイ政府は、従来制限していた砂糖の生産量や製糖工場の新設を拡大する政策を明確にし、2010年から工場の移転や増設を認めている。2000年代に始まった石油使用抑制のためのバイオエタノール生産に加え、2014年に成立した軍事政権下で推進された国家戦略「タイランド 4.0」の影響もあり、サトウキビの作付面積・生産量は増加している。その流れの中で、砂糖生産で発生するバガスを燃料とする発電所を併設し、バイオマスによる再生可能エネルギーを拡大する方向性も打ち出された。

一見すると、農業廃棄物の有効利用として環境に良い印象を与えるバガス発電であるが、タイではこれまで、穀殻を用いたバイオマス発電所が大気汚染による健康被害を引き起こしてきた経緯があり、住民の間にはバイオマス発電に対する強い懸念が存在する。それにもかかわらず、タイ政府は再生可能エネルギー普及のため、固定価格買取制度 (FIT) などを通じてバイオマス発電事業の拡大を政策的に促している。

サトウキビ運搬用トラックの往来は激しく、輸送中にサトウキビが道路に大量に落下し、バイクで移動する住民の交通事故の原因となることがある。交通量の増加は、振動・騒音・排気ガスの増大を招く。また、サトウキビ栽培には除草剤や農薬が多用されることが一般的で、調査時には環境汚染につき各地のコミュニティから苦情が上がる状況だった。



図 9, 10: サトウキビを運搬するトラック(左)、村周辺の森や果樹園で放牧されていた水牛(右)

2018年に事例調査を行った東北タイ・サコンナコン県では、乾季の乾燥が厳しく、住民は水資源を持続的に利用するため、水源を涵養する小規模な森林と水田を組み合わせるなど独自の土地利用を行っていた。また、有機農業により在来種のコメを多品種栽培し、経営的に成功している住民も少なくなかった。こうした地域で、森林や水田がサトウキビ畑へと転換されれば、住民が長年培ってきた土地利用や水資源管理の仕組みが失われ、さらに農薬や除草剤の多用と相まって、生物多様性への悪影響も懸念された。調査時、事業に反対する住民は環境アセスメント認可の取り消しを求めて行政訴訟を起こし係争中だったが、すでに事業用地の取得は完了し、工場は建設され操業も始まっている。このケースでは、住民に対し、企業が SLAPP 訴訟 (勝見込みがなくとも、相手方への嫌がらせや萎縮効果を狙って行われるもの) といえる訴訟を起こしてもいた。

タイにおけるバガス発電は、未利用廃棄物の有効活用という観点だけで単純に評価できるものではない。事業者や投資家は、環境面・社会面のリスクを十分に確認したうえで、投資や事業参入を検討すべき

である。

関連情報：

レポート：東北タイにおけるバガス燃料バイオマス発電所建設事業の環境社会影響

http://www.mekongwatch.org/activity/Thai_Biomass.html

3. まとめ（タイ）

タイは強い市民社会を有する国であり、特に 2000 年代には、住民の力によって大規模事業が中断された例もあった。しかし、タクシン政権成立後の政治的対立は再び軍の政治関与を招き、司法判断による政党の解党が頻発するなど、軍政や司法により言論や集会の自由といった市民の権利が圧力をうける状況が続いている。本調査では詳しく取り上げられなかったが、企業による政治家や市民、研究者、ジャーナリストに対する SLAPP 訴訟も問題である。

問題は多いが、タイでは民主的な状態を希求する市民層は厚く、若者の政治運動も活発である。環境や人権問題について積極的に発言する法律家や研究者も多く、政治的自由が制約されても、環境や社会に関する情報は広く発信されている。そのため、企業活動に伴う問題は表面化しやすいといえるだろう。さらに、地方の農村部に暮らす住民の中にも、外部アクターとの対話や交渉に慣れている人々が少なくない。したがって、国内で生じた問題を日本の企業等が把握することは、それほど困難ではないと思われる。サプライチェーンの中で地元住民と対立を抱える企業とつながる可能性は十分に考えられ、企業には自社の人権方針等に照らし、慎重かつ適切な人権デューデリジェンスを実施することが求められる。

また、水力発電ダムへの環境への影響は甚大であり、個別の地域対策を講じても、生物多様性の劣化防止という観点からは長期的に持続可能とは言えない。この点についても今後、議論を深める必要がある。

コラム：暫定憲法第 44 条「国家平和秩序維持団団長の絶対権限」と EEC

タイでは 2014 年 5 月に軍を中心とする「国家平和秩序維持団(NCPO)」によりクーデターで権力が掌握され、NCPO により暫定的な憲法が發布された。ここで注目されたのは、以下の第 44 条である。

第 44 条(国家平和秩序維持団団長の絶対権限) ²⁶

諸分野での改革、国民の団結と和解のため、または治安維持もしくは国家安全保障、王位、国家経済、公務を破壊する行為があれば、それが王国内、王国外で生じたものであるかどうかを問わず、それを防止、制止、掃討のために必要と判断すれば、国家平和秩序維持団団長は国家平和秩序維持団の承認をもって制圧、もしくは何らかの行為をなす。ここにその行為が立法上、行政上、司法上の効力を有するかどうかを問わず、その命令、行為、当該命令の遵守は法律及び憲法に従ったもので、究極的なものとする(対抗できない)。ここに当該実施があった時は速やかに国家立法議会議長と内閣総理大臣に報告する。

これは、国の安全保障を脅かす恐れがある場合、行政・立法・司法上のいかなる命令をも政権の了解なく出せるものと解釈できる内容で、社会的な強い懸念を招くと共に、拡大解釈も懸念された。当初 NCPO は簡単には発動しないと説明していたが²⁷、市民グループ、インターネット法改正ダイアログ(Internet

²⁶ 日本貿易振興機構（ジェトロ）. 仏暦 2557 年タイ暫定憲法仮訳. (2026 年 2 月 20 日閲覧)

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/business/regulations/pdf/general_2_2014.pdf

²⁷ 日本経済新聞. 「タイで暫定憲法公布 軍政、強大な権限維持(2014/7/25)」(2026 年 2 月 20 日閲覧)

https://www.nikkei.com/article/DGXNASGM24H2L_U4A720C1FF1000/

Law Reform Dialogue: iLaw) の調べでは、この権限を用いた指令は約 5 年間で 192 にも上った²⁸。

指令には、開発事業に関するものも含まれる。2017 年には、東部経済回廊開発 (EEC: Eastern Economic Corridor) に関連し、2つの委員会の設置 (一つは首相が委員長)、この委員会の事務局長への権限委譲などが定められた。また、東部特別経済回廊の開発を最適化するための措置、という指令では環境アセスメント報告書 (EIA) の作成期間の迅速化ととれる指示が出されている。また、従来の土地利用法の適用も免除された²⁹。EEC は、NCPO が具体化に向けて注力していた巨大大事業で、首都バンコク東部のチョンブリ、ラヨン、チャチェンサオの 3 県で、電気自動車 (EV) 等の次世代自動車、医療、航空、ロボットなどのハイテク産業の特定業種の投資促進と陸海空インフラ等一体的に開発する構想³⁰だが、立ち退きを迫られる住民からは反対の声が上がっていた³¹。強権的な政権で決まった開発事業は、後にパクムンダムのようにさまざまな問題が噴出することがある。

²⁸ iLaw. 「44 条権限を使用したまとめリスト」 <https://ilaw.or.th/node/5389> より。(2026 年 2 月 20 日閲覧)

²⁹ iLaw. 「第 44 条に基づく権限行使の結果の集計(2017 年)」(2026 年 2 月 20 日閲覧)
<https://ilaw.or.th/node/4827>

³⁰ 公益財団法人ひろしま産業振興機構. 「東部経済回廊(EEC)」(2026 年 2 月 20 日閲覧)
<https://www.hiwave.or.jp/wp-content/uploads/2017/10/rp-bk1710.pdf>

³¹ Workpoint News. 「東部住民、EEC が居住地と重複と訴え。公聴会も開かれず(2019/7/23)」(タイ語) (2026 年 2 月 20 日閲覧)
<https://workpointtoday.com/eec-effected/> など。

ベトナムの人権問題

フランス植民地の仏領インドシナに 19 世紀後半に組み込まれたベトナムは、太平洋戦争中の日本の軍事進出と 1945 年のその降伏から独立を宣言したが、復権を狙うフランスの介入などさまざまな動きに翻弄され混乱が続いた。1954 年のジュネーブ協定で、ベトナムは北緯 17 度線で南北に分断された。共産主義の拡大を防ぐとし南ベトナムの権威主義的政権を支持した米国は、北ベトナムに対し 1965 年から空爆を開始し、軍事的関与を深めベトナム戦争に突入、1973 年のパリ和平協定後、撤退した。1975 年、北ベトナムの南ベトナムに対する勝利で南北ベトナムが統一され、翌 1976 年にベトナム社会主義共和国が成立した。東西冷戦の中、西側諸国との関係が希薄になっていたところ、1986 年のドイモイ政策で方針を転換し市場経済化と対外開放が進み、1990 年代以降は国際社会に復帰、米国とも国交を正常化した。

以降、ベトナムは急速な経済発展を遂げ、日本からの政府開発援助や公的資金支援、企業投資も多く受け入れている。一方、開発現場ではダム建設に伴う環境破壊、土地所有・利用権をめぐる紛争、少数民族の権利の侵害など、さまざまな問題が発生している。

1. 文献から見る人権問題

以下では、国際的な人権団体であるアムネスティ・インターナショナルの年次報告書（the State of the world's human rights）から、ベトナムにおける開発関連の人権問題の事例を抜粋して紹介する。また、日本の調査機関の報告からも、重要な事件について抜粋した。

1.1 アムネスティ・インターナショナルの年次報告書から見るベトナムの人権問題

2000 年からの 10 年

2001 年、中部高原のダックラック省やギアライ省では、少数民族住民による大規模な抗議行動が発生した。背景には、先祖代々利用してきた森林の没収、低地からのベトナム人入植者による農地争奪、礼拝の自由の制限、母語教育など基本的権利の否定があった。一部は中部高原の独立を要求し当局と衝突した。住民の一部はカンボジアに逃れたが、ベトナム政府の要請により約 100 人が強制送還された。国連 UNHCR の監視体制は合意に至らず、現地調査や、その後の裁判への外交官の立ち会い、記者の行動も厳しく制限された [2002 年報告書]。

弾圧は翌年も続き、カンボジアへの難民流入が継続した [2003 年報告書]。2004 年 4 月には山岳地帯の住民が非暴力デモを計画したが、当局により事前に阻止され、その後の弾圧で少なくとも 8 人が違法に殺害され、数百人が負傷した。同年を含め少なくとも 142 人が重刑を宣告された [2005 年報告書]。

2006 年以降は表現の自由の制限、特にインターネット上の規制が強化された。民主化運動を展開する「ブロック 8406」の賛同者は国家安全保障関連の罪で起訴され、長期禁錮刑や自宅軟禁を科された。

2010 年以降

2010 年以降も表現や結社の自由に対する制限が続いた。特に環境問題を扱うブロガーへの弾圧が顕著にみられた。環境活動家・ブロガーのディン・ダン・ディン氏は中央高原のボーキサイト採掘に反対する請願を始めたことで、「国家に対するプロパガンダ」の罪に問われ、6 年の禁固刑を受けた [2013 年報告書]。

2016年には中部高原のダックラック省の少数民族が企業による土地買収に抗議し、当局の弾圧を受けた [2016/17年報告書]。2017年には台湾と日本の企業が投資したフォルモサ・ハティン・スティール (FHS) による公害事件についての記載がある [2017/18年報告書]。

アムネスティは2021年1月に、自身の権利を平和的に行使しただけで拘束されている人たち (アムネスティが「良心の囚人」と定義している) がその時点で170人おり、数値の比較が可能になった1996年以降で最も多いと発表している³²。

また、国際人権団体のヒューマン・ライツ・ウォッチは、2022年発行のレポート「Locked Inside Our Home (家の中に閉じ込められて)」³³で、ベトナム政府が表現・結社・平和的集会の自由などの権利を体系的に抑圧していると指摘した。活動家が抗議活動、刑事裁判、外国高官との会談などに出席できないよう、一時的に移動を制限する、ある地域への移動を制限し、自宅軟禁も行われている。また、政府の批判者は、空港でパスポートや出入国を許可する書類を拒否され、渡航が禁じられることもある。報告書は、2004-2021年の間にベトナムからの出国を禁止された170人以上の活動家とその家族を特定しているが、多くの被害者は、事例が公になった場合の当局の報復措置を恐れて沈黙を守っている、とも指摘している。

1.2 魚の大量死事件

アジア経済研究所が毎年発行する『アジア動向年報』では、ベトナムの環境・人権問題がしばしば取り上げられている。2016年に発生した魚の大量死事件はベトナム社会に大きな影響を与えたため、その概要を以下に紹介する。

2016年4月6日、中部ハティン省ヴンアン地区沿岸で魚の大量死が確認され、その後クアンビン省、クアンチ省、トゥアティエン＝フエ省へと被害が拡大した。これには、ブンアン経済区の台湾系企業フォルモサ・ハティン・スティール (FHS) の工場からの排水が関係している可能性が指摘された。FHSの広報責任者がベトナム紙のインタビューに対し、「魚介をとるのか、近代的な鉄鋼業をとるのか、(ベトナムは) どちらかを選ばなければならない」と述べたと伝えられたことで、世論は反発、5月にはハノイやホーチミンをはじめ全国の主要都市で抗議デモが発生した。同年6月にベトナム政府は、魚の大量死が発生したのはFHSの製鉄所から未処理の排水が流出したと公表した。7月には国会に対し、中部4省で10万人以上が安定した仕事や収入を失い、その家族を含めると約30万人が生活に影響を受けたと報告された。FHS幹部は責任を認めて謝罪し、総額5億ドルの賠償金支払いと再発防止措置を約束し、賠償金はベトナム政府に支払われた³⁴。

抗議行動は2017年も続き、汚水排出の被害を受けた各省やホーチミン市などで繰り返し発生した。被害を受けた漁民を支援した環境・人権活動家や、この問題を取り上げた著名ブロガーが有罪判決を受け、弁護を行った弁護士が弁護士会から資格を剥奪される事例も報告されている³⁵。

フォルモサ・ハティン・スティール社は台湾プラスチックグループが主要株主であり、中国鋼鉄 (台湾) が25%、日本のJFEスチールも5%を出資している³⁶。

³² アムネスティ。「ベトナム：新指導部は人権状況の改善を (2021年1月27日)」(2026年2月20日閲覧)
https://www.amnesty.or.jp/news/2021/0127_9089.html

³³ ヒューマン・ライツ・ウォッチ。「Locked Inside Our Home」2022年。(2026年2月20日閲覧)
<https://www.hrw.org/ja/news/2022/02/17/381134>

³⁴ アジア経済研究所。「第2次チョン指導部発足:2016年のベトナム」『アジア動向年報 2017年版』2017年。

³⁵ アジア経済研究所。「火がついた反汚職闘争、好調な経済:2017年のベトナム」『アジア動向年報 2018年版』2018年。

³⁶ JFEスチールプレスリリース(2015年7月)。(2026年2月20日閲覧)

1.3 相次ぐ環境活動家の逮捕

2021年以降、ベトナムでは気候変動や環境問題に取り組むNGO代表らが次々と逮捕・起訴され、有罪判決を受ける事例が相次いだ。2023年末までに6名が逮捕された³⁷。その一人、弁護士のダン・ディン・バック（Dang Dinh Bach）氏は2021年6月に拘束された。彼は持続可能な開発に取り組むとともに、大規模ダム開発による移転住民や環境汚染被害者を法的に支援していた。彼は脱税や、関与していた団体の資金運用に不正があったとして起訴され、令状なく拘束された³⁸。



図 11: ダン・ディン・バック弁護士の解放を求めるキャンペーンのサイト
<https://www.standwithbach.org>

また、気候変動対策の活動で、ベトナム初のゴールドマン環境賞受賞者となったグイ・ティ・カーン（Nguy Thi Khanh）氏をはじめ、ジャーナリストのマイ・ファン・ロイ（Mai Phan Loi）氏、バック・フン・ズオン（Bach Hung Duong）氏らも逮捕された。4名はいずれも「脱税」の罪に問われたが、国連機関はベトナム政府が政策批判を封じるために脱税罪を利用していると指摘している³⁹。

グイ・ティ・カーン氏は2023年5月に、マイ・ファン・ロイ氏は同年9月に刑期満了前に釈放された。その一方で、気候変動問題や野生動物保護に取り組む団体の代表、ホアン・ティ・ミン・ホン（Hoang Thi Minh Hong）氏が2023年5月に拘束された。彼女はオバマ財団の研究者でもあった。同年9月には、グリーンエネルギー専門家のゴ・ティ・トー・ニエン（Ngo Thi To Nhien）氏も公的書類の流用を理由

<https://www.ife-steel.co.jp/release/2015/07/150730.html>

³⁷ CNN. Major international financing deal to get Vietnam off coal moves ahead while it locks up climate defenders. (2023年12月11日) (2026年2月20日閲覧)

<https://edition.cnn.com/2023/12/12/asia/vietnam-ietp-climate-deal-jailed-activists-intl-hnk-dst>

³⁸ 人権理事会「恣意的拘禁に関する作業部会」。“Opinions adopted by the Working Group on Arbitrary Detention at its ninety-sixth session, 27 March – 5 April 2023” (2026年2月20日閲覧)

<https://static1.squarespace.com/static/63a1054de4b8030902e0c458/t/6466cd597b77694c69cd20ba/1684458842140/UN+WGAD+Opinion+No.+22%3A2023+Dang+Dinh+Bach.pdf>

³⁹ 国連人権高等弁務官事務所・国連環境計画。“News Release - Viet Nam: UN entities concerned by arrest and sentencing of environmental human rights defenders” (2022年4月22日) (2026年2月20日閲覧)

<https://bangkok.ohchr.org/news/2022/news-release-viet-nam-un-entities-concerned-arrest-and-sentencing-environmental-human/>

に起訴されたと報じられている⁴⁰。これらの活動家はいずれも政府と対立することなく、環境や持続可能性の課題に取り組んでいた。それにもかかわらず重い刑罰を科されたことは、ベトナムの市民社会に大きな衝撃を与えた。

日本を含む各国が「公正なエネルギー移行パートナーシップ（JETP）」を通じてベトナム政府と気候変動対策を協議する一方で⁴¹、市民として同じ課題に先行して取り組んでいた市民が弾圧を受けるという「公正」には程遠い状況が生じている。

2 ベトナムの開発事業における人権侵害

ここでは、2000年以降にメコン・ウォッチが調査・モニタリングを行った事例をもとに、開発事業の実施過程において生じた問題と人権侵害の状況を概観する。

2.1 アーヴォン水力発電ダム



図 12, 13: 以前の村落(左)、ダムの移転地(右)

人権侵害の様相

- ・環境・生活・生計に関わる権利への影響
 - 再定住地と元々の生活の乖離による生計回復の難しさ。
- ・情報公開及び住民参加の欠如
 - 環境影響評価(EIA)が工事開始後に作成された。実効的な影響緩和策は示されず、下流域に必要な環境維持流量も確保されなかった。
- ・少数民族の権利及び文化への影響
 - 女性への影響

ベトナム中部のクアンナム省に建設された210MWの水力発電用ダム。ブン川の支流アーヴォン川に高さ84mのダムを建設し、取水した水をアーヴォン川とブン川の合流点下流に設けられた発電所まで導水する計画であった。

この事業では、2004年に環境影響評価(EIA)報告書が作成されたが、実際にはその前年から工事が開

⁴⁰ RFA. "Vietnam detains researcher in latest environmental activist arrest" (2023年10月2日) (2026年2月20日閲覧)

<https://www.rfa.org/english/news/vietnam/environmental-activist-arrest-10022023164955.html>

⁴¹ 外務省. ベトナムにおける「公正なエネルギー移行パートナーシップ（JETP）」の立ち上げに関する政治宣言について。(2022年12月15日) (2026年2月20日閲覧)

https://www.mofa.go.jp/mofai/ic/ch/page1_001450.html

始されており、手続き上重大な問題を抱えていた。EIA では希少動物の生息が確認されたものの、影響緩和策は示されず、下流域に必要な環境維持流量も確保されない計画であった。さらに、山岳少数民族であるカトゥ族の330世帯(1,572人)が移転対象となり、再定住地では住宅が密集し、支給された農地の面積も移転前より少なかった。

報道によれば、労働者や外部商人が地域に流入し、生活習慣や文化の異なる少数民族の女性を騙して妊娠させるケースが多発、また、移入者による性的暴力もあったという。さらに、住民は補償金を受け取ったものの、生活再建に活用できず、消費財の購入に充てて困窮する状況も報じられた。

現在では、このような事業において労働者の流入が予想される場合、事業者が労働者への教育や住民の生計回復事業を行うことが一般化している。しかし当時のベトナムでは、そのような対策は実施されていなかった。この事業には日本の国際協力銀行(JBIC)が融資を検討したが、NGOからの指摘により融資を断念したとみられる。

この事例は、大規模インフラ事業が、都市から離れた地域に暮らす少数民族や農村の女性に深刻な負の影響を及ぼすことをベトナム国内に知らせたものの、その後、被害者に十分な対応がなされたかどうかは不明である。大規模インフラ事業に伴う労働者流入が、地域住民とりわけ脆弱層である女性や子どもに深刻な脅威となり得ることに、十分な注意を払う必要がある。日本の機関が関与して実施されれば、現在はこのような問題が起きにくいが、出資のみで関わる場合もあり投資には慎重な判断が求められる。

関連情報：

アーヴォン水力発電ダム

<http://www.mekongwatch.org/report/vietnam/avuong.html>

2.2 ベトナムの原発開発計画と日本の原発輸出

人権侵害の様相

- ・ 情報公開及び住民参加の欠如
 - 原発計画に内在する重大な事故リスクや放射性廃棄物処理の問題について、十分な情報提供がなかった。
 - 予定地周辺の漁業・農業従事者や少数民族住民が事業の影響を理解できないまま計画が進められた。
- ・ 表現・抗議の自由に対する侵害
 - 原発計画に懸念を示した研究者や市民に対する弾圧。
- ・ 少数民族の権利及び文化への影響
 - 予定地には少数民族チャムの人々が多く暮らす、国家事業に反対の声を上げることは極めて困難だった。

ベトナム政府は2010年6月、2030年までに原子力発電所を8カ所、計14基(計1500万~1600万キロワット)建設・稼働するとして原発開発方針を承認した。その一環として、ニントゥアン省の2カ所に2基ずつ、計4基を建設する計画が進められた。同国初の原発となる予定だったフォック・ディン地区の2基はロシアに発注され、残るビンハイ地区の2基は2010年10月31日の日越首脳会談で日本に発注されることが決まった。予定地には、少数民族チャムの人々が多く暮らす地域も含まれていた。



図 14: 建設予定地近くの漁村

日本政府はパッケージ型インフラ輸出の一環としてベトナムへの原発輸出を強力に推進し、2011年3月の福島第一原子力発電所事故後も方針を転換しなかった。これに対し、日本国内の市民からは強い反対の声が上がった。一方のベトナムでは、言論の自由の制約などにより、市民が原発について自由に議論することはできない。予定地周辺には農漁村が多く、またブドウ生産や塩田での塩作りで生計を立てる人々もいたが、放射能汚染の危険性などについて十分に知らされておらず、懸念の声も上がらなかった。

しかし、日本の市民からの反対運動や福島原発事故の情報はベトナムにも伝わり、知識人の間で関心が高まった。著名な研究者グエン・スアン・ジエン氏は、自身のブログで情報を発信し、日本政府（在ハノイ日本大使館）に対して計画反対の書簡を送った。ところが2012年5月18日、「傷病兵」と名乗るグループが彼の研究室に侵入し、「ベトナムの原発建設援助に反対する日本政府への公開状」を削除するよう脅迫する事件が発生した。さらに同年6月、ジエン氏はハノイ市情報メディア局に呼び出され、夜中まで拘束され、後に、個人の電子通信ページを利用して情報を提供し社会秩序を乱したとされ、罰金刑を科された。現地住民も蚊帳の外というべき状態に置かれていた。メコン・ウォッチが2012年11月に建設予定地を訪問した際、住民は自分たちが移転対象であることは知っていたが、移転計画の詳細については伝えられていなかった。

このようにさまざまな制約がありながらも、日本とベトナム双方の研究者や市民の働きかけが積み重なり、2016年11月22日、ベトナム国会は経済的理由を挙げて原発計画を白紙撤回した。これにより、日本からの原発輸出も中止に追い込まれた⁴²。

関連情報：

ベトナムの原発開発計画と日本の原発輸出

<http://www.mekongwatch.org/report/vietnam/npp.html>

⁴² その後開発計画は復活した。

メコン・ウォッチ。「ベトナム>原子力発電事業を再開、日本の関与は？」

http://www.mekongwatch.org/resource/news/20250306_01.html

だが、日本は期日が短いことを理由に撤退している。

ロイター。「日本、ベトナム原発プロジェクトから撤退 期限短いため=伊藤大使」(2025/12/8) (2026年2月20日閲覧)

<https://jp.reuters.com/markets/commodities/5K3TE7GUPJNUPIATX5YTVU745Q-2025-12-08/>

2.3 石炭火力発電

人権侵害の様相

- ・ 環境・生活・生計に関わる権利への影響
 - 発電所の建設・運転により、大気汚染、温排水、石炭灰の飛散などが発生し、住民の健康被害や漁業・農業への悪影響が報告されている。
 - 強制立ち退きと不十分な補償
- ・ 表現・抗議の自由に対する侵害

2000年以降、急激に電力消費が伸びたベトナムでは、水力・火力・再生エネルギーによる新規の発電事業が多数計画されている。世界の地球温暖化対策の流れに逆行し、最近まで石炭火力発電事業が推進され、今後はガス関連事業も計画されている。日本の国際協力機構（JICA）、国際協力銀行（JBIC）、日本貿易保険（NEXI）といった公的機関もそれに深く関与している。

石炭火力発電は温室効果ガスの排出だけでなく、微粒子（PM）や水銀などの公害物質による大気汚染、石炭灰の飛散による農業・製塩業への影響、温排水による周辺の水域の水温上昇に伴う生態系や漁業への被害、複合汚染による健康被害や生計手段の喪失、さらには事業地からの非自発的移転など、多くの環境・社会問題を引き起こしている。

日本が関与する石炭火力発電事業（JBIC・NEXI・JICAの関与事例）

- ・ ギソン1（タインホア省）
事業実施者：ベトナム電力公社（EVN）
関与機関：JBIC、JICA
設計・調達・建設（EPC）：住友商事
- ・ ギソン2（タインホア省）
事業実施者：Nghi Son 2 Power Limited Liability Company（丸紅・韓国電力公社が出資）
関与機関：JBIC、NEXI
- ・ ブンアン2（ハティン省）
事業実施者（出資）：三菱商事・中国電力・四国電力、韓国電力公社
EPC：斗山重工業・サムスン物産（韓国）
関与機関：JBIC、NEXI
- ・ バンフォン1（カインホア省）
関与企業：住友商事
EPC：IHI、東芝、斗山重工業（韓国）、CTCI（台湾）
関与機関：JBIC、NEXI
- ・ ビンタン4及び4拡張
関与企業：EVN、三菱商事
EPC：斗山重工業（韓国）
関与機関：JICA、JBIC
- ・ ハイフォン1・2（ハイフォン市）
関与企業：ハイフォン火力株式会社（HPTPJSC）（EVN、丸紅、東方電気集団公司（中国）が出資）
関与機関：JBIC

フォルモサの公害事件で示されたように、環境や社会に深刻な被害が生じて、住民が抗議することは非常に大きなリスクを伴う。

例えば、ハイフォンでは呼吸器系疾患やがん（肺がんや咽頭がん等）の患者数が急増していると指摘さ

れている⁴³。ビンタン発電所では、2014年に第2発電所が稼働した後、貯炭場やアッシュ・ポンドからの灰による大気汚染が深刻化した。

言論の自由が制限される中で、生活を脅かされた住民の一部は実力行使を伴う抗議に踏み切ることもある。2015年4月14日には住民が国道1号線を封鎖するデモを行い、警官隊との衝突に発展した⁴⁴。バンフォン1では、立ち退きを拒んだ住民一家の家屋が、当局職員によって同意もないまま破壊された。その一家は2019年まで跡地にテントを張って生活を続けていた。報道機関の取材に対し、住民は石炭火力発電事業について十分な説明を受けておらず、提示された移転地は農地から遠く受け入れられなかったと語っている⁴⁵。

3. まとめ（ベトナム）

ベトナムでは、日本政府や国際開発機関が競うように開発に関与してきたが、言論・結社の自由は依然として厳しく制限されている。この四半世紀、開発に伴う問題を社会に提示しようとする人々にとって、ベトナムは安全な場所ではなかった。世界銀行やアジア開発銀行、日本の国際協力機構（JICA）などは環境・社会配慮の基準を掲げて事業を実施しているものの、過去の事例が示すのは、日本政府や国際機関が20年以上にわたり関与してきても、それらが関わる個別事業は別として、国全体でベトナム政府が国際的な人権水準に沿った行動を向上させたとは言えないという現実である。つまり、人権配慮を掲げている国際機関による開発支援が、同国の人権状況の改善に直結するとは限らないということではないか。

また、ベトナムは今も経済発展を続けているが、そのことが必ずしも「民主的」な体制への移行を意味するわけではない。むしろ、開発への異論の表明、公害や土地収奪への苦情、多党政治を志向する言動などが、党や政府に反する行為と見なされ、重い刑罰を科される事例が報告されている。

日本はこれまで複数の石炭火力発電所建設に官民で関与し、現在はガス開発にも携わっている。ベトナムでは、現地の人々の人権が確実に守られつつ事業が進められているかどうかを確認するのは極めて難しい国であることを踏まえ、慎重な姿勢が求められる。また、適切な対話の場を持たない住民が、自衛のために暴力的な抗議に出る場合もある。したがって、企業には自らの事業に伴う影響について、機能する苦情処理システムを適切に構築する責任がある。事業において行政による暴力や弾圧のリスクが存在することを意識し、外部の人権団体などの情報を参照しながら、事業に伴う人権リスクを最小化する努力が求められる。

また今後は、ベトナムだけでなく、開発に対して自由に意見を表明できない可能性の高い国で、人権配慮を組み込んでいるはずの国際機関や日本政府の公的な支援を実施する是非までを問う議論が市民社会に必要なのではないだろうか。

⁴³ グリーン・イノベーション・ディベロップメント・センター（GreenID）。「ベトナム・ハイフォン石炭火力発電事業」（2026年2月20日閲覧）

https://sekitan.jp/jbic/wp-content/uploads/2015/08/Facts-about-the-Hai-Phong-coal_FINAL_Japanese.pdf

⁴⁴ Thanh Nien News. “Vietnam orders coal power plant to reduce pollution following 30-hour protest (2015年4月23日)”. (2025年5月19日閲覧)

<http://www.thanhniennews.com/society/vietnam-orders-coal-power-plant-to-reduce-pollution-following-30hour-protest-42524.html>

⁴⁵ AFP “Grandma Ca: the 99-year-old standing up to Vietnam’s coal rush (2019年5月22日)”. (2026年2月20日閲覧)

<https://www.bangkokpost.com/world/1682072/grandma-ca-the-99-year-old-standing-up-to-vietnams-coal-rush>

ラオスの人権問題

ラオスは1899年、フランスのインドシナ連邦に編入されるたが、1953年に仏・ラオス条約により完全独立を果たした。しかし、その後内戦が続き、特に1960年代から1970年代前半にかけて、インドシナ戦争の中で、激しい戦闘の舞台となった。特にアメリカによる大規模な空爆は国内に深刻な被害をもたらした。1973年「ラオスにおける平和の回復及び民族和解に関する協定」が成立したが、1975年に南ベトナムとカンボジアで親米政権が崩壊、1975年12月、ラオス人民民主共和国成立した。東西冷戦の中で、西側諸国との関係は断たれていたが、情勢変化で1997年には東南アジア諸国連合（ASEAN）に加盟した。全方位外交を掲げているが、歴史的経緯からベトナムとは「特別な関係」を有してきた。また、中国との関係も2000年代後半以降、貿易・投資の急増を背景に急速に深化し、2009年には「包括的かつ戦略的パートナーシップ」に格上げされている⁴⁶。

ラオス2003年憲法の第44条では、「ラオス国民は、法に抵触しない限り、言論、執筆、集会、協会の設立及びデモを行う自由を有する⁴⁷。」と定められている。しかし、インドシナ共産党を起源とする人民革命党による一党支配体制の下では、これらの自由は厳しく制限されており、憲法上の権利が実質的に行使できるかは、難しい状況があることを理解する必要がある。日本は水力発電所の開発で、ラオス特にと深い関係を持っている。

1 人権保護団体の報告書から見るラオスの人権問題

1.1 アムネスティ・インターナショナルの年次報告書から見るラオスの人権問題

以下では、国際的な人権団体であるアムネスティ・インターナショナルの年次報告書（the State of the world's human rights）から、ラオスにおける開発関連の人権問題の事例を抜粋して紹介する。

2000年代から2012年までの報告書では、ベトナム戦争及び冷戦期の内戦の影響を背景とするモン民族と政府との対立、政治囚への不当な扱い、信教の自由、とりわけキリスト教徒に対する弾圧が主要な懸念として繰り返し指摘されている。この時期には開発事業に関する記述はほとんど見られない。[2000-2007年報告書]。

2007年の報告書では、ナムトゥン2ダム（後述）に関連する移転問題が初めて言及され [2007年報告書]、翌年の報告書では、60か所に及ぶダム建設による移転に関する人権問題が懸念として挙げられた [2008年報告書]。また、2008年以降は、タイに難民として滞在していたモン民族の帰還に伴う問題が繰り返し取り上げられている [2008、2010、2011、2012年報告書]。

2013年の報告書では、2006年にセコン県でベトナム企業に認可された土地コンセッション契約に不満を抱いた住民が逮捕された件が指摘されている [2013年報告書]。翌2014年の報告書では、メコン本流で計画されていたサイヤブリダムやドンサホンダムの建設によって環境影響が生じ、流域の約6,000万人の生活に影響を及ぼすとの環境団体の懸念が記述された [2014-2015年報告書]。

報告書は一貫して表現の自由への制限を懸念しており、2016年にはメディア法（2008年制定）が改正され、政策遵守を強化する方向が示されたことに触れている。また、利用者の急増したFacebook上での言論監視も強まったとされる [2016-2017年報告書]。2017年には、中国の支援で建設が進められていた高速鉄道事業に伴う立ち退きによる人権侵害が報告されている [2017-2018年報告書]。

⁴⁶ 外務省. ラオス人民民主共和国基礎データ.

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/laos/data.html#section1>などを参照。(2026年2月20日閲覧)

⁴⁷ 国際協力機構(JICA). ラオス六法. ラオス人民民主共和国憲法(2015年改正). (2026年2月20日閲覧)

<https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/governance/portal/laos/ve9qi8000000fopc-att/00-1.pdf>

2012年12月に発生した社会活動家ソムバット・ソムポーン氏の強制失踪事件（強制失踪の項を参照）、2018年7月に発生したセーピアン・セーナムノイダムの決壊事故（後述）についての記述がみられる[2022-23年報告書]。

1.2 プランテーション開発と土地問題



図 15:ゴムの植林地(アッタプー県)

グローバル・ウィットネス（Global Witness：GW）は、天然資源にまつわる紛争と汚職、それに関連する環境破壊や人権侵害を防ぐために調査とキャンペーンを行う、国際的な NGO である⁴⁸。同団体は2013年、ベトナムの大企業である ホアンアン・ザライ（Hoang Anh Gia Lai, 以下 HAGL）と ベトナム・ラバー・グループ（Vietnam Rubber Group, 以下 VRG）の2社が、カンボジアとラオスにおいてプランテーション用の広大な土地を借り受け、地域社会や環境に大きな負の影響を与えたことを調査・告発したレポート、「RUBBER BARONS 天然ゴムにむらがる悪徳資本家たち：カンボジアとラオスで進む、ベトナム企業と国際投資家たちによる土地収奪」を公開した⁴⁹。

GWは、両者が腐敗した政財界のエリート層との密接な関係により責任を問われることはなく、その取引は秘密の闇に包まれ、ドイツ銀行や国際金融公社（IFC）のような国際金融によって資金が提供されている、と指摘した。ラオスでは土地は国家所有であるが、ゴム植林に貸し出された土地はコンセッション方式をとっている。これは土地の所有権を保有したまま権利を一定期間、民間企業に売却する仕組みで、対象となった土地では違法な木材伐採も行われていたともいう。

この時期、当時、ベトナムは中国でのゴム需要の高まりを背景に、ゴム生産を世界第3位まで拡大していた。ベトナム国内の生産地確保に限界が見えたことから、HAGLとVRGは、隣国のラオスとカンボジアにその生産地を拡大した。レポートによれば、2012年末までにカンボジアでは、120万ヘクタールの土地が天然ゴム生産を目的として貸し出されたという。うち20パーセントはカンボジアの最も有力な5人の実業家に分配されていた。ラオスでは、土地の分配の過程で住民との協議が不十分で、強制立ち退きも発生する中、少なくとも110万ヘクタール分の土地使用権が分配された。これは国土の5%に相当した。土地の一部は少数先住民族が神聖視する森林も含み、先住民族の権利も脅かしている。GWの調査に

⁴⁸ Global Witness ホームページ。 <https://globalwitness.org/en/>

⁴⁹ レポートは、19世紀のアメリカで不公正な商慣習を利用して産業を支配し、莫大な蓄財をした実業家や銀行家を軽蔑・揶揄する Robber baron（どろぼう男爵）の Robber を、Rubber（ゴム）にかけて名付けている。

よれば、ラオス南部アッタプー県では、ホアンアイン・アッタプー社 (Hoang Anh Attapeu Company, HAAC) が 20,000ha のコンセッションを、またホアンアイン・クアンミン・ラバー産業農業社 (Hoang Anh Quang Minh Rubber Industrial and Agricultural JSC) が 2,549ha の土地コンセッションを所有していた。さらにHAGLは、ラオス=ベトナム友好グループ (LVFG) が所有するセコン県の8,000ha の土地コンセッションの 28%を保有し、そのうち 2,900ha がすでにゴム植林に割り当てられていた。

別の資料によると、HAGL 社は、2009 年にラオスで初めて開催された東南アジアのスポーツ大会「シーゲーム」の選手村の建設援助支援と引き換えに、アッタプー県で 10,000 ヘクタールのゴム植林コンセッション契約を獲得したという⁵⁰。

また、メコン・ウォッチが現地の行政機関の協力で 2012 年にアッタプー県で試験的に行った聞き取り調査では、「植林事業に不満」、「企業は村人の断りなく森林を伐採した」、「林産物を採る森が失われ、これからどうやって生活したらいいかわからない」など、多くの住民が企業活動に批判的な回答をしていた。同年 7 月に同県内で訪問したある村では、村人が企業と補償交渉をしているところに行きあつた。一人の住民を約 10 名の企業関係者が取り囲み、彼の土地の補償額を決めようとしていた。過去に内容をよく理解せずにサインをしてしまった契約部分については、企業の提示する補償で合意を余儀なくされたものの、新たな土地は渡さないと強く主張したため、交渉は延期されていた。交渉の場に近い水田では、近隣住民が村の道路を倒木で封鎖していた。そばにいた女性によると、企業が夜間に村人の目を盗んで水田をトラクターでつぶしに来るので、それを防ぐためにバリケードを築いているとの話だった。この地域を再訪する機会がなく、その後の状況は不明である。



図 16, 17: 伐採された樹木を運ぶトラック(左)、バリケードの近くで遊んでいた子どもたち(右)
(アッタプー県)

参考：

RUBBER BARONS 天然ゴムにむらがる悪徳資本家たち: カンボジアとラオスで進む、ベトナム企業と国際投資家たちによる土地収奪 (英語)

<https://www.globalwitness.org/en/campaigns/land-deals/rubberbarons/>

⁵⁰ Miles Kenney-Lazar. *Land Concessions, Land Tenure, and Livelihood Change: Plantation Development in Attapeu Province, Southern Laos*. 2010. (2026 年 2 月 20 日閲覧)

<https://data.opendatacommons.org/dataset/51fbf949-8770-46ce-8f3a-cf4df6aecd0d/resource/d88bf574-1493-44fa-8907-be8b4b665bbe/download/3-land-concessions-land-tenure-and-livelihood-change-plantation-development-in-attapeu-province-.pdf>

2. ラオスの開発事業における人権侵害

ここでは、2000 年以降で、メコン・ウォッチが現地調査やモニタリングを行なった事例から、開発事業実施においてどのような問題と人権の侵害が起きてきたかを概観する。

2.1 ナムトゥン第2水力発電ダム (NT2)

人権侵害の様相

・情報公開及び住民参加の欠如

- 膨大な環境影響評価文書が作成された一方で、そこに住民の率直な声が十分反映されているかには疑義がある。
- 生計回復策として導入された農業転換やマイクロクレジット事業は、十分な技術支援やリスク説明を欠いたまま実施され、長期的な生計回復には結びつかず、一部の世帯の貧困化を招いた。

・少数民族への不均衡な影響

- 移転住民の多くは少数民族で、ほぼ自給自足的な生業形態から市場経済型農業への急激な転換を強いられた。



図 18: ダムが貯水を始め枯れた樹木の残るナムトゥン 2 ダムの貯水池 (2010 年撮影)

事業について

事業会社：ナムトゥン 2 電力会社 (NTPC)

事業開始当初は、フランス電力公社 (35%)、ラオス電力公社 (25%)、タイ発電公社 (EGAT) の子会社 EGCO 社 (25%)、イタリアンタイ・デベロップメント社 (15%) が出資。現在 (2025 年 12 月時点)、フランス電力公社の子会社である EDF Nam Theun Holding (40%)、Electric Generating (EGCO) 社 (35%)、ラオス電力公社 (25%) が出資者となっている⁵¹。

⁵¹ Nam Theun 2. “Stakeholder Structure”. (2026 年 2 月 20 日閲覧)

<https://www.namtheun2.com/lao/our-company/shareholder-structure/>

資金供与先

世界銀行： IDA（国際開発協会）による部分的リスク保証 5000 万ドル及び贈与 2000 万ドル、MIGA（多国間投資保証機関）の政治的リスク保証 2 億ドルを供与。

アジア開発銀行：公共セクター融資 2000 万ドル、民間セクター融資 5000 万ドル及び最大で 5000 万ドルの政治的リスク保証を供与。

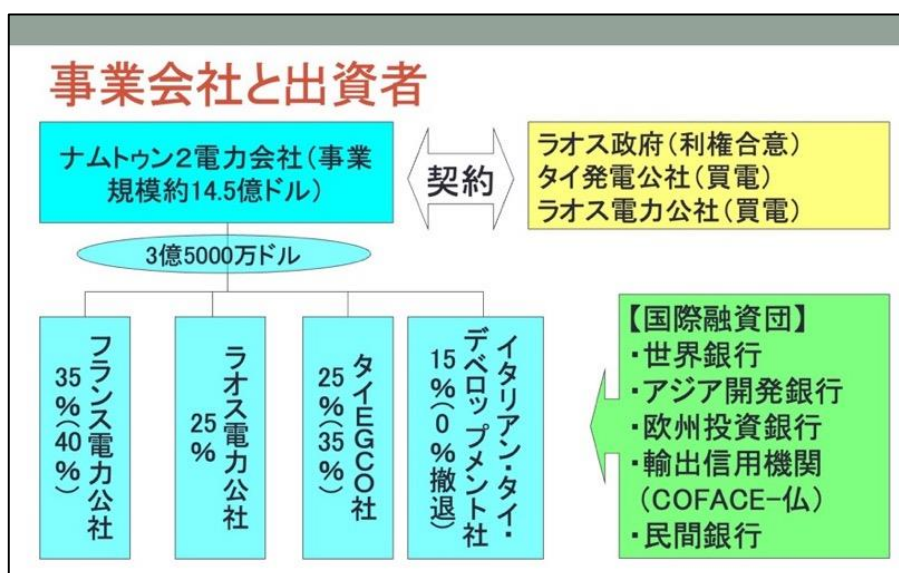


図 19: 事業会社と出資者(注: イタリアン・タイ・デベロップメントはダム完成後に撤退)

世界銀行やアジア開発銀行 (ADB) の支援を受け、ラオス中部カムアン県に建設されたナムトゥン 2 水力発電ダムは、2010 年 4 月に商業運転を開始した。総事業費は約 14.5 億ドルに上り、当時の国内最大の開発事業であった。同ダムの建設により、豊かな生態系で知られ「東洋のガラパゴス」と称されたナカイ高原の湿地帯約 450 平方キロメートルが水没した。水没地は、20 世紀末に発見された大型哺乳類サオラーやアジアゾウの生息地でもあった。発電効率を高めるために高原の高度を利用する設計が採用され、ナカイ高原を流れるトゥン川を堰き止めて貯水池を形成し、高原下に設けた発電所に導水し、その後、発電に使用された水はセバンファイ川という別の川に流されている。これにより、ナカイ高原、トゥン川、セバンファイ川という広範なエリアがダム建設の影響を受けた。

この事業は、タイへの売電による外貨獲得を目的とし、「貧困削減のためのダム」と謳われていた。しかし、影響を受けた住民約 6,200 人（大半が少数民族）は移転を余儀なくされ、生活の変化で困難に見舞われた。もともと広い土地を利用し、伝統的な焼畑で稲作を営んできた住民に対し、限られた補償農地での換金作物栽培へと切り替える「生計回復プログラム」が半ば強制されたためである。

それ以外にも、野生動物への影響など、事業前から懸念は示されていた。発電後の水が転流されるセバンファイ川は、多様な魚類が生息し、地元民にとって重要な漁業資源であった。ここでは雨季と乾季の水位変動を利用した乾季の河岸農業も盛んであった。これらに深刻な悪影響が及ぶことは研究者や NGO によって予想され、これらの生業が補償対象となったものの、メコン・ウォッチや他の NGO の調査では、多くの住民がダム建設後の変化に不満を抱いていることが明らかになった。発電開始後には、川沿いの一部の村が不規則な放水による河岸崩落にも悩まされていた。

ラオスでの村落調査には必ず行政官が同行する。政治体制の制約上、数百ページに及ぶ環境アセスメント報告書が作成されたとしても、そこに住民の率直な声がどれほど取り上げられているかは不明である。

住民が自由に意見を述べられるかどうかは、同行する行政官の立場や、事業の社会的影響の程度等に左右される。行政官を伴わずに実施できた聞き取り調査では、住民から多くの苦情が寄せられた⁵²。

メコン・ウォッチは2006年から2018年にかけて複数回現地調査を行った。2010年5月の調査では、①水田・果樹・家畜への補償の未払い、②灌漑農地整備の遅れ、③貯水池漁業の持続的管理の欠如、④皮膚病の発生、⑤セバンファイ川河岸農業への補償の遅れなど、長期的な生計回復の失敗を示す事例が報告され、世銀・ADB・日本政府に指摘された。同年11月の調査では、③を除き一部対応の進捗が確認されたが、移転村では補償の遅れにより水没した水田や果樹などの資産が確認不能となり、多くの村人が不満を抱え、対応の遅れによる悪影響が深刻化していた。メコン・ウォッチ及び他のNGOによる複数回の現地調査では、いずれの「生計回復プログラム」も、長期的な移転住民の生計回復にはつながっていないことが確認されている⁵³。

さらに、ダム水が転流されるセバンファイ川沿いの村では、漁業補償策として事業実施企業ナムトゥン2電力会社（NTPC）が村落生計回復基金によるマイクロクレジット活動を支援していた。しかし、経験のない村人にとって十分な技術指導やリスク説明が行われないうまま導入された結果、事業に失敗して借金を抱え、むしろ困窮化する世帯も出ていた⁵⁴。



図 20:ナムトゥン2ダム付近(2010年撮影)

ナムトゥン2事業については、世銀などの開発機関が膨大な文書を作成し、その効果や環境配慮が強調された。一方で、NGOや研究者は批判的な立場から多くの資料を作成している。研究者の関心を集めた事業でもあり、関連書籍も刊行されている。メコン・ウォッチは、「持続的な水力発電事業のモデル」に異を唱えてきた。私たちの現場での発見は、常に開発機関の主張と異なっていた。ラオスの事例は、言論の自由に制約のある国での開発で何が起きるのかを示しているといえるだろう。開発機関の作成する情報と、以下の資料を比較し、現場で何が起こり得るのか、また、「ビジネスと人権に関する指導原則」で求められる救済の困難さについて、想像力を巡らせていただければと思う。

関連情報

⁵² メコン・ウォッチ. 現地訪問報告

http://www.mekongwatch.org/report/laos/laos_nt2.html

⁵³ メコン・ウォッチ. ナムトゥン2水力発電プロジェクト現地訪問（2010年11月）報告

<http://www.mekongwatch.org/PDF/nt2report2010.pdf>

⁵⁴ メコン・ウォッチ. 【プレスリリース】落成式の陰で顕在化する環境・社会影響～2年以上遅れた補償、借金を負う影響住民～.(2010年12月9日)

http://www.mekongwatch.org/resource/documents/pr_20101209.html

ナムトゥン2ダム (メコン・ウォッチ)

http://mekongwatch.org/report/laos/laos_nt2.html

書籍：

マイケル・ゴールドマン. 『緑の帝国 世界銀行とグリーン・ネオリベラリズム』 京都大学出版会. 2008.

Edited by Bruce Shoemaker and William Robichaud.

“Dead in the Water - Global Lessons from the World Bank's Model Hydropower Project in Laos”.

University of Wisconsin Press. 2019.

2.2 セピアン・セナムノイ水力発電ダム補助ダム決壊事故

人権侵害の様相

- ・ 生命及び環境・生活・生計に関わる権利への影響
 - 少数民族を含む 71 名の住民が生命を失い、数千人が住居や財産をほぼすべて喪失。
- ・ 情報提供の不十分さ
 - 事故発生前後において、住民に対する危険情報や避難情報は十分に伝達されず、事前のリスク管理や緊急対応体制が不十分であった。
 - 補償の支払い及び恒久住宅の提供は大幅に遅れ、被災者は長期間にわたり不安定な生活を強いられた。
- ・ 少数民族への影響
 - 被害住民の多くは少数民族であり、社会的・経済的に脆弱な立場で被害を受けた。
- ・ 越境影響
 - ダム決壊は越境しカンボジアにも被害を及ぼしたが、住民に対する補償や救済は行われていない。



図 21:被災した小学校。日本の援助で建設されていた(2018 年 12 月撮影)

メコン河の支流であるセコン川水系に建設されたセピアン・セナムノイ水力発電ダム (以下、XPXNN) は、韓国企業・タイ企業・ラオス国営企業の共同出資による BOT (Build-Operate-Transfer) 方式の事業である。BOT 方式とは、企業が一定期間 (本事業では 32 年間) にわたり建設・操業を行った後、ラオス政府に移管する仕組みである。ダムと貯水池はラオス南部チャンパサック県のボロベン高原に建設され、発電施設は隣接するアッタプー県の平地に設置され、高原と平地の高度差を利用することで発電効率を高める設計となっている。発電所の総発電能力は 410 メガワット、発電した電力の約 9 割がタイに輸出されている。この事業の実施にあたり、ラオスには「Xe-Pian Xe-Namnoy Power Company

(PNPC)」が設立され⁵⁵、2019年から商業運転を開始している。

PNPC 出資企業⁵⁶：

SK Engineering and Construction (SK 建設、2019 年より SK ecoplant に社名変更) 出資比率 26%

Korea Western Power: KOWEPO (韓国西部電力) 同 25%

タイ企業の Ratchaburi Electricity Generating Holding (RATCH) 同 25%

ラオス国営企業 Lao Holding State Enterprise (LHSE) 同 24%

融資銀行⁵⁷：

タイ輸出入銀行

タイ国営クルンタイ銀行

アユタヤ銀行 (三菱 UFJ フィナンシャル・グループ)

タナチャート銀行

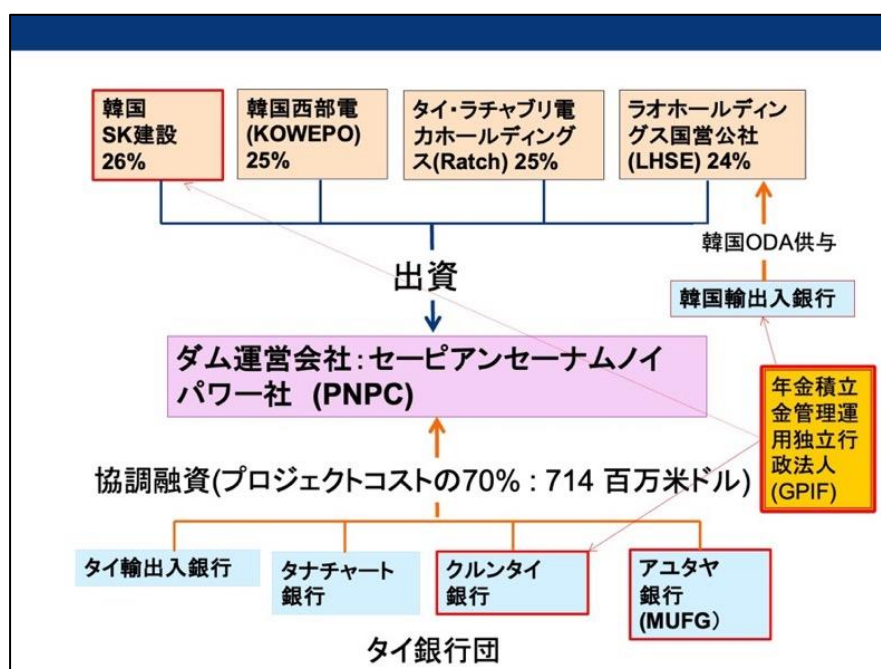


図 22: セーピアン・セナムノイ水力発電ダムの出資・融資者と GPIF

補助ダム決壊事故

2018年7月23日、この貯水池に設けられたサドルダム（補助ダム）が大雨により崩壊し、貯水されていた大量の水がボロベン高原の貯水池から流出した。セーピアン川下流のアッタープー県サナムサイ郡では19村が浸水し、そのうち6村は流出した膨大な土砂によって壊滅的被害を受けた。この惨状は世界的に報道された。

メコン・ウォッチが現地から入手したアッタープー県の報告書によれば、6村の被災者は1,611世帯7,095

⁵⁵ Lao Holding State Enterprise. “XEPIAN-XENAMNOY HYDROPOWER PROJECT”. (2026年2月20日閲覧)
<http://www.laoholding.com/Xenamnoy.aspx>

⁵⁶ Xe-Pian Xe-Namnoy Power Company. “Business Structure”. (2026年2月20日閲覧)
<https://www.pnpclaos.com/index.php/en/about-pnpc/business-structure>

⁵⁷ 前掲。

人に上り、病院での死亡者も含め 48 人（うち女性 22 人）の死亡が確認され、23 人が行方不明のままとなっている。同年 10 月の現地紙『ビエンチャン・タイムス』によると、全体で被害を受けた住民は 14,440 人に達している。一部の住民はダム決壊の情報を得ていたが、その内容は不十分であり、またダムの影響地域外の村では被害を想定できず、避難できなかつた人も多い。企業による避難呼びかけも危険確認から時間が経過しており、前例のない異常事態に関する情報は村々に十分伝わらず、甚大な人的被害をもたらした。流出した水は国境を越えてカンボジアにも達し、同国ストゥントレン州でも被害が発生した。



図 23:住民に提供された避難所(2018 年 12 月撮影)

事故当時、韓国紙『ハンギョレ』は、韓国国会議員の監査で明らかになった資料を基に、SK 建設が建設予算を削減していたと報じ、企業不正の可能性を示唆した。ただし、その後の詳細は明らかにされていない。

ラオス政府も、ダム決壊の原因は自然災害ではなく、建設・管理の不備による人災であると判断し、2018 年 8 月に事故原因の技術調査と関係者の汚職調査を行う「国家原因究明委員会」を設置した。さらに、既存・建設中のダムの安全確認を進め、新規の水力発電事業を一時中断して今後の戦略を見直すと発表した。XPXNN については、国家原因究明委員会の設置と同時に、国際的に著名な専門家を招いて独立専門家委員会（The Independent Expert Panel: IEP）を設置した。IEP は翌年、「コンセッション契約で定める不可抗力には当たらない」と報告し、ラオス政府もその結論を採用して企業に対応を求めた。しかし、調査結果の詳細は非公表だった。更に、調査中にもかかわらずラオス政府はメコン河本流ダムの事業手続きを停止しなかった⁵⁸。

事故から 4 年後の 2022 年 7 月、国連の人権特別報告者を含む専門家がプレスリリースを発表した。ここでは「多くの被災者が未だ生活に適さない仮設住宅に住んでおり、ラオス政府や関連企業が約束した補償は遅延、減額、あるいは全く提供されていない。被災者は恒久的な解決策の見通しが立たない状況に置かれている」と指摘し、政府と企業に説明を求めた。また、ラオス国内で人権擁護者が逮捕されていることにも触れ、政府に苦情を訴えること自体が政治的リスクを伴い、被害救済が進みにくい社会状況にあると警鐘を鳴らした⁵⁹。

⁵⁸ メコン・ウォッチ。「ラオス セピアン・セナムノイダム決壊事故(2)：人災として事故を検証する」メコン開発メールニュース。(2019/4/19)

http://www.mekongwatch.org/resource/news/20190419_01.html

⁵⁹ Lao dam disaster: UN experts decry lack of progress for survivors four years on

(ラオスのダム事故: 国連専門家、4 年を経ても被災者救済に進展なしと非難 2022/7/22) (2026 年 2 月 20 日閲覧)

こうした状況は、国連「ビジネスと人権に関する指導原則（UNGPs）」の観点からも重大な問題を孕んでおり、日本の金融機関の関与という点で日本とも無関係ではない。事業にはタイの銀行団が融資を行っているが、その一つであるアユタヤ銀行は日本の三菱 UFJ フィナンシャル・グループに属する。同原則に従えば、企業だけでなく資金提供者も被災住民の救済をラオス政府任せにせず、積極的に関与する責任があるだろう。その点から、融資を通じて事業に関与する三菱 UFJ フィナンシャル・グループが、被災者救済に向けた具体的な対応を公表していない現状は、国際的な人権責任との整合性に課題を残しているといえるだろう。

また、2018年3月末時点で、日本の年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）は、SK 建設、韓国輸出入銀行、タイのクルンタイ銀行の株式などを保有していた。このような問題事業に関わる企業に日本の年金が投資されているが、それが日本国内で問題と認識されていない点も大きな課題である。

関連情報 メコン・ウォッチ

セピアン・セナムノイ水力発電ダム

http://www.mekongwatch.org/report/laos/laos_xepian-xenamnoy.html

Fact Sheet, The Xe Pian-Xe Namnoy Dam Disaster: Situation Update Two Years On

http://www.mekongwatch.org/PDF/FS-XPXNN_2year_small.pdf

3. まとめ（ラオス）

過去、国際機関による開発事業であれば、ラオスにおいても、海外の NGO がラオスの市民ができない現地住民の意見聴取をし、関係機関に問題を伝えることが可能であった。ナムトゥン 2 ダム（NT2）の事例では、国際機関とメコン・ウォッチを含む市民社会（NGO や研究者）との間で、全く異なる見解が生じていたが、開発機関が問題を公式に認めなくとも、現場では住民への配慮を要する対策が取られるようになり、その結果、現地政府や事業実施企業による住民への深刻な人権侵害は比較的起こりにくかったといえるのではないかと。

しかし、2012 年末に発生した著名な社会活動家ソムバット・ソムポーン氏の失踪以降、ラオスの人権状況は一層厳しさを増した。現在では、国際 NGO が現場を訪問したり、住民を支援して開発に対し声を上げたりすることは、かつて可能であったほどには実施できない。セピアン・セナムノイ水力発電ダム事故の際も、津波のような衝撃的映像が世界に配信され注目を集めたが、住民が声を上げにくいラオスの政治体制の下で被災者救済は遅れた。その後、主に若者が、ソーシャルメディアを利用して不満や問題を社会に伝えるようになったが[強制失踪の項を参照]、多くは言論統制の対象となり変革には結びついていない。更に、新型コロナウイルス感染拡大により数年にわたり移動が制限されるなどしたため、責任追及も一層不透明なまま、その後の開発に教訓が生かされているとはいえない状況である。

ラオスでは言論の自由が事実上制約されているため、大規模開発に伴う人権侵害を事前に把握し、是正することは困難である場合が生じる。これまで、ラジオ・フリー・アジア（RFA）がラオスの国内状況を把握する上で重要な役割を担ってきたが、トランプ政権による予算カットの影響を受け 2025 年から活動を休止している⁶⁰。

<https://www.ohchr.org/en/press-releases/2022/07/lao-dam-disaster-un-experts-decry-lack-progress-survivors-four-years>

⁶⁰ Radio Free Asia. (2026年2月20日閲覧)

そのため、大規模な自然や土地の改変を伴う事業を行う企業は、ラオス政府の説明や公式手続のみに依拠するのではなく、独立した第三者（例えば海外に本部を置く NGO など）をコンサルタントとして雇用し、住民の不安や苦情を聞き取る仕組みを特別に構築する必要があるだろう。コンサルタントにはラオスの言語や政治状況を理解する人材を配置し、さらに国内の調査協力者に対する人権侵害が生じないよう、細心の注意を払うことが求められる。

ミャンマーの人権問題

ミャンマーでは、1962年から続いてきた長い軍政による支配の後、2010年から軍主導の民政移管が始まった。以降、一定の民主的な状況が生まれ2015年の総選挙では、軍の対抗勢力であった国民民主連盟（NLD）が圧勝し、軍系政党を退けて政権についた。2020年の総選挙もNLDが更に議席を伸ばすような結果となったが、ミャンマー国軍（以下、ミャンマー軍⁶¹）は、この選挙に不正があったとし、2021年2月1日にクーデターを起こし、不正に権力を奪取した。ミャンマーの多くの市民は軍の支配に抵抗を続けているが、軍が権力を手放す兆しは未だなく、ミャンマーの人権状況は悪化の一途を辿っている。NGO 政治囚支援協会がクーデター以降に発表しているデータでは、3万人以上が軍の体制により不当に拘束され政治囚となった。また、軍に殺害された人は7千名を超えるが、この中には子どもや拷問により死亡した人も含まれている⁶²。それ以外にも、ミャンマー軍による攻撃や武装勢力間の紛争による死亡者もいるほか、国内で避難民となっている人たちは360万人を超えているとみられる⁶³。

ミャンマー軍は所有する企業や様々な商取引を通じて経済的な利益を得ていることが知られ、また、それらの利益が、ミャンマー軍の暴力の継続につながっているとの指摘がある。特に2021年クーデター以降、軍の資金源を断つための国際的な動きが顕著となった。欧米各国は、ミャンマーの軍人や軍関係機関・企業に対する限定制裁を発動し、軍の資金源を断つための市民グループのキャンペーンも盛んになっている⁶⁴。

メコン・ウォッチでも軍によるクーデター以降5年近くにわたり、日本やミャンマーの複数の団体と協力し、ミャンマー軍による人権侵害を防ぐために日本から軍に流れる資金を止めるという活動を展開している⁶⁵。ミャンマーに関する報告はこの状況を踏まえ、他の4カ国と異なり、事例はミャンマー軍を利するビジネスに絞った。また、過去の軍事政権やミャンマー軍の暴力の実態、それとつながる日本から軍への資金の流れを振り返り、現在も継続している日本の援助や投資の問題点を紹介する。

1. 市民団体の報告書から見る少数民族居住地域での人権侵害

2021年クーデター以降、ミャンマー軍の非人道的な行為が世界の注目を浴びているが、少数民族

⁶¹ 国名について、過去日本は「ビルマ」の呼称を用いていた他、呼称が当時の軍事政権に一夜にして変えられたことから、民主派が「ビルマ」を用いるという時期もあった。だが民政移管以降は多くの人々が「ミャンマー」の呼称を受け入れたことから、本稿では「ミャンマー」で記述を統一している。

また、ミャンマーの軍隊を指す「タツマド（Tatmadaw）」の定訳として「国軍」が使われてきたが、クーデター以降、この軍隊による市民の弾圧がエスカレートする中、民主化運動の間でTatmadawという呼称の使用自体が避けられるようになっていく。そのため、ここでは基本的に「ミャンマー軍」と表記するが、一部、過去のレポートからの翻訳部分は原文通り「ビルマ軍」、「ビルマ国軍」をあてているが、同じ組織を指している。

⁶² 政治囚支援協会。 <https://aappb.org>

⁶³ 国連人道問題調整事務所。OCHA Myanmar Humanitarian Update No.50 (17 November 2025)。 (2026年2月20日閲覧)

<https://reliefweb.int/report/myanmar/ocha-myanmar-humanitarian-update-no50-17-november-2025>

⁶⁴ The Blood Money Campaign。 (<https://bmcmyanmar.com>)など。

⁶⁵ 「#ミャンマー軍の資金源を断て」は、アーユス仏教国際協力ネットワーク、アジア太平洋資料センター (PARC)、国際環境 NGO FoE Japan、武器取引反対ネットワーク (NAJAT)、日本国際ボランティアセンター (JVC)、メコン・ウォッチの6団体で実施中のキャンペーン。これまでの情報は主にメコン・ウォッチのホームページに掲載している。

<http://www.mekongwatch.org/report/burma/mbusiness.html>

66)に対するミャンマー軍の軍事作戦や、「治安維持」と称する活動による暴力は、第二次世界大戦後の独立時から、長期に渡って続いてきた。このような事実を外部に伝えてきたのは、1990年代からの市民社会の調査活動の積み重ねである。

以下に、1990年代後半から2000年代初頭に発行された3つの報告を紹介する。

1.1 土地を奪われた人々：シャン州における強制移住と超法規的殺害（シャン人権財団.1998年4月）

Dispossessed: Forced Relocation and Extrajudicial Killings in Shan State. The Shan Human Rights Foundation. April 1998.

<https://shanhumanrights.org/wp-content/uploads/2021/02/The-Dispossessed-Eng.pdf>

1996年3月から98年初めにかけて当時のビルマ国軍がシャン州中央部で行なった大規模強制移住作戦による被害を詳述した報告書。移住対象となった村の名前や人口、地図、超法規的処刑の詳細な状況、被害者の写真などを含む。

1,400以上の村に暮らすシャン民族住民30万人以上が住み慣れた土地からの移転を命じられた。支援はいっさいなく、生活手段を失った住民は所持品を売り日雇い労働者として働く、命がけで元いた村の近くに隠れて国軍がいない間に畑を耕す、シャン州の他地域やタイに逃げるなどするほかなかった。約2年間で8万以上の住民がタイに逃げたが、タイ政府の政策により難民として認められず、不法移民として生活せざるを得なかった。

国内に残った住民は国軍によって荷物運搬、道路建設、国軍の駐留地の設営などの強制労働をさせられることも多かった。食料や賃金は与えられない。1997年以降は国軍による超法規的処刑も急増し、97年だけでも600人以上が殺害されている。

1.2 強姦の許可証：シャン州で進行中の戦争におけるビルマ軍事政権の性的暴力行使

License to Rape: The Burmese military regime's use of sexual violence in the ongoing war in Shan State. The Shan Human Rights Foundation & The Shan Women's Action Network. May 2002.

https://burmacampaign.org.uk/media/License_to_rape.pdf

アジア女性資料センターが日本語版「強かん」の許可証」（仮題）の日本語仮訳版（原題：License to Rape）を以下で公開している。

<https://www.ajwrc.org/6477>

90年代後半から2000年代初めまでに当時のビルマ国軍がシャン州で行なった性暴力による被害を詳述した報告書。国軍がシャン州での少数民族武装勢力掃討作戦の一環で民間人女性に対して性暴力を行っていたと指摘する。地図や写真を含む。

主として1996年から2001年までにシャン州では国軍によって少なくとも173件のレイプその他の性暴力が起き、625人のシャン民族の女性や少女が被害者となった。レイプ被害者の25%が死亡した。本書が記録する173の性暴力事件のうち犯人が上官によって処罰されたのは1件だけで、被害を訴えた者が拘束され、拷問を受けたり殺されたりすることも多かった。

⁶⁶ 多数派のビルマ（バマー）民族に比べて少数で、一般に少数民族と称されるが、人口の大きいグループもあり、また、その地域で見れば人口の多数派を占めることもある。

シャン州では1988年以降に駐留する大隊の数が3倍近くに増え、同州中央部では96年以降に30万もの住民が強制移住させられた。本書が記録するレイプの大半はこの地域で起きた。指定された移住地の外で食料を探しているときや、国軍のために無償で労働しているときに被害にあった女性や少女も多い。

1.3 「ビルマ軍政下のダム開発 カレンニーの教訓、バルーチャウンからサルウィンへ」(カレンニー開発調査グループ、2006年)

Dammed by Burma's Generals: The Karenni Experience with Hydropower Development from Lawpita to the Salween. The Karenni Development Research Group. 2006.

https://burmacampaign.org.uk/media/Damned_by_Burmas_Generals.pdf

報告書の和訳

http://www.mekongwatch.org/PDF/Burma_dam2006.pdf

1960年代に日本の戦後補償で建設が始まったバルーチャウン第二発電所による環境破壊や、事業に関連して起きた人権侵害についての報告書。主として被害を受けた住民を対象とした聞き取り調査に基づいている。当時カレンニー（カヤー）州では軍政と敵対する少数民族武装勢力であるカレンニー民族進歩党（KNPP）が活動していた。1960年以降、都市部に送る電力を生産する同発電所の建設を安全に進めるために多数の国軍兵士が同州に送り込まれ、国軍による強制移住、強制労働、性暴力、超法規的処刑が起きた。また広範囲に地雷が埋設され、爆発による死傷者も出た。

発電所が完成すれば一帯に灌漑、電力、開発がもたらされるとの約束は守られず、住民が直面したのはダム建設による居住地の水没、水不足、収穫を台無しにする洪水だった。本書刊行当時は同州人口の80%が電気のない生活を送っていた。さらに現在サルウィン川に計画されている大規模水力発電事業によってカレンニー州の住民がふたたび同様の被害を受ける恐れがあることも指摘されている。

2. ラカイン州での人権問題

ミャンマーでは「民政移管」後の2017年8月にも、ラカイン州のロヒンギャ・ムスリム住民に対し、ミャンマー軍も関与した軍事行動が行われた。国際的な人権団体であるアムネスティ・インターナショナルは、これを「民族浄化作戦」と批判している⁶⁷。同じく、ヒューマン・ライツ・ウォッチも、ラカイン州北部のロヒンギャ・ムスリムが住民の大半を占める村落のうち、軍やその協力者が数百カ村で殺害、レイプ、恣意的拘禁、民家への大規模放火を行い、これらが人道に対する罪に相当すると指摘している⁶⁸。この時、バングラデシュに逃れた人たちは70万人を超えるとみられている。

2017年3月にミャンマーの軍と治安部隊による人権侵害の実態を調査するため、「ミャンマーに関する独立国際事実調査団（IIFMM、以下、事実調査団）」が国連人権理事会により設立された。2018年にこの調査団が出した詳細な報告書は、ミャンマー軍が行った残虐行為を「戦争犯罪と人

⁶⁷ アムネスティ・インターナショナル。「ミャンマー：治安部隊 周到なロヒンギャ民族浄化作戦(2017.9.20)」(2026年2月20日閲覧)

https://www.amnesty.or.jp/news/2017/0920_7064.html

⁶⁸ ヒューマン・ライツ・ウォッチ「ビルマ：ロヒンギャ村落での計画的虐殺トゥラトリ村 数百人が殺害 レイプの被害に(2017.12.19)」(2026年2月20日閲覧)

<https://www.hrw.org/ja/news/2017/12/19/burma-methodical-massacre-rohingya-village>

道に対する罪の両方に相当する」と強く非難している。

The Office of the High Commissioner for Human Rights.

Myanmar: UN Fact-Finding Mission releases its full account of massive violations by military in Rakhine, Kachin and Shan States. (2018.9.18)

<https://www.ohchr.org/en/press-releases/2018/09/myanmar-un-fact-finding-mission-releases-its-full-account-massive-violations?LangID=E&NewsID=23575>

ラカイン州の人道危機に関し、2019年11月11日、アフリカ西部のイスラム教国ガンビアがミャンマー政府を相手取り、国連の主要な司法機関である国際司法裁判所（ICJ）に「集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約（ジェノサイド条約）」違反を理由に提訴をしている⁶⁹。国際司法裁判所はミャンマー政府に対し、集団殺害を防止し、証拠保存措置を講じるよう求める暫定措置命令を出した⁷⁰。

また、2024年11月には、国際刑事裁判所（ICC）の検察官は、ロヒンギャの人たちを迫害した人道に対する犯罪の疑いで、ミャンマー軍トップのミン・アウン・フライン司令官の逮捕状を請求すると発表している⁷¹。

コラム：ミャンマー軍の優位性を担保する 2008 年憲法

ミャンマーの状況をより理解するためには、憲法に組み入れられた軍の優位性を知る必要があると思われる。2008年に制定されたミャンマーの現行憲法の20条(2)には、「国軍は、軍隊に関するすべての事項を独立して監督し処置する権限を有する」と定めがあり⁷²、外部からの監視を受けない⁷³。また、憲法232条(2)では、大統領は、連邦大臣を任命する際、(ロ)国防大臣、内務大臣及び国境大臣の任命に際しては、国軍司令官が任命した適切な軍人の名簿を受領しなければならない、(ハ)国防大臣、内務大臣及び国境大臣以外の大臣に軍人を任命することを希望する場合、国軍司令官と協議しなければならない、と定められている。つまり、武力を行使する組織を有する国防省、内務省、国境省の大臣任命権は国軍司令官にあり、かつこれら3省の大臣は、軍人から選ばれる仕組みとなっていた。この2008年憲法は、民政移管前に当時の軍事政権によって制定されている。憲法の改正には議会の上下院の議員75%を超える賛成が必要だが、憲法で軍人議員の定数が25%と定められており、改正できないまま2020年の総選挙も行われている。このように、ミャン

⁶⁹ アムネスティ・インターナショナル。「ミャンマー：国際刑事裁判所 国軍の犯罪を捜査へ(2019.11.21)」(2026年2月20日閲覧)

https://www.amnesty.or.jp/news/2019/1121_8457.html

⁷⁰ ヒューマン・ライツ・ウォッチ「ロヒンギャ問題に関して国際司法裁判所がミャンマーに対して判決 同裁判所は全会一致でジェノサイド防止の暫定措置を命令(2020.1.23)」(2026年2月20日閲覧)

<https://www.hrw.org/ja/news/2020/01/23/world-court-rules-against-myanmar-rohingya>

⁷¹ Statement of ICC Prosecutor Karim A.A. Khan KC: Application for an arrest warrant in the situation in Bangladesh/Myanmar. (2024/11/27). (2026年2月20日閲覧)

<https://www.icc-cpi.int/news/statement-icc-prosecutor-karim-aa-khan-kc-application-arrest-warrant-situation-bangladesh>

⁷² 憲法の条文の翻訳は、工藤年博編『ミャンマー軍事政権の行方』調査研究報告書補足資料 ミャンマー連邦共和国憲法(日本語訳)。アジア経済研究所.2010年。を参照。

ミャンマー政府の英語翻訳も提供されている。(2026年2月20日閲覧)

http://www.myanmar-law-library.org/IMG/pdf/constitution_de_2008.pdf

⁷³ NHK. 2020年12月22日「どうなるロヒンギャ難民～ミャンマー選挙圧勝スー・チー氏の課題～」(時論公論)では、同国が事実上二つの政府がある状態と説明している。(2021/1/6 閲覧)

<https://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/100/441400.html>

マー軍の政府からの独立性は、憲法により保障され、改正は事実上不可能な状況に置かれていた。

3. ミャンマー軍の資金源を理解する

前述の国連の事実調査団は、2019年にミャンマー軍のビジネスについて以下の詳細な報告も発行した。

「ミャンマー国軍の経済的利益についての報告書(Economic interests of the Myanmar military)」
(2019年8月5日)

<https://www.ohchr.org/EN/HRBodies/HRC/MyanmarFFM/Pages/EconomicInterestsMyanmarMilitary.aspx>

上記報告書の訂正一覧 (2019年8月9日)

https://www.ohchr.org/Documents/HRBodies/HRCouncil/FFM-Myanmar/EconomicInterestsMyanmarMilitary/Update_FFMM.pdf

報告書によれば、ミャンマー国軍が国内外の商取引から得る収入が、同軍が深刻な人権侵害を行う能力をおおいに高めているとされる。また、軍が所有し支配する企業には、ミャンマー・エコノミック・ホールディング・リミテッド (MEHL) とミャンマー経済公社 (MEC) の2つが存在する。

MEHLは公開有限会社で、MEHLのパトロン・グループには軍の最高幹部七人がおり、軍の総司令官(本レポート執筆時点では、クーデターを起こしたミンアウンフライン)が会長を務め、取締役会も現役・退役軍人で占められる。MECは1997年に設立され、国防省が全面的に所有・支配し、兵站局がMECを運営している。MECは公開有限会社財務報告などを一般に公開する義務を負わない企業であるため、実態把握がより難しいとされる。MECは国軍に天然資源を供給する企業も所有し、国軍が使用する物品の製造工場も運営している。MEHLとMECが所有する100以上の子会社は、文民が所有するどの企業よりも大きな収入を生み出しているとみられる。

この両社の子会社が生み出す莫大な収入の大半は政府の予算に取り込まれず、軍の資金となっている。MEHLの子会社はルビーとヒスイの採掘、セメント製造、観光、銀行、保険など様々な産業で営業をしている。MECの子会社もMEHLと同様、採掘、製造、テレコミュニケーション事業を行なうが、製造業と石炭やガスなどの生産により重きが置かれている。またMECは現役および退役の軍人によって経営される銀行を所有し、子会社や関連会社の金融手段として機能させているという。



Alleged Subsidiaries and Affiliates of MEHL and MEC by Industry

Independent International Fact-Finding Mission on Myanmar

August 2019

The Mission investigated the Tatmadaw's principal conglomerates – Myanmar Economic Holdings Limited (MEHL) and Myanmar Economic Corporation (MEC) – and found that they own or control at least 106 subsidiaries across diverse sectors of the Myanmar economy. A further 27 businesses were identified as being closely affiliated with MEHL or MEC through their corporate structures.

The revenue that these businesses generate strengthens the Tatmadaw's autonomy from elected civilian oversight and provides financial support for the Tatmadaw's operations with their wide array of international human rights and humanitarian law violations.

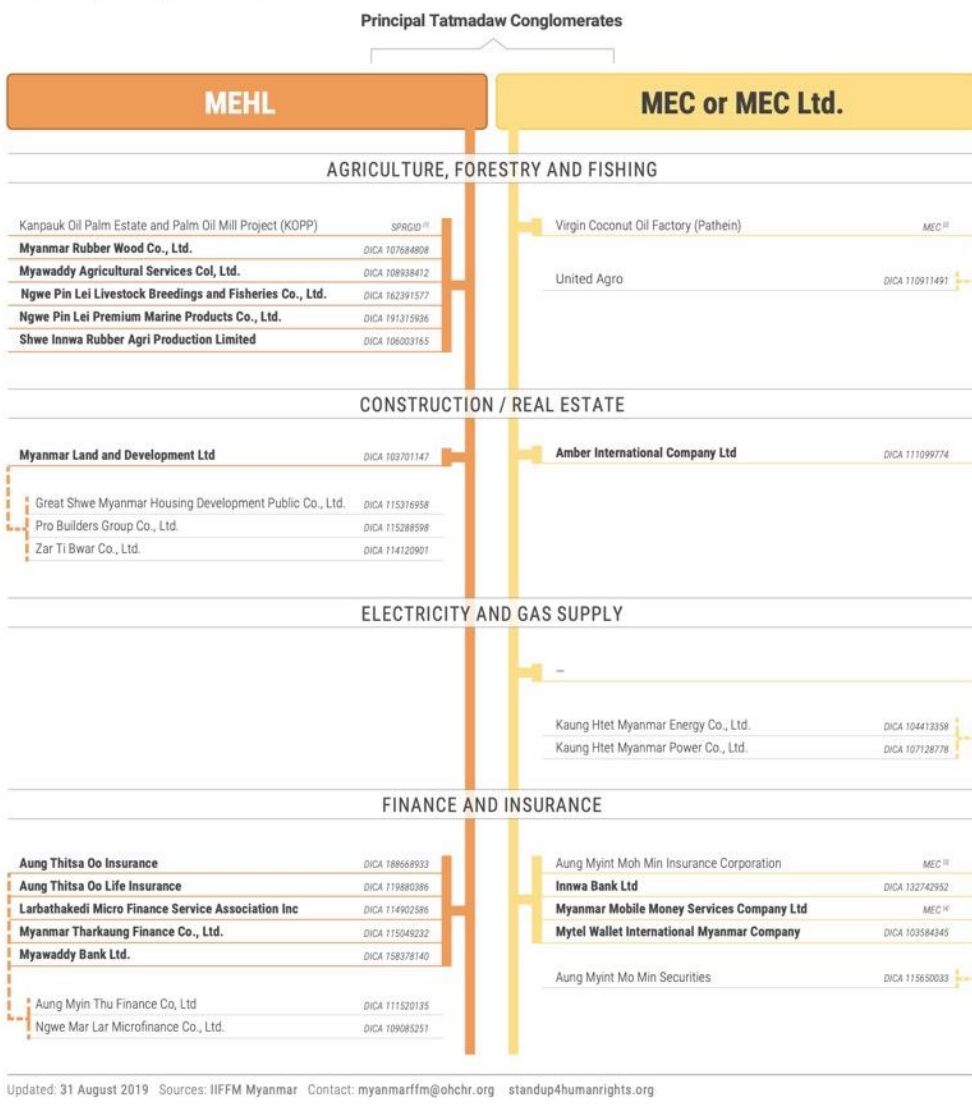
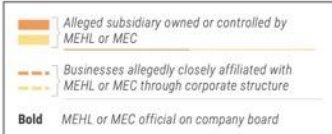


図 24 : Alleged Subsidiaries and Affiliates of MEHL and MEC by Industry の一部
 (出典 : https://www.ohchr.org/sites/default/files/Documents/HRBodies/HRCouncil/FFM-Myanmar/EconomicInterestsMyanmarMilitary/Infographic3_MEHL_and_MEC_subsidiaries_and_affiliates.pdf)

調査団は報告書の結論部分で、「ミャンマー国軍とその所有会社である MEHL や MEC が参加する外国企業の活動はすべて、国際人権法や国際人道法の違反の一因となる、またはそれらの違反と関連づけられる危険性が高い」と指摘、国際社会に対し、ミャンマー国軍と同軍が支配し利用する諸企業が構成する広大なネットワークとの関係を断つよう求めている。

4. 事例から見るミャンマーでのビジネスと人権に関する問題点

「ミャンマー国軍の経済的利益についての報告書」にあるように、ミャンマー軍の暴力行使の原資は軍のビジネスからもたらされている。軍は軍系企業によるビジネスや、管理する不動産、管理下にある公社の収益など様々な収入源を有し、クローニー（政商）と呼ばれる企業への便宜供与を通じ、利益を得ている。クーデター以降のミャンマーで人権を守るために最も重要なことは、このミャンマー軍の資金源を減らし、軍の暴力を振るう能力を減じることにある。そのような観点から、日本企業や政府機関が関与するビジネスで、軍系企業や軍が支配する公社とのビジネス、軍所有の土地でのビジネス、クローニー（政商）企業の事例を以下に紹介する。

4.1 政府開発援助（ODA）と軍系企業

4.1.1 ティラワ経済特別区（SEZ）開発

ティラワ SEZ は、パッケージ型インフラ事業として日本が官民を挙げて進めた、民政移管後の日本の経済支援の旗艦事業である。ヤンゴン中心市街地から南東約 23km に位置するティラワ地区約 2,400 ヘクタール（ha）に、製造業用地域、商業用地域等を総合的に開発する事業で、製造業用地域の早期開発区域 400ha では、日本とミャンマー合弁の開発事業体が 2013 年 11 月から工事を開始した。開発事業体はミャンマー・ジャパン・ティラワ・デベロップメント社（MJTD）で、ミャンマー民間出資 51%（民間 9 社で 41%、ミャンマー政府が 10%）、日本民間出資 49%（住友商事、丸紅、三菱商事で 39%、国際協力機構（JICA）が 10%）で構成されている。

この開発に際し、2012 年 12 月に SEZ 開発予定地に暮らす住民に対し、口頭でかつ一方的に 14 日以内の立ち退きが政府から告知された。国際水準に違反するこのような動きに NGO は批判、一旦、移転は止められたが、早期開発区域の着工に伴い、68 世帯（約 300 人）が準備の整わない移転地での生活を余儀なくされ、生計手段の喪失や移転先の住環境の劣化に直面することとなった。NGO や住民の働きかけにより、企業や日本政府の対応は一定進んだが、課題を残していたところ、2021 年クーデターが発生した。

クーデター後の 2021 年 5 月 3 日、ミャンマー軍副司令官であるソーウィン経済特別区中央委員会委員長が、ティラワ SEZ 管理委員会の改組を公表した（出典：経済特別区中央委員会告知 No.1/2021）。これにより、ティラワ SEZ 管理委員会の人事は、軍に掌握されており、その意向を反映するものとなった。また、MJTD は利益を出資者に分配することになるが、ミャンマー政府の 10%出資分の配当の一部がミャンマー軍の利益となることも懸念される。

メコン・ウォッチを含む市民団体は、この状況を踏まえ、日本政府や企業に問題を伝えた他、住友商事、丸紅、三菱商事の主要株主に対し、「ミャンマーでビジネスを継続している企業に対してミャンマー国軍の資金源を確実に断つ措置を講じるよう エンゲージメントを求める要請書（2022 年 1 月 18 日）」

http://www.mekongwatch.org/report/burma/mbusiness/20220118Letter_Jp.pdf

を发出、事業者が人権に配慮した対応をとるように求めた。これに関し、13 社から回答が得られた。

プレスリリース ミャンマーでの事業について主要株主 13 社から回答
一部は日本企業 4 社の出資継続に懸念を表明（2022 年 4 月 20 日）

http://www.mekongwatch.org/PDF/pr_20220420.pdf

2021年クーデター以降、これまでのビジネス形態においても、ミャンマー軍を利するものが生じていることに企業や日本政府は留意する必要がある。

4.1.2 バゴーチン橋建設事業

日本の政府開発援助（ODA）の円借款事業であるバゴーチン橋建設事業は、ミャンマーの最大都市ヤンゴン市と、日本の官民が支援するティラワ経済特別区を含むタンリン地区間を結ぶバゴーチン川に架橋する事業である。日本とミャンマー政府の間の借款契約は310.51億円で、2017年3月に借款契約が交わされている⁷⁴。

事業は、株式会社横河ブリッジと、三井住友建設株式会社との共同企業体（JV）が建設を担っているが、横河ブリッジは、ミャンマー・エコノミック・コーポレーション（MEC）とその関連会社との間で、2019年に下請け契約を結んでいた⁷⁵。MECは前述のようにミャンマー軍が所有し支配する企業であり、MECに利益をもたらすことは、国連の報告書が、「国際人権法や国際人道法の違反の一因となる、またはそれらの違反と関連づけられる危険性が高い」と指摘する経済活動にあたりと考えられる。

本件については、ヒューマン・ライツ・ウォッチの調査報告が詳しい。

「ミャンマー：日本政府の建設事業が国軍を利する 株式会社横河ブリッジはミャンマー国軍と関係を断つべき」

<https://www.hrw.org/ja/news/2023/01/24/myanmar-japans-construction-aid-benefits-junta>

4.1.3 実施中の ODA 円借款事業

ミャンマーでの ODA・円借款事業を受注した日本企業のうち 30 社に対し、人権デュー・ディリジェンスの実施状況について 2024 年 1 月 29 日付で質問状を送付した。この 30 社のうち 27 社は、国際協力機構（JICA）が公表する「円借款案件応札結果情報」の本体契約リストに記載されている受注企業で、他の 3 社は企業の発表したプレスリリースで事業への関与を確認した。外務省・JICA が各事業の進捗状況を公開しないため、すでに事業が終了しているものも含まれたが、30 社のうち 29 社から回答が得られた。

クーデター以前に事業を終了していたと説明した 2 社も含めた 22 社が、国連の独立調査団の報告書に掲載されている軍系企業が関連企業としてサプライチェーンに入っていないこと、または資材などの調達にそれら企業に関与していないことを確認していると回答している。詳細は、以下に記載している。

プレスリリース「ODA 円借款事業受注企業のミャンマーでの人権配慮に関する質問状への回答」（2024 年 3 月 8 日）

https://www.mekongwatch.org/PDF/pr_20240308.pdf

30 社のリストと各社の回答は以下に掲載している。

⁷⁴ JICA. 「バゴーチン橋建設事業」（2026 年 2 月 20 日閲覧）

<https://www.jica.go.jp/oda/project/MY-P16/index.html>

⁷⁵ ヒューマン・ライツ・ウォッチ. 「ミャンマー：日本政府の建設事業が国軍を利する 株式会社横河ブリッジはミャンマー国軍と関係を断つべき」

<https://www.mekongwatch.org/report/burma/mbusiness/inquiryHRDD2024Jan.html>

4.2 軍が支配する天然資源：関連の会社が軍の収入源に

4.2.1 イェタゲンガス田

ミャンマーでは、1998年よりオフショア（海上）のガス田であるヤダナガス田の商業運転が始まった。ガス田の生産時の生産分与契約（PSC）⁷⁶の政府取分は、6-9割で、生産時に100米ドル/km²のエリア・レンタルフィー、年間10万米ドルのトレーニング・ファンド、12.5%のロイヤリティ、25%の所得税、輸出時の付加価値税8%等が課され、政府に対して多くの支払い義務があったと見られる⁷⁷。これらは当時の軍事政権に大きな収入をもたらしてきたといえる。

民政移管後は国の収入となっていたが、クーデター以降、ガス事業に関与するミャンマー石油ガス公社（MOGE）はミャンマー軍の管理下にあり、事業関連の様々な支払いはミャンマー軍を利用するものになる。2022年2月21日、EUはMOGEを「国軍に支配されていて、国軍のために収入を生み出しており、その結果ミャンマー／ビルマにおいて民主主義と法の支配を弱体化させる活動を行う国軍の能力を助長している」として制裁対象とした⁷⁸。

ミャンマーのガス開発に日本は、軍事政権時代も含め四半世紀にわたり関与していた。

2000年に生産を開始したミャンマー南部の海上のイェタゲン・ガス田は、化石燃料のガスと随伴して生産されるコンデンセート（注：軽質液状炭化水素。ガスが液化したもので、性質は石油と同様）が生産されてきた。事業は、オペレーター（事業主体）でもあるマレーシア国営企業のペトロナス・チャガリ社が40.9%、ミャンマー石油ガス公社（MOGE）が20.5%、タイ政府系のPTTエクスプロレーション・アンド・プロダクション（PTTEP）が19.3%、そして、JXミャンマー石油開発が19.3%の権益比率で行われていた⁷⁹。イェタゲンのガスは100%タイに輸出され、タイ石油公社PTTに販売後、タイ国内のラチャブリ発電所とワンノイ発電所の発電に供給されていた⁸⁰。独立系発電事業者（IPP）のラチャブリ発電所には、JERAや豊田通商が出資していた⁸¹。ラチャブリ発電所は、2000年代初頭に、タイ南部で地元住民の大反対をうけて頓挫したヒンクルート石炭火力発電所がその前身である⁸²。

⁷⁶ 石油・天然ガス開発会社がコントラクターとして産油国政府等から探鉱・開発を自身のコスト負担で請負い、コストの回収分及び報酬を生産物で受け取ることを内容とする契約のこと。

⁷⁷ JOGMEC. 「ミャンマーにおける天然ガス生産減少と上流開発投資の誘致に関する課題」.2018年.（2026年2月20日閲覧）

https://oilgas-info.jogmec.go.jp/info_reports/1004762/1007564.html

⁷⁸ Council Decision (CFSP) 2022/243 of 21 February 2022 amending Decision 2013/184/CFSP concerning restrictive measures in view of the situation in Myanmar/Burma.（2026年2月20日閲覧）

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv%3AOJ.L_.2022.040.01.0028.01.ENG&toc=OJ%3AL%3A2022%3A040%3ATOC

⁷⁹ https://www.nex.jx-group.co.jp/project/southeast_asia/myanmar.html（2022年2月1日閲覧）

JERAは2025年9月にラチャブリ発電所の株式を売却している。（2026年2月20日閲覧）

https://www.jera.co.jp/news/information/20250908_2254

⁸⁰ 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC). 「ミャンマー大水深探鉱状況」.2017年.（2026年2月20日閲覧）

https://oilgas-info.jogmec.go.jp/res/projects/default_project/project/pdf/77993/1707_m_myanmar_exploration.pdf

⁸¹ <https://www.jera.co.jp/business/projects/ratchaburi>（2026年2月20日閲覧）

⁸² メコン・ウォッチ. 【ストップ！ヒンクルート&ボーノーク】<第16号 トーメン撤退>.2004年.

http://www.mekongwatch.org/report/thailand/hinkrut_shb16.html

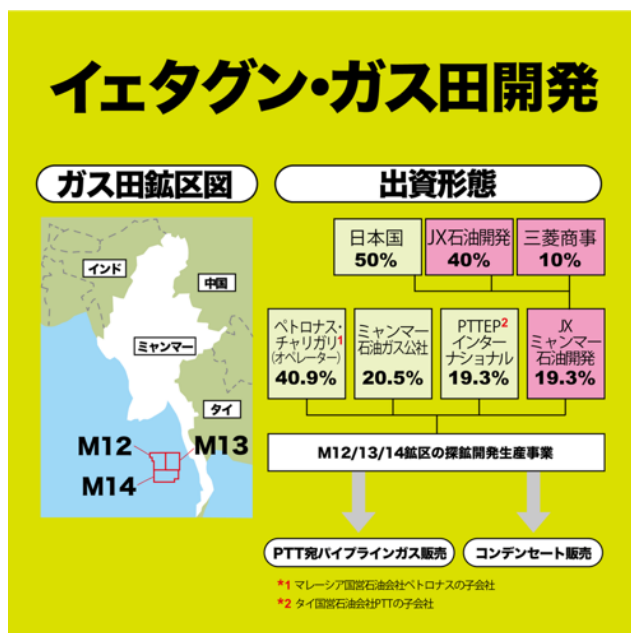


図 25：イェタゲンガス田開発の鉱区、事業出資形態

19.3%の権益を保有していた JX ミャンマー石油開発は、日本政府 50%、JX 石油開発 40%、三菱商事 10%（2013 年から参画）の共同出資会社であった。この JX ミャンマー石油開発は、1991 年に、イェタゲン・ガス田がある鉱区 M-13、14、そして翌 92 年に M-12 の権益を取得、探鉱を行い、埋蔵量の評価作業、パイプラインを含む生産・出荷設備の建設を行ない、同ガス田を開発した⁸³。

クーデター以降、メコン・ウォッチを含む市民グループは、イェタゲン・ガス田開発に関わる企業や経済産業省に対し、責任ある撤退を求める要請書の提出、会合、オンライン署名等を行なった。

【プレスリリース】ENEOS のミャンマーからの撤退は一定の前進 イェタゲン・ガス田の責任ある形での廃坑を求める

http://www.mekongwatch.org/PDF/pr_20220504.pdf

署名の最終集計 12,309 筆を提出「日本政府、ENEOS、三菱商事はイェタゲン・ガス田開発から責任ある撤退を！」（岸田文雄 内閣総理大臣、西村康稔 経済産業大臣、齊藤猛 ENEOS ホールディングス 代表取締役社長 社長執行役員、中西勝也 三菱商事 代表取締役 社長 宛）

<https://chng.it/gDmMRwbD9g>

2023 年に、日本企業を含む海外勢はガスの枯渇が理由で、イェタゲン・ガス田開発から撤退した。この際、どのように事業の精算が行われたかは明らかとされておらず、国連ビジネスと人権に関する指導原則や OECD ガイドラインに則った責任ある撤退を行なう場合にどのような責任が同社に生じ、それについてどうするのか、全く説明がなされなかった。

「プレスリリース：イェタゲン・ガス田からの撤退について、ENEOS ホールディングスを含む事業関係者は説明責任を果たすべき」

⁸³ 2025 年 12 月現在、企業のページからは情報が削除されている。

<https://www.mekongwatch.org/report/burma/gas.html>

http://www.mekongwatch.org/PDF/pr_20230417.pdf

ガス田が過去の軍事政権やミャンマー軍の資金源となっていた問題に加え、周辺インフラの開発の際にも深刻な人権侵害が起きていた。ヤダナのガスをタイに運ぶため、1990年代に作られた最初のガスパイプライン建設の際、当時のビルマ国軍が国南部の建設地周辺で行なった人権侵害が記録されている。法律家の NGO である EarthRights International (ERI) は、ヤダナガスパイプライン建設時に起きた人権侵害を記録した報告書「Total Denial (全否定)」を発表している。

また、1996年にヤダナ・ガスパイプライン建設による被害者住民を原告とし、ユノカルに法的責任はあるかを米国の法廷で争う裁判が提訴された。この裁判を通し、当時のミャンマーでの人権侵害が世界に知れわたることにもなった。裁判所は「ユノカルは強制労働の実態を知っており、そこから便宜を受けていた」と認定し、2005年、ユノカルは原告の和解に応じて裁判は終わっている⁸⁴。実は、この裁判資料で日本企業の関与が明らかとなった。ERI が公開している裁判資料によると、三菱商事、丸紅、トーメン（現在の豊田通商）が、ヤダナのミャンマー石油ガス公社 (MOGE) の出資分を融資していたことがわかる。

YADANA PROJECT MOGE FINANCING STRUCTURE	
Borrower:	Myanmar Oil & Gas Enterprise
Lenders:	Mitsubishi Corporation (50%), Marubeni Corporation (25%) and Tomen Corporation (25%) on a several basis;
Facility Amount:	US\$180 million including up to US\$27 million to finance interest during construction;
Type of Credit:	Export Credit tied to Suppliers' Contracts;
Reallocation:	Non-Electing Sponsors reallocated their share of the Export Credit to MOGE;
Repayment:	20 equal semi-annual repayments, commencing 6 months after Project Completion. It was negotiated that Completion is achieved at the earlier of the DCQ being met for a period of 1 month, or May 31, 1999;
Interest Rate:	LIBOR + 2.26% (including 1.21% MITI PRI fee and 0.75% Lender PRI fee).

図 26 : ERI の公開する裁判関連資料

(出典 : <https://earthrights.org/wp-content/uploads/1022-MOGE-loan-memo.pdf>)

つまり、1990年代には MOGE に対し、日本企業から資金提供が行われていたのである。現在であれば人権侵害に関与したことで強い批判を受けるとされるこのような資金提供が、1990年代には一般に何ら知られることがなく行われていたことになる。

本件についてオンライン上で公開されている資料には以下がある。

Total Denial Continues: Earth Rights Abuses Along the Yadana and Yetagun Pipelines in Burma. EarthRights International. 2000.

<https://earthrights.org/wp-content/uploads/publications/Total-Denial-Continues-2000.pdf>

⁸⁴ EarthRights International. DOE. V. UNOCAL. (2026年2月20日閲覧)

<https://earthrights.org/case/doe-v-unocal/>

1990年代初めにヤダナ・パイプラインがテナセリム管区（現在のタニンダーリ管区域）で始まった。1990年代末にはイエタグン・パイプラインの建設も行われた。2本のパイプラインは同じルートを通っている。建設地域にはカレン、モン、タヴオイ（ダウエイ）など少数民族が暮らし、ミャンマー軍と敵対するカレン民族同盟（KNU）が活動していた。パイプライン建設の安全を確保するため、軍はルート沿いに展開し、それに伴い住民を管理しやすくするための強制移住、軍のための強制労働、略奪、レイプ、即決処刑などが行なわれた。当時、ガス開発に出資していたトタル社やユノカル社もこうした人権侵害が起きていたことを知っていたとされる。

4.2.2 真珠取引

ミャンマーでは、南部で真珠養殖が行われている。この真珠産業が生み出す収入もミャンマー軍の利益になっている。ミャンマー真珠公社（MPE）は、生産分与契約のもと、収穫された真珠の20～25%を受け取っていると見られる。また、ミャンマー軍の体制は関税その他の税や、将来の生産を可能にする技術の移転からも利益を得ることとなる。

2021年4月、米国はMPEを「特別指定国民」のリストに加えた。この際、「真珠産業はビルマ軍政にとって重要な経済資源である。ビルマの軍政は同国内の民主化を求める抗議行動を暴力で鎮圧し、現在もビルマの人々に対する暴力的で死者を出す攻撃を行い、子どもも殺害している⁸⁵」と指摘している。英国も2021年「軍政に何百万ドルもの収入をもたらす二つの高価値な天然産物である真珠と木材から軍政が利益を得られないようにするためにMPEと国有の木材公社に制裁を科している⁸⁶。

日本の宝飾ブランドであるTASAKI社の子会社であるミャンマー・タサキは1997年からMPEと取引関係にある。クーデター以降も、天然資源・環境保全省（MONREC）の認可のもとでMPEと生産分与契約を結んでいた。ミャンマー・タサキは、情報が入手可能な最後の期間である2017年から18年にかけておよそ110億チャット（当時の換算で800万米ドル以上）相当する真珠を生産し、最大の真珠生産者となっていた。また、真珠の養殖により、先住民族の生活を圧迫している疑いも持たれていた。クーデター前の2020年に国連に提出された報告書⁸⁷によれば、元々、ミャンマーでの真珠養殖によって水や土地へのアクセスを阻害されていたモーケン（サロン）民族が、ミャンマー・タサキの真珠養殖場が原因で、先祖代々の土地から更に追われる事態を招くことが懸念されていた⁸⁸。

メコン・ウォッチとジャスティス・フォー・ミャンマーは、TASAKIとこの時点でTASAKIに出資する可能性のあったファウンテンバスト・パートナーズ（方源資本）とユニゾン・キャピタルに2024年6月11日付書簡で、MPEとTASAKIとの取引関係が継続していることに懸念を表明し、TASAKIに

⁸⁵ U.S. Department of The Treasury. “Treasury Sanctions Key Timber and Pearl Enterprises in Burma”. (2026年2月20日閲覧)

<https://home.treasury.gov/news/press-releases/jy0138>

⁸⁶ Gov. UK. “Press release: Foreign Secretary announces further sanctions on companies linked to Myanmar’s military regime.” (2026年2月20日閲覧)

<https://www.gov.uk/government/news/foreign-secretary-announces-further-sanctions-on-companies-linked-to-myanmars-military-regime>

⁸⁷ United Nations Working Group on the Universal Periodic Review, “Summary of Stakeholders’ submissions on Myanmar: Report of the Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights”, 12 November 2020.

(2026年2月20日閲覧)

<https://digitallibrary.un.org/record/3893981?ln=en&v=pdf>.

⁸⁸ メコン・ウォッチ. 「開発に脅かされる先住民(1)海のジブシーと真珠(2020/3/27)」

http://www.mekongwatch.org/resource/news/20200327_01.html

対し、MPE とのすべての取引を責任ある形で終了するよう求めた。しかし、TASAKI とファウンテンベスト・パートナーズ（方源資本）、ユニゾン・キャピタルからは締切りとして設定した 2024 年 7 月 5 日までに回答がなかった。現在も TASAKI は、本件について公になんら説明を行っていない。

【質問】貴社と経済制裁対象であるミャンマー真珠公社との取引関係について（2024 年 6 月 11 日）
http://www.mekongwatch.org/report/burma/mbusiness/inquiryTASAKI2024Jun/Q_20240611_TASAKI_Jp.pdf

【質問】TASAKI と経済制裁対象であるミャンマー真珠公社との取引関係に関する人権デューデリジェンスについて（2024 年 6 月 11 日）
http://www.mekongwatch.org/report/burma/mbusiness/inquiryTASAKI2024Jun/Q_20240611_FVP_UC_Jp.pdf

【プレスリリース】ミャンマーでの真珠養殖を通じ TASAKI と同社への出資予定者がミャンマー軍政の国際犯罪に加担する恐れ ～TASAKI は経済制裁対象であるミャンマー真珠公社との全取引を責任ある形で終わらせるべき～（2024 年 7 月 10 日）
http://www.mekongwatch.org/PDF/pr_20240710_Jp.pdf

TASAKI とその出資者には国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」及び OECD の「多国籍企業行動指針」の人権に関する規定に沿った行動が強く求められる。

4.3 軍所有の土地での日本の官民ビジネス：Y コンプレックス

Y コンプレックス事業は、ミャンマー最大都市ヤンゴンの軍事博物館の跡地に大規模複合不動産を建設・運営する事業で、国土交通省所管の官民ファンドである海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）が出資、財務省所管の輸出信用機関である国際協力銀行（JBIC）が融資を行なっている⁸⁹。この事業では、東京建物株式会社と株式会社フジタ（大和ハウス工業株式会社子会社）、および JOIN がシンガポールに特別目的会社（J-SPC）を設立し、この J-SPC に、JBIC が三井住友銀行、みずほ銀行と協調融資を行なっている。さらにこの J-SPC がミャンマー企業、Yangon Technical and Trading Company Limited（YTT 社）と共同でミャンマーに設立した Y Complex 社に共同出資を行うという事業形態で進んでいる。

⁸⁹ JOIN. ミャンマー・ヤンゴン博物館跡地再開発事業 2017 年 7 月 28 日（2026 年 2 月 20 日閲覧）

https://www.join-future.co.jp/images/topics/1602825053/1602825053_10001.pdf

JBIC. ミャンマー連邦共和国において日本企業が実施する複合不動産の開発・運営事業に対する融資 2018 年 12 月 18 日（2026 年 2 月 20 日閲覧）

<https://www.ibic.go.jp/ja/information/press/press-2018/1218-011714.html>

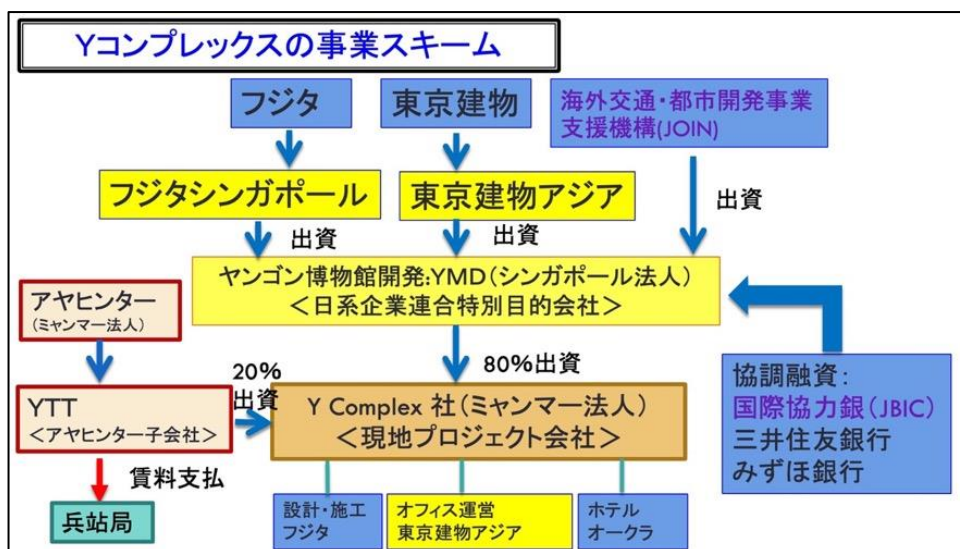


図 27 : Yコンプレックスの事業スキーム

この事業の土地の賃貸借契約は、YTT社と「アウンミンテイン大佐（士官番号 陸軍 17642）、総司令官（陸軍）兵站局兵站副局長」との間で結ばれており、賃料は兵站局（Office of the Quartermaster General）が管理すると見られる口座「Defense Account No. MD010424」（「防衛口座番号 MD 010424」）に支払われる⁹⁰。つまり、この支払いはかなり直接的にミャンマー軍が自由にできる収入となったと考えられる。

米国、英国とカナダは2021年12月10日の世界人権デーにこの兵站局に制裁を科した⁹¹。英国政府は、兵站局について「弾薬、爆弾、ジェット燃料といったミャンマー軍の装備の調達に重要な役割を担う」機関である、と指摘している⁹²。2023年7月20日にはEUがチョースワーリン兵站局長に制裁を科すと発表した。チョースワーリン兵站局長は「その政策や活動がミャンマー／ビルマにおける民主主義と法の支配を損ない、ミャンマー／ビルマの平和と安全と安定を脅かす行為を支持している人物である」とされる⁹³。

Yコンプレックス事業についてメコン・ウォッチは、ミャンマーのグループから情報提供を受け、

⁹⁰ ミャンマーYコンプレックス事業に関与する東京建物、大和ハウス工業にエンゲージメントを求める要請書 2022年5月24日 http://www.mekongwatch.org/report/burma/mbusiness/20220524Letter_Jp.pdf

⁹¹ 米国: <https://home.treasury.gov/news/press-releases/jy0526>,

英国: <https://www.gov.uk/government/news/new-uk-sanctions-target-human-rights-violations-and-abuses-in-myanmar-and-pakistan>,

カナダ: https://www.international.gc.ca/world-monde/international_relations-relations_internationales/sanctions/myanmar.aspx?lang=eng

(2026年2月20日閲覧)

⁹² Foreign, Commonwealth & Development Office, "New UK sanctions target human rights violations and abuses in Myanmar and Pakistan," December 10, 2021: (2026年2月20日閲覧)

<https://www.gov.uk/government/news/new-uk-sanctions-target-human-rights-violations-and-abuses-in-myanmar-and-pakistan>

⁹³ Council of the EU, "Myanmar/Burma: EU imposes seventh round of sanctions against six individuals and one entity," July 20, 2023: (2026年2月20日閲覧)

<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2023/07/20/myanmar-burma-eu-imposes-seventh-round-of-sanctions-against-six-individuals-and-one-entity/>

クーデター以前からこの問題を指摘していた⁹⁴。

Y コンプレックス事業に関わる JOIN と JBIC は、兵站局が国防省内にあり、ミャンマー政府の一機関であるため、土地賃料の支払いによってミャンマー軍を利することはないと説明してきた。

JOIN 代表取締役社長の武貞達彦氏の答弁（2021年4月20日の衆議院財務金融委員会）
「この事業の用地の契約につきまして、J-SPC は直接関与はしておりませんが、現地ミャンマー企業が政府の一員である国防省と土地リース契約を結び、土地の利用権を得た上で、その現地企業から当該現地事業会社がサブリースを受けるという契約になっております。現状を確認はしておりますが、土地の支払いにつきまして、政府内部で適切に管理されていたと承知しております」⁹⁵。

JBIC の Y コンプレックス担当者の発言（2021年3月5日の財務省・NGO 定期協議）
「本件は賃料がミャンマーの国防省の兵站局に支払われていることは JBIC としても承知している。その賃料支払いについては、歳入としてミャンマー政府の一般会計に入っているものと認識している。（中略）ミャンマーにおいては予算法という法律に基づいて、いわゆる一般会計予算が対外公表されており、そこの枝ぶりとして国防省も含まれている」⁹⁶。

これらの発言から、JOIN と JBIC とともに、賃料が軍を利することは避けるべきという認識でいたことがわかる。賃料の最終的な行き先が国防省つまり政府であるという見解を公式に示すことで、賃料が軍には行っていないという体裁を保とうとしていたように見える。だがその後、米国が国防省を制裁対象としたことで⁹⁷、この説明も通らなくなっている。

通常の商取引では土地の賃料の支払いが問題になることはないだろうが、Y コンプレックス事業では、賃料が兵站局の管理下に入ることでミャンマー軍を利する資金となり、直接・間接にミャンマー軍の暴力行使能力を高め人権侵害に繋がった疑いが強い。同事業は現在、無期限に停止しているが、ミャンマーが民主化に向かわない限りは、再開には大きな問題を抱えているといえる。

4.4 軍系企業とクローニーの存在

ミャンマーには軍が所有・経営する企業のほか、ミャンマー軍に直接・間接の利益をもたらすクローニー（政商）企業が存在する。これらの企業は、軍事政権時代からインフラ、天然資源、建設、不動産、通信、銀行など幅広い分野に関与している。これら企業には軍幹部やその家族、退役軍人がオーナーや取締役となっているケースも見られる。前述の国連の報告書「ミャンマー国軍の経済的利益についての報告書」は、ミャンマー軍の所有、経営する企業と複数のクローニー企業も軍と

⁹⁴ 【要請書】ミャンマーにおける複合不動産の開発・運営事業(通称 Y-Complex 事業)に係る資金の流れ及び人権に関する説明について(2020.8.25).

http://www.mekongwatch.org/PDF/rq_20200825.pdf

⁹⁵ 衆議院. 第204回国会 財務金融委員会 第12号(令和3年4月20日(火曜日)) 議事録. (2026年2月20日閲覧)

https://www.shugiin.go.jp/Internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/009520420210420012.htm

⁹⁶ 第75回財務省 NGO 定期協議議事録(2026年2月20日閲覧)

<http://jaces.org/wp/wp-content/uploads/2021/05/mof75.pdf>

⁹⁷ U.S. DEPARTMENT OF THE TREASURY. Treasury Sanctions Burma's Ministry of Defense and Regime-Controlled Financial Institutions (2026年2月20日閲覧)

<https://home.treasury.gov/news/press-releases/jy1555>

密接な関連を持ち続け、軍とその指導部を利用しているとも述べている。報告書はこのようなクローニー企業を「政治的忠誠と引き換えに軍政から受ける特別待遇から利益を得た民間の企業や複合企業」と説明している。日本の公的機関、官民ファンド、民間企業は、クローニーとも関係を持っている。

4.4.1 ティラワ多目的国際ターミナル事業

ティラワ多目的国際ターミナル社（TMIT）は、上組が住友商事、豊田通商と海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）による特別目的会社と、K Efficient Logistics Consortium Company Limited と共に設立した。K Efficient Logistics Consortium Company Limited は、軍系企業 MEHL とビジネスパートナーであるエバー・フロー・リバー（EFR）グループに含まれる。EFR は、ヤンゴンに内陸水運施設を開発するために MEHL の子会社ランピー・マリーン社と提携している⁹⁸。ターミナル事業の収入は、クローニー企業の利益となる。

メコン・ウォッチを含む市民団体は 2025 年 3 月 19 日に、上組、住友商事、豊田通商、また政府が出資するインフラ投資企業である海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）、および日本貿易保険（NEXI）に対し、TMIT 事業への関与について懸念を表明し、2021 年のクーデター後、適切な人権デューデリジェンスを実施したかを問う書簡を送った。上組、住友商事、豊田通商からは期日とした 4 月 18 日までに返信があり、ティラワ多目的国際ターミナル事業から撤退し、精算手続きを始めたことが明らかとなった。また 3 社は、人権を保護し、撤退に際する従業員の転職などの支援を含めて従業員の安全を確保するための措置を講じたとも主張している。しかし、事業の資産がどのように処理されるか、コンセンション契約解除に伴う違約金の支払いによりミャンマー軍政が利益を得るか、事業からの今後の収入がミャンマー軍と関係のある事業体に流れるのをどう防ぐのか、といった点については説明がなく、事業からの撤退が、OECD 多国籍企業行動指針や国連ビジネスと人権に関する指導原則を含む国際的な人権基準を満たしているかについては不明のままだった。

JOIN は期日までに中身のある回答をしなかったが、のちに他の企業と同様の内容を明らかとした。NEXI は、環境社会影響が軽微であるという事業分類で環境レビューを実施しておらず、事業に対する貿易保険の責任期間が終了しているとの回答だった。

【プレスリリース】制裁対象のミャンマー軍所有企業と関係する日本の企業、政府貿易保険機関、官民投資ファンドはミャンマーの港湾事業から責任ある撤退を。(2025.5.14)

http://www.mekongwatch.org/PDF/pr_20250514.pdf

メコン開発メールニュース。

「ミャンマーの港湾事業に関し、官民ファンド JOIN の回答」(2025.6.6)

http://www.mekongwatch.org/resource/news/20250606_01.html

4.4.2 メディア企業への出資

日本の官民ファンドである海外需要開拓支援機構（クールジャパン機構）は海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）と持ち株会社を設立し、その持ち株会社を通し日本放送協会（NHK）の子会社である日本国際放送（JIB）と共に、Dream Vision Co., Ltd.（ドリーム・ビジョン社）に出

⁹⁸ Justice For Myanmar. “Serious corruption risk as Ever Flow River prepares to float on Yangon Stock Exchange.” (2026 年 2 月 20 日閲覧)

<https://www.justiceformyanmar.org/press-releases/serious-corruption-risk-as-ever-flow-river-prepares-to-float-on-yangon-stock-exchange>

資した。このドリーム・ビジョン社には、STLM とミャンマー・ビジネス・セントラル社も出資している。ドリーム・ビジョン社は、ミャンマーの大手メディア企業「シュエタンルイン・メディア」(Shwe Than Lwin Media Co., Ltd.、以下、STLM) の地上波放送局「ミャンマー・ナショナル・テレビジョン」(以下、MNTV) を通じ、放送設備の整備も含めた日本コンテンツ発信事業に取り組んでいた。

【プレスリリース】日本の出資者 3 社がシュエタンルインとの関係を断つ 日本の官民ファンドと JIB はミャンマー軍のクローニー企業と関係するメディア事業からの撤退に際して透明性を確保し責任を果たすべき (2025.7.8)

https://www.mekongwatch.org/PDF/pr_20250708.pdf

STLM は、前述の独立調査団の報告書に記載されている Shwe Than Lwin Group (シュエタンルイン・グループ) の子会社である。また同グループは 2017 年 8 月にラカイン州北部でロヒンギャ住民に対して始まったミャンマー軍の「掃討作戦」を支援するために、軍の求めに応じて寄付をした企業の一つであるとも指摘されている。

STLM は、ミャンマーの大手複合企業シュエタンルイン・グループ (Shwe Than Lwin Group、以下 STLG) の子会社であり、地上波放送局「ミャンマー・ナショナル・テレビ (Myanmar National Television、以下 MNTV)」を運営する主要メディア企業である。

2021 年以降、STLM と、現在ミャンマー軍の支配下にあるミャンマーラジオテレビ局 (MRTV) との合併事業であるミャンマー・インターナショナル・テレビジョン (MITV) は、クーデター以降、ミャンマー軍のプロパガンダを行う役割を担っている。また、STLM は MRTV の放送の強化にインフラを提供している。ミャンマー軍が市民の虐殺を続ける中、そのプロパガンダを広める役割を担うこれら 2 局と、ドリーム・ビジョン社との直接・間接的なつながりは問題である。DVC が MNTV の放送能力強化のために提供したインフラが、結果として MITV や軍の情報発信能力を間接的に利した可能性については、重大な人権リスクとして検証されるべきである。

メコン・ウォッチを含む市民団体は 2025 年 6 月 2 日に、懸念を表明し、2021 年のクーデター後、適切な人権デューデリジェンスを実施したか、また撤退の予定はあるかを問う書簡を送った。

【プレスリリース】日本の出資者 3 社がシュエタンルインとの関係を断つ 日本の官民ファンドと JIB はミャンマー軍のクローニー企業と関係するメディア事業からの撤退に際して透明性を確保し責任を果たすべき (2025.7.8)

https://www.mekongwatch.org/PDF/pr_20250708.pdf

日本企業及び日本の官民ファンドは、第一に、2021 年のクーデター以降、DVC 及び STLM との関係について人権デューデリジェンスを実施したか否か、その内容及び結論を含め、体系的かつ透明に公表するべきである。第二に、DVC からの撤退に際し、株式、放送設備その他の資産がどの主体に移転したのかを明確にし、その結果がクローニー企業やミャンマー軍を利するものとなっていないかを検証し、説明する必要がある。第三に、今後の海外事業においては、高リスク国・高リスク産業を対象とした事前及び継続的な人権影響評価を制度化し、必要に応じて事業の中止や撤退を含む対応を行う枠組みを整備すべきである。特に、官民ファンドについては、一般の民間企業以上に高い透明性と説明が求められる。

5. まとめ (ミャンマー)

ミャンマーでは、2021年クーデター以降、ミャンマー軍による深刻な人権侵害が続いている。これらの暴力は、ミャンマー軍が保持する経済網によっても支えられてきた。そこに外国企業が関与する場合、結果としてそのビジネスが軍の資金源となるという構造が存在している。

国連「ビジネスと人権に関する指導原則」は、すべての企業に対し、人権を尊重する責任を負うことを明確に示している。企業は「法令遵守」にとどまらず、国際人権基準を優先して行動することが求められる。日本企業は、軍系企業や公社、クローニー企業との取引や、軍が支配・管理する土地や事業への関与について、事業開始前に人権デューデリジェンスを実施すべきであったが、それは十分に行われてこなかったといえる。特に2017年のラカイン州での人道危機の発生後、日本政府にも企業、そして我々を含む日本の市民社会にも、この悲惨な出来事とミャンマー軍との資金的繋がりという点を繋げて考える意識が薄かったと言える。それが現在の厳しい人権状況に繋がることを反省しなくてはならない。

また、「指導原則」の第17原則やOECD多国籍企業行動指針では、企業に対し、継続的な人権デューデリジェンスの実施を求めている。ミャンマーにおいては、軍系企業や公社、クローニー企業との事業継続は、企業がその影響力を行使して状況を改善する余地が大きいとは思われず、撤退を含む判断が必要となる。また、撤退する場合においても、企業は契約解除や資産移転、違約金の支払い等がミャンマー軍の利益とならないよう配慮するだけでなく、社会に対し説明責任を果たす必要もある。

第 2 章：強制失踪と越境影響

強制失踪

強制失踪とは、国の機関等が、人の自由をはく奪する行為で、失踪者の所在を隠蔽すること等を伴い、かつ、法の保護の外に置くこと、と定義されている。2006年12月に、国際連合総会本会議において「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」が採択され、強制失踪の犯罪化及び処罰を確保するための法的枠組み等が定められた⁹⁹。日本はこれを批准しているが、メコン河流域国ではカンボジアとタイが批准しているのみである¹⁰⁰。メコン河流域国では、人権擁護者や開発事業に関わる住民リーダーなどが強制失踪の被害にあっており、タイでは人権擁護者が殺害された事件、ラオスでは著名な社会活動家の失踪事件が発生しており、特に注意を払うべき問題である。

1. タイでの強制失踪

タイでは、強制失踪事件が繰り返し発生している。

2014年4月、少数民族カレン出身の人権活動家ポーラジー氏（通称ビリー）は、タイ西部ペチャブリー県で国立公園職員に連行された後、行方不明となった。2019年には、彼のものとみられる焼却された骨が発見されている。2019年の朝日新聞の報道によれば、1980年以降タイでは80件以上の強制失踪事件が確認され、その大半が未解決のままである¹⁰¹。

タイで特に知られているのは、弁護士ソムチャイ・ニーラパイチット氏の誘拐・失踪事件である。2004年3月12日、著名な人権弁護士であった同氏はバンコクで行方不明となった。ソムチャイ氏はイスラム教徒であり、南タイにおいて「テロ容疑者」として不当に連行・拷問を受けたとされるイスラム系住民の弁護に尽力していた。後に、同氏の誘拐に関与したとされる警察官5名が逮捕され、遺体を焼却したとみられるドラム缶も発見されたが、容疑者らは否認した。タイの刑法では遺体が発見されない限り殺人罪を立件できないため、消息は不明のまま、事件は未解決となった¹⁰²。

ソムチャイ氏の妻であるアンカナ・ニーラパイチット氏は、被害者家族の立場から声を上げ人権活動家となり、国家人権委員会委員などを歴任（2024年に上院議員に当選）、強制失踪の解決と防止に取り組んでいる。その活動が評価され、2019年にはマグサイサイ賞を受賞した。彼女は、調査により多くの被害者家族が報復を恐れ、声を上げられない現状も明らかにしている。

強制失踪の被害者は、ソムチャイ氏のような人権擁護者の他、ビリー氏のように土地紛争を抱える少数民族のリーダーなどが含まれる。これらの事件の背景には、宗教や民族的マイノリティに対する差別・

⁹⁹ 外務省。「「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」（強制失踪条約）（仮称）への署名について」（2026年2月20日閲覧）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/19/rfs_0206a.html

¹⁰⁰ 国連. International Convention for the Protection of All Persons from Enforced Disappearance（2026年2月20日閲覧）

https://treaties.un.org/Pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&mtsg_no=IV-16&chapter=4&clang=en

¹⁰¹ 朝日新聞オンライン。「「ほまえみの国で続く「強制失踪」当局関与か、80件超（2019年10月19日）」

（2026年2月20日閲覧） https://www.asahi.com/articles/ASMBD46XCMBDUHBI022.html?ref=sp_relink_05

¹⁰² ICJが詳細なレポートを発行している。

ICJ. 「EPORT ON THE CRIMINAL TRIAL AND INVESTIGATION OF THE ENFORCED DISAPPEARANCE OF SOMCHAI NEELAPAICHIT（ソムチャイ・ニーラパイチット氏の強制失踪事件に関する刑事裁判及び捜査の報告書）2008年」（2026年2月20日閲覧）

<https://www.icj.org/wp-content/uploads/2024/08/Thailand-criminal-trial-disappearance-Neelapaichit-trial-observation-report-2009-eng.pdf>

偏見が存在すると思われる。また、大規模開発には土地収用や立ち退きが伴うことが多く、事業主体や関連ビジネスがこうした事態を助長しないためには、現地の政治・社会状況を十分に理解する必要がある。

なお、メコン・ウォッチでは 2013 年にはアンカナ氏を招き、強制失踪事件と被害者家族の思いについて語っていただいたセミナーを開催しており、その報告を以下に掲載している。

メコン・ウォッチ

「政治的強制失踪とは？タイとラオスにみる誘拐事件に見る開発・人権問題」

『フォーラム Mekong PDF 版 3 号』

<http://mekongwatch.org/PDF/FM-PDF-3.pdf>

2 ラオスでの社会活動家強制失踪

アジアのノーベル賞とも呼ばれるマグサイサイ賞を受賞したラオスの著名な社会活動家ソムバット・ソムポン氏は、2012 年 12 月以降、行方不明となっている。最後に彼の姿を目撃していたのは、路上の防犯カメラで、ソムバット氏の家族が警察署で偶然手に入れた映像には、警察官に停車を命じられ車を路肩に寄せ降りたあと、やってきた別の車両で連れ去られるソムバット氏の姿が映っていた。

2012 年 12 月 19 日、ラオス政府は国営通信を通じ声明を発表し、(1) ソムバット氏が何者かに誘拐された可能性があること、(2) ビジネスなど個人的なトラブルが原因である可能性が高いこと、(3) 犯人についての情報はなく、当局が調査中であること、を伝えた。しかし、一連の出来事は全て警察官の目の前で起きており、ソムバット氏の家族、国際社会が様々な疑問や意見を呈する中、その後 10 年以上、ラオス政府は捜査結果を公表していない。この対応自体が、政府関係者の関与を裏付けていると考えられる。

彼が強制失踪した原因は、ラオス政府が事実関係を明らかにしないため推測の域を出ないが、事件の約 2 ヶ月前、ラオスで開催された「アジア欧州民衆フォーラム (AEPF)」が影響したと考える関係者は多い。AEPF では開発における農民の土地の強制収用など、同国の開発問題に関する議論が行なわれた。だが、ある開発事業に疑問を呈したラオス人の参加者が政府関係者から嫌がらせを受けるなどの問題が起きていた。この AEPF の市民側のコーディネーターを務めていたのがソムバット氏だった。同氏は、会合で起きた人権侵害の再発防止に向けて、政府との対話を模索していたとされる。

一党支配が続くラオスにおいては、「人民を代表するのはラオス人民革命党である」という意識が支配的であり、ソムバット氏が推進していたボトムアップ型の参加型開発は政府や党の警戒の対象となっていたと推測される。開発事業への反対といった明確な意思表示ではなく穏健な参加型開発の活動を続けていたにもかかわらず、同氏が強制失踪の被害に遭ったことで、国内では開発政策について議論することすら難しいと感じる人が増えた。こうしてラオスで芽生えつつあった言論の場は、大規模開発の負の影響を議論する領域においては縮小してしまった。

参考

メコン・ウォッチ

社会活動家失踪事件

http://www.mekongwatch.org/report/laos/laos_disappearance.html

3 ラオスでの他のケース

ラオスでは表現の自由が厳しく制限されている一方、近年はソーシャルメディアの普及により意見表明

の手段が拡大している。特に若い世代による情報発信が増えているが、それが政治や開発への批判である場合、リスクが伴う。

2019年9月12日、30代の女性、フアイファン・サイヤブリー氏は、Facebook上で政府の洪水対策を批判したことで逮捕され、ラオス南部チャンパサック県バクセーの刑務所に収監された。同年9月17日付の現地紙ビエンチャン・タイムス（ラオス語版）は、彼女は刑法117条の「反ラオス人民民主共和国プロパガンダ拡散に関する法（The law on the advertisement of anti Lao PDR propaganda）」を破ったことを自白した、と報じた。同法では、「ラオス人民民主共和国に対する中傷、党の指針及び政府の方針を歪めて、騒動を引き起こす虚偽の噂を流して、宣伝活動を行なう者」が処罰対象である。また、彼女はその行動を国内外の「悪人（ニュース原文のまま）」との共謀によって行なったと認めた、とも報道された。収監中は弁護士との接見や家族との面会も許されず、司法手続を逸脱した扱いを受けていた¹⁰³。

また、政府批判を行った人物が行方不明になるケースも確認されている。ラオス人移住労働者と人権擁護者のグループで、ラオスの人権擁護と民主主義を提唱する「Free Lao」の元メンバー、オット・サヤウォン氏は弾圧を恐れラオスからタイに避難していたが、強制失踪にあった疑いが強い。2019年8月26日にバンコクの自宅から突如姿を消した。彼は失踪の数ヶ月前、タイで国連の人権に関する特別報告者と面会していた。2019年10月21日、複数の国連特別報告者が「タイ・ラオス：国連専門家、ラオス人権擁護者失踪に懸念」と題する共同声明を発表し、オット氏の失踪が国連との関与に対する報復である可能性を指摘した。この声明の中で、当時の国連特別報告者のフィリップ・アルストン（Philip Alston）は、ラオス訪問に先立ち2019年3月15日、オットや他のラオス人権擁護者とバンコクで会談したとし、「もしもオットの国連システムへの関与に対する報復として強制失踪が発生しているとしたら、それは彼の人権への侵害であり、即時の行動が求められる。人権分野で誰一人、国連との接触及びコミュニケーションを妨げられるべきではない」と強調している¹⁰⁴。ソムバット氏同様、現在に至るまでオット氏の行方不明である。

参考

メコン・ウォッチ

- ・ラオス・人権状況>SNSで政府の洪水対策を批判した女性の逮捕

http://www.mekongwatch.org/resource/news/20191011_01.html

- ・ラオス・人権状況>国連専門家が懸念表明

http://www.mekongwatch.org/resource/news/20191021_01.html

¹⁰³ メコン開発メールニュース。「ラオス・人権状況 SNSで政府の洪水対策を批判した女性の逮捕」(2019/10/11)
http://www.mekongwatch.org/resource/news/20191011_01.html

¹⁰⁴ UNHR. Thailand/Lao PDR: UN experts concerned by disappearance of Lao human rights defender. (2019/10/1).
(2026年2月20日閲覧)

<https://www.ohchr.org/en/press-releases/2019/10/thailandlao-pdr-un-experts-concerned-disappearance-lao-human-rights-defender>

国境を越える投資による人権侵害

1. タイ企業の周辺国への投資の影響

タイは2000年代に既に、周辺国に対して投資国・援助国へと変化している。2005年には財務省の下に「タイ周辺国経済開発協力機構（Neighboring Countries Economic Development Cooperation Agency：NEDA）」が設立され¹⁰⁵、タイ輸出入銀行や商業銀行による融資案件も増加し、その影響力を強めてきた。それに伴い、問題も顕在化してきた。タイ企業のカンボジアでのサトウキビの大規模プランテーション開発、ラオスでの水力発電事業、ミャンマーでの経済特別区開発など、タイ企業による事業展開で、近隣諸国における人権への負の影響を引き起こす事例が見られる。また、一部のタイ企業には日本企業の出資も確認されており、一見するとタイ企業による投資のように見える案件にも、日本企業が関与している場合がある。

以下では、タイ企業の海外投資を監視するNGO「ETOs Watch」の報告書「タイの近隣諸国への直接投資について¹⁰⁶」を参照しつつ、他の情報も交えて整理する。

1.1.カンボジア：ココン州経済土地コンセッションとタイ企業

人権侵害の様相

- ・ 住民の貧困化
 - 強制的な土地収用による住民の農地喪失、林産物へのアクセス阻害。
 - 市価に見合わない土地補償額の支払い。
 - 親の収入減少による子どもたちの教育機会喪失。
- ・ 関係者への暴力、人権擁護者への弾圧
 - 収用に反対した住民5名が警官によって狙撃、または殴打されたことで負傷。
 - 家を焼かれたと訴えた住民が、後に暗殺された。
 - 支援に入った弁護士や活動家への脅迫。

カンボジアのココン州は同国の南西に位置し、タイ湾に面している。同州では、タイの製糖企業コンケン・シュガー社の投資に伴う土地収奪が問題となり、タイ憲法で定められた独立機関であるタイ国家人権委員会による海外調査が行われた¹⁰⁷。同様の事例はココン州に限らず、タイの製糖大手ミットボン社の投資によってオドーミアンチェイ州でも発生している¹⁰⁸。

コンケン・シュガー社は、プランテーション経営を行うココン・プランテーション社と、プランテーション経営と製糖を行うココン・シュガーインダストリー社の2社を設立し、同州で操業している。2006年8月、カンボジア政府は両社に対し90年間の経済土地コンセッションを付与した。当初、株式はコンケン・シュガー社が50%、台湾の合弁会社Ve Vong社が30%、カンボジア人民党上院議員リー・ヨン・

¹⁰⁵ NEDA. History of NEDA. (2026年2月20日閲覧)

<https://www.neda.or.th/2023/en/about?n=rQxWewEb3Q>

¹⁰⁶ ETOs Watch. 「タイの近隣諸国への直接投資について-環境・地域社会への影響と人権侵害について(Thailand's Direct Investments in Neighbouring Countries Impacts to the Environment and Communities, and Violations of Human Rights)」.2018年。(2026年2月20日閲覧)

https://themekongbutterfly.wordpress.com/wp-content/uploads/2020/03/tci_translated.pdf

¹⁰⁷ EarthRights International. “Koh Kong Sugar Plantation”. (2026年2月20日閲覧)

<https://earthrights.org/case/koh-kong-sugar-plantation/>

¹⁰⁸ ETOs Watch. 2018年.

パット氏が20%を保有していたが、その後コンケン・シュガー社が両社の持株比率を80%まで引き上げ、推定20億バーツ（約70億円）を投資したとみられる。両社が生産する砂糖は、ヨーロッパ連合（EU）のEBA（Everything But Arms：武器以外の全品目に対する無関税・数量制限なしの原則）を利用してEUへ輸出されていた¹⁰⁹。

経済土地コンセッションの対象面積は両社あわせて約18,000ヘクタールに及ぶ。しかし2006年3月の時点では、免税店とココン国際リゾートクラブにそれぞれ1万ヘクタールずつが認可されていた。その後、5月に保安員（所属等の詳細は不明）が整地を開始。ココン・プランテーション社とココン・シュガーインダストリー社は5月29日に登記され、6月20日には免税店とリゾートクラブがカンボジア政府に対しコンセッションの名義変更を申請した。これを受けて7月18日の閣議で名義変更が承認され、8月2日には両社と農業省との間で90年間の土地コンセッション契約が締結されるという、極めて迅速な手続きが行われた¹¹⁰。

タイ国家人権委員会の調査によれば、これらの土地を利用していたコミュニティは70年以上にわたり当地に居住していたが、農地として利用していた土地を収用されている。また、整地に伴い周辺の森林も失われ、林産物の採取機会も奪われている¹¹¹。

カンボジアの土地法（2001年施行、59条）では、10,000ヘクタールを超える経済土地コンセッションは禁じられており、超過する場合には修正が必要とされている。ただし、手続き上の必要性がある場合には特別な免除が認められる仕組みとなっている¹¹²。

影響住民は、一切の通知や協議がなかったと主張している。また、住民は、土地コンセッションが承認される前に警察によって土地から強制的に追い出されたと主張している。また、銃撃や暴行により5人が負傷したとも報じられている。ある住民がブルドーザーで村人の家が破壊される事件を記録していたが、翌年、その人物は暗殺されている。支援に入った弁護士や活動家は、現地調査中に治安部隊の隊員からストーカー行為や脅迫を受けたとも報告している¹¹³。

住民を支援した国際NGOは、OECD多国籍企業ガイドラインに基づき米国ナショナル・コンタクト・ポイントに通報した¹¹⁴。また、住民は両社のコンセッション取り消しを地元裁判所に提訴したが認められず、その後、砂糖の供給先であるタイト&ライル社を英国で提訴し、土地補償を求めた¹¹⁵。

この事例では、異例ともいえる迅速さでコンセッションの名義変更が行われており、背後には投資先の政治家の影響があると考えられる。投資先やサプライチェーン内の企業にこうした特別な便宜が図られている場合、関係企業はそれをビジネスチャンスとしてではなく、潜在する人権リスクとして認識すべきである。とりわけ、人権配慮が未整備な新興国企業がサプライチェーンに含まれる場合には、独自の現地調査や人権NGOの情報を確認する必要があるといえる。

¹⁰⁹ ETOs Watch. 前掲。

¹¹⁰ EarthRights International. “Koh Kong Sugar Plantation”. 前掲。

¹¹¹ ETOs Watch. 前掲。

¹¹² JETRO. 「カンボジア土地法（日本語訳）」.（2026年2月20日閲覧）

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/kh/law/pdf/land_jp.pdf

¹¹³ ETOs Watch. 前掲。

¹¹⁴ EarthRights International. “Koh Kong Sugar Plantation”. 前掲。

¹¹⁵ Business & Human Rights Resource Center. “Koh Kong Plantation lawsuits (Re Cambodia)”.（2026年2月20日閲覧）

<https://www.business-humanrights.org/en/latest-news/koh-kong-sugar-plantation-lawsuits-re-cambodia/>

参考：

住民を支援した国際 NGO EarthRights International が、関連資料を掲載している。

KOH KONG SUGAR PLANTATION

<https://earthrights.org/case/koh-kong-sugar-plantation/>

1.2 ラオス：サイヤブリダム

人権侵害の様相

- ・ 生活・生計・環境に関わる権利への影響
- ・ 情報公開・参加・意思表示の制約
- ・ 越境影響
 - 事業地がラオスであることで、越境被害を受けるタイ市民の意見が事業に反映されない。
 - 23～100種の魚の重要な回遊経路を遮断すると予想されていた。

サイヤブリダムはラオス国内のメコン河本流に位置し、世界遺産の町ルアンパバンから約150キロメートル下流に建設された。2019年10月に商業運転を開始し、設備容量は1,285MW、その95%がタイ発電公社に売電されている。事業運営会社サイヤブリ・パワー社は、設計・建設・運営の全てを担い、ラオス政府から31年間のコンセッションを獲得している。

サイヤブリ・パワー社には、CK Power 社 (42.5%)、Natee Synergy 社 (25%)、ラオス EDL-Generation 社 (20%)、タイ EGCO 社 (12.5%) が共同出資している¹¹⁶。このうち CK Power 社の主要株主は TTW 社 (24.98%) であり¹¹⁷、その TTW 社の約26%を三井物産の連結子会社である三井ウォーター・ホールディングス (タイ) が保有している¹¹⁸。また、EGCO 社の株式12.5%を保有する TEPDIA 社は、JERA・三菱商事・九州電力が海外子会社を通じて共同出資する企業である¹¹⁹。

サイヤブリダムの開発は計画当初から国際的に強い批判を受けてきた。メコン河本流を横断する大規模ダムであるため、世界最大の淡水魚であるメコンオオナマズを含む23～100種の魚の重要な回遊経路を遮断すると予想されていたほか、土砂や栄養塩の流下が妨げられ、下流のベトナム・メコンデルタ農業への影響も懸念されていた¹²⁰。魚類への影響軽減策として魚道が設置されたが、メコン河委員会が委

¹¹⁶ CK Power Public Company Limited. Xayaburi hydroelectric power plant. (2026年2月20日閲覧)

<https://www.ckpower.co.th/en/projects/hydro-power/58/xayaburi-hydroelectric-power-plant#>

¹¹⁷ CK Power Public Company Limited. Major shareholders. (2026年2月20日閲覧)

<https://www.ckpower.co.th/en/investor-relations/shareholder-information/major-shareholders>

¹¹⁸ TTW Public Company Limited. Shareholder structure. (2026年2月20日閲覧)

<https://www.ttwplc.com/en/investor-relations/shareholder-information/shareholder-structure#>

¹¹⁹ Kyuden International. 「タイ大手発電事業者「EGCO社」に経営参画します (2019/5/14)」 (2026年2月20日閲覧)

<https://www.kyuden-intl.co.jp/news/detail/16>

¹²⁰ International Rivers. Expert Commentary on the Review of Design Changes Made for the Xayaburi Hydropower Project. (2023年3月22日閲覧)

<https://www.internationalrivers.org/wp-content/uploads/sites/86/2020/08/xayaburi-redesign-commentary-for-website.pdf>

The Business and Human Rights Centre. Thai villagers to appeal court decision on Xayaburi dam lawsuit (2026年2月20日閲覧)

[https://www.business-humanrights.org/en/latest-news/thai-villagers-to-appeal-court-decision-on-xayaburi-dam-lawsuit#:~:text="Mekong%20Villagers%20To%20Appeal%20Xayaburi%20Court%20Case,found%20that%20state%](https://www.business-humanrights.org/en/latest-news/thai-villagers-to-appeal-court-decision-on-xayaburi-dam-lawsuit#:~:text=)

託した戦略的環境アセスメント（2010年）でその有効性は疑問視されている¹²¹。他の支流ダムを経験からも、負の影響が事前に把握されていたにもかかわらず、建設は進められた。

ラオスでは言論の自由が制限されており、開発事業に住民が率直な意見を述べるのは難しい。ラジオ・フリー・アジア（RFA）の2021年9月の報道によれば、3年前に移転した住民は、農地や水の不足に悩んでいる¹²²。ラオスのナムトゥン2ダムの事例で紹介したように、国際水準の事業であっても、地域住民はさまざまな問題を抱えることとなる。

タイのメコン河流域住民は長年にわたりこのダムの建設に反対してきた¹²³。ダム稼働後の2020年には、通常は上流からの土砂で濁るはずのメコン河の水が青く澄むという異常が発生し、流域住民に衝撃を与えた。住民グループ「タイ8県メコン住民ネットワーク」は原告となり、ダムの影響が正しく評価されるまで電力購入契約を差し止めるよう求める行政訴訟をタイで提起した。住民側弁護士は、タイ政府が採択した「ビジネスと人権に関する国家行動計画」における域外適用義務（ETO）を指摘し、これを本件に適用するよう主張した¹²⁴。

この事例は、市民社会の力が強いタイを避け、言論や政治的自由が制限された隣国でタイ資本が大規模事業を進め、深刻な環境・社会影響をもたらしている実態を示している。また、一部のタイ企業には日本企業の資本も関与しており、日本の公的資金や企業が直接ダム建設に関わる事例は減少しているように見えても、資本の流れを追えば、日本企業のメコン河のダム建設への関与が続いていることが明らかである。

さらに近年は、気候変動に加えて生物多様性の観点からも、自然資本や生態系リスクを適切に評価する動きが強まり、自然関連財務情報開示（Nature-related Financial Disclosures：TNFD）の枠組みづくりが進んでいる。サイヤブリダムの事例では、事前に多くの調査や住民からの指摘があったにもかかわらず、それを踏まえたリスク評価が建設可否の判断に反映されなかったが、今後はこうした評価が建設の意思決定に実質的な影響を及ぼす必要がある。

参照：

メコン・ウォッチ サイヤブリダム

<http://www.mekongwatch.org/report/tb/Xayaburi.html>

International Rivers Xayaburi Dam

<https://riverresourcehub.org/resources/xayaburi-dam/>

1.3 ミャンマー：ダウエイ経済特別区（SEZ）開発事業

人権侵害の様相

・生活・生計・環境に関わる権利への影響

[20agencies%20involved%20in%20the](#)

¹²¹ メコン・ウォッチ. サイヤブリダム. <http://www.mekongwatch.org/report/tb/Xayaburi.html>

¹²² Radio Free Asia. “Lao Villagers Displaced by Xayaburi Dam Still Lack Farmland, Water”. (2026年2月20日閲覧)

<https://opendevelopmentmekong.net/news/lao-villagers-displaced-by-xayaburi-dam-still-lack-farmland-water/>

¹²³ メコン・ウォッチ. http://www.mekongwatch.org/PDF/Xayaburi_TPN20110420_J.pdf

¹²⁴ International Rivers. (2023年3月22日閲覧)

<https://archive.internationalrivers.org/resources/press-release-thai-mekong-communities-submit-evidence-of-impacts-in-xayaburi-lawsuit-20571>

- 環境変化により住民の生業に悪影響が及んだが、タイ企業により地域住民との合意形成を欠いたまま開発が進められた。補償も不十分であった。
- ・ 越境影響
 - タイ企業の越境活動であったため、問題が指摘されても企業に強制力を行使できず、住民は救済されないまま放置されている。

ダウエイ経済特別区（SEZ）の開発は、2008年にミャンマー政府とタイ政府の間で基本合意がなされ、その後、タイの大手建設会社イタリアン・タイ・デベロップメント（ITD）社がミャンマー政府から開発事業権を獲得した。事業は、ITD社（75%）とマックス・ミャンマー社（25%）の共同出資による「ダウエイ・デベロップメント社」が担っていた。しかし、2012年7月にマックス・ミャンマー社が撤退し、ITD社は資金難に陥った。その後、タイ政府とミャンマー政府の間で新たな覚書が締結され、2013年には両国政府が同比率で出資する特別目的事業体（SPV）が設立され、政府主導の推進体制へと移行した。この時点で、ITD社の開発権は消滅している。

開発権を喪失する以前、ダウエイ・デベロップメント社はアクセス道路の整備、ダウエイSEZとミャンマー・タイ国境を結ぶ2車線道路の開発、SEZ内の一部整地、移転先の整備などを進めていた。しかし同社は、住民に対する事前の情報開示や協議を十分に行わず、立ち退き補償も不十分な形で一部に支払われるにとどまった。さらに、工事による環境改変は地域の農業や漁業に深刻な被害を与え、大きな問題となった。

現地グループ「ダウエイ開発連合（DDA）」は住民と協力して被害状況を調査し、2014年に報告書を公表した。その後も2016年に追加レポートを発行しており、メコン・ウォッチがその要約を和訳している。

ダウエイSEZ 地域における人権侵害の事例調査 要旨

http://www.mekongwatch.org/PDF/daweiHRviolation_case_study_JP.pdf

日本政府は2013年から正式に協議に参加し、2014年10月には軍事政権下のタイに対し、ダウエイ開発への関心を改めて表明した。2015年12月には国際協力銀行（JBIC）がSPVに参画している。

2013年3月5日、DDAとタイのNGOは共同で、タイ国家人権委員会（NHRC）に対し「事業に関連する人権及びコミュニティ権の侵害に関する懸念」について苦情を申し立て、受理された。同年6月にはNHRC委員が現地を訪問し、同年12月には事実関係・意見・政策勧告を含む報告書をタイ内閣に提出した（正式名称：『コミュニティの権利 タイ政府が開発の覚書を交わしているミャンマー連邦共和国内ダウエイ深海港・経済特区事業におけるダウエイ住民に対する人権侵害』、2015年11月23日付）。NHRCは、ITD社による人権侵害があったことを認定し、同社が「開発権の喪失により責任も消失した」とする主張を退けた。

NHRCによる勧告

調査を担当した人権委員会下の「コミュニティの権利に関する小委員会」は国連の指導原則である『ビジネスと人権に関する国連指導原則：保護、尊敬及び救済枠組み実施のために』のII.11、13、17、18、22、23に基づき解決がなされるよう、次のような意見・勧告を行っている。

ITDに対して

- ・ダウエイ住民に対する現存の影響や人権侵害問題は、ITD社の事業からの直接的な結果とみなす。2013年時点の契約廃止があっても、同社がこれまでに引き起こした結果から免責されない。
- ・ITDは、事業実施によって生じた損害や悪影響について、事業用地内外に暮らしている影響を受ける住民に対し、補償と救済策を講じるよう検討すべきである。

・補償と救済は影響を受ける人々に対してオープンであり、公正かつ適正な補償がなされるまで、人々はそのプロセスのあらゆる段階に参加できるようにすべきである。

タイ政府に対して

閣議、外務省、商業省及び関係機関は、タイ投資家による国際投資を監督するメカニズムや規制を確立し、投資家が「国連ビジネスと人権に関する指導原則：保護、尊重及び救済フレームワークの実施」（2011年）を実施フレームワークとして採用し、人権を尊重した事業を行うよう規制を設けるべきである。

こうした勧告にもかかわらず、住民への救済は実現せず、2021年2月にはミャンマーでクーデターが発生し、住民は取り残されたままとなった。さらに、2025年2月には、ダウエイ SEZ にロシアの援助が入ることが報じられ¹²⁵、開発主体はタイや日本から、ロシアに移っていくと見られる。

参照：

メコン・ウォッチ ダウエイ経済特別区（SEZ）開発事業
NHRC による勧告もこちらで紹介している。

<http://www.mekongwatch.org/report/burma/dawei.html>

2 ベトナム企業の海外投資

ベトナム企業は、本国政府の政治的な影響力が強く及ぶラオスやカンボジアで、大規模農業投資で問題を起こしてきた[ラオス プランテーション開発と土地問題参照]。また、自国内のダム開発によって、下流のカンボジアに被害をもたらしたケースもある。

2.1 ヤリ滝ダム

人権侵害の様相

・ 生存・生活基盤に対する権利侵害・越境影響

- ダムの放水による死亡者の発生。
- ダム下流住民への生業への影響や健康被害
- ベトナムのダムによるカンボジアでの被害で、被害住民への補償などが行われなかった。

ヤリ滝ダムは、メコン川の支流であるセサン川に建設されたダムで、1993年に着工した。メコン下流域における最初の大型ダムであり、発電能力は720メガワット（MW）に達し、発電された電力はベトナム国内に供給されている。事業はロシア及びウクライナの援助を受けて進められた。このダムの建設は、自然に依拠した生活を営むカンボジア領内の少数民族に甚大な負の影響をもたらした。

¹²⁵ Irrawaddy. “Russian Economic Delegation Signs Raft of Agreements With Myanmar Junta”. (2026年2月20日閲覧)

<https://www.irrawaddy.com/business/russian-economic-delegation-signs-raft-of-agreements-with-myanmar-junta.html>



図 28: ヤリ滝ダム (撮影年不明)

1998年にダムの貯水が開始されたが、住民はすでに1996年ごろから川の異変を感じていた。従来とは異なる急激な水位上昇を伴う洪水が頻発し、その結果、4年間で32名が溺死したと報告されている。さらに、水質悪化により皮膚病、下痢、眼病などの健康被害が拡大した。住民の主要な食料・収入源である魚は激減し、急激な放水による水位上昇で漁具を失う被害も相次いだ。かつて乾季に可能であった砂金採取も、水位上昇のため不可能になったとされる（フォーラム Mekong Vol. 5 No. 4 2003 「国境を越えるダム被害 ベトナムのヤリ滝ダムとカンボジアのセサン川」参照）。

ヤリ滝ダムは国境から数十キロメートルしか離れていない場所に建設されたにもかかわらず、カンボジアへの影響は考慮されなかった。事業はベトナムの環境保護法施行前に開始され、十分な環境影響調査は実施されていないという経緯もある。ただ仮に施行後であっても、国境を越えた下流域への影響が調査対象となった保証はない。この事例は、その後メコン河流域各地で実施されたダム建設における越境影響の典型例となったが、カンボジア側住民に対する補償はなく、少なくともメコン・ウォッチが現地を訪問していた2010年代後半でも放水警報などは機能していなかった。

セコン川流域にはスレポック川とセサン川という二つの支流が流れており、同様の問題が繰り返し報告されている。詳しくは以下の参考文献やウェブサイトにもとめられている。

参照：

メコン・ウォッチ ヤリ滝ダム

<http://www.mekongwatch.org/report/vietnam/YariFall.html>

参考：

杉田玲奈. 「水の声：ダムが脅かす村びとのいのちと暮らし」メコン・ウォッチ. 2008年

http://www.mekongwatch.org/PDF/watervoice_full.pdf

メコン・ウォッチ

セサン川・スレポック川・セコン川（3S）ダム開発のページ

<http://www.mekongwatch.org/report/tb/3sDam.html>

総括

メコン流域の開発における人権侵害を軽減・予防するための課題

本報告書では、メコン流域国のカンボジア、タイ、ベトナム、ラオス、ミャンマーにおいて、開発事業とそれに関連する経済活動が引き起こしてきた人権侵害を、文献とメコン・ウォッチが監視活動を行った具体的な事例を通して紹介してきた。

カンボジア、タイ、ベトナム、ラオスの4カ国の事例から見える問題は、大規模開発が地域住民の生活基盤、生計、健康、文化に対して深刻かつ長期的な影響を及ぼしてきた点である。ダム建設、道路整備、発電所建設、都市開発などの事業は、経済発展を重視して行われてきた。各国とも経済成長は達成したといえるが、その過程で、人々の農地や森林、水資源にアクセスする権利が奪われてきた側面がある。これらは特に、社会的に脆弱な立場で自然資源に依存してきた少数民族や農村部の人たちに、大きな影響を与えてきた。

本報告の事例は、環境影響評価（EIA）が流域各国で制度として始まる前、あるいは始まったばかりの時期のものも含み、市民の絶え間ない働きかけにより、日本や国際機関の環境社会配慮の制度もこの間、改善を続けてきたと言える。現在同様の事業が行われた際、同じことが起きるとは言い切れない面もあるが、不十分な情報公開と意味ある住民参加の欠如、表現の自由や異議申立ての機会の抑圧など、現在も解決されていない課題が含まれていることは重要だと考えている。

ラオスのナムトゥン2ダムのケースにみられるように、環境・社会配慮の制度が整備され、膨大な調査報告の作成、広範に生計回復プロジェクトが行われた中、開発側と市民側の事実確認が常に異なる場合もある。また、ここ四半世紀で、クーデターによる政権転覆や、権威主義的体制の強化がメコン河流域の各国で見られる中、情報公開、住民の参加が形骸化するリスクは、各国共に減ってはいないと思われる。事業者は、住民の事業に対する意思決定への意見表明の機会が限定されている、と保守的に考えて行動すべきだろう。

また、開発に反対する住民、地域リーダー、活動家などの人権擁護者は、訴訟を起こされる、恣意的な拘束や暴力、脅迫を受ける、さらには強制失踪にあう、といった深刻な人権侵害の被害に遭う可能性がある。これに対して開発事業者だけでなく、サプライチェーンで関与している企業にも責任があることを強調したい。自由が制限され、人々が抑圧されている環境下では、事業継続そのものが人権侵害を助長する可能性を持つ。企業は、人権デューデリジェンスを形式的手続きとしてではなく、事業の中止・撤退も含む実質的判断につなげる必要がある。

ミャンマーの開発の現場でも、4カ国の事例と同様な問題が起きてきた。だが本稿では、2021年の軍事クーデター以降の情勢変化を踏まえ、ミャンマー軍と資金の関係について報告した。ミャンマー軍は企業活動や天然資源開発、それらの国際取引を通じて資金を獲得し、その収益が市民への暴力や人権侵害に直接・間接に用いられている。つまり、ミャンマーでは多くの事業で、ビジネスそのものが人権侵害の構造に組み込まれているのである。このような資金の流れはこれまで、人権侵害に関与していると指摘があっても、多くの場合で企業の責任は問われてこなかった。国連「ビジネスと人権に関する指導原則」により国家や企業の責任が明文化されたことで、市民社会から政府・企業の責任を問う声が正当に評価される土台ができたといえるだろう。長年放置されてきたミャンマー軍の暴力の原資のほんの一部とはいえ、減じる道筋が見えてきたと言えるのではないかと。

日本政府は、政府開発援助（ODA）、輸出信用、投資支援を通じて海外事業を支援する場合、従来の環境・社会配慮にとどまらず、ビジネスが生む利益の人権への負の影響を予見・防止する責任がある。日本の援助機関や輸出信用機関は独自のガイドラインを持ちそれを運営しているが、ミャンマーのケースか

ら見ると、従来のガイドラインに含まれないと各機関が判断し投資を実行するなど、課題が見えているように思われる。また日本政府は、従来の人権配慮の政策を強化すると共に、企業の人権デューデリジェンスを制度として義務化・強化する役割がある。

今後の取り組み：

このレポートでは詳しく触れられなかったが、SLAPP 訴訟（Strategic Lawsuit Against Public Participation：勝訴の見込みがないにもかかわらず、企業などの立場の強い者が原告となって、被告とされた者の言論を萎縮させ、経済的・精神的に疲弊させる目的などで提起する訴訟）が特に企業によってなされるケースも散見され、このような企業行動について、更に分析する必要がある。

また、冒頭に記したように、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）は、非財務情報である ESG（Environment、Social、Governance）要素を考慮する「ESG 投資」を行うと宣言しているが、対象は巨額の投資の一部であり、実際に、ラオスでダム決壊事故を起こした企業の株式を保有していた。ミャンマーに関しても、ミャンマー軍の大きな収入源となっているガス事業を行うタイのエネルギー企業の株式を保有するなど、北欧の年金基金と比較すれば、その人権基準は疑義を挟める状況である。非常に大きな問題で一団体が扱うには難しいが、市民社会が共同で改善に取り組んでいくべき課題だと認識している。

さらに、水力発電ダム事業は、個別の影響を超え、流域全体の生態系と社会に長期的かつ不可逆的な変化をもたらしてきた。ダムは河川の流れを分断し魚類の回遊を阻害し、また、堆積物の移動を変えてしまう。そのため、下流域を含む広範な地域の生計や食料安全保障に影響を及ぼすがこれらは、ダムの影響を受けた地域の移転補償や個別の地域対策によって完全に回復できる性質のものではない。メコン河のように流域の河川への依存度が高い地域でも、水力発電ダムの広範に及ぶ影響と、長期にわたる環境影響等がこれまで十分に考慮されてこなかった。ダム開発による生物多様性の劣化や食料基盤の変化は、将来世代の生活条件を損なう可能性があり、世代間の人権という観点からも検討されるべき課題であり将来的な取り組みが必要であると考えられる。